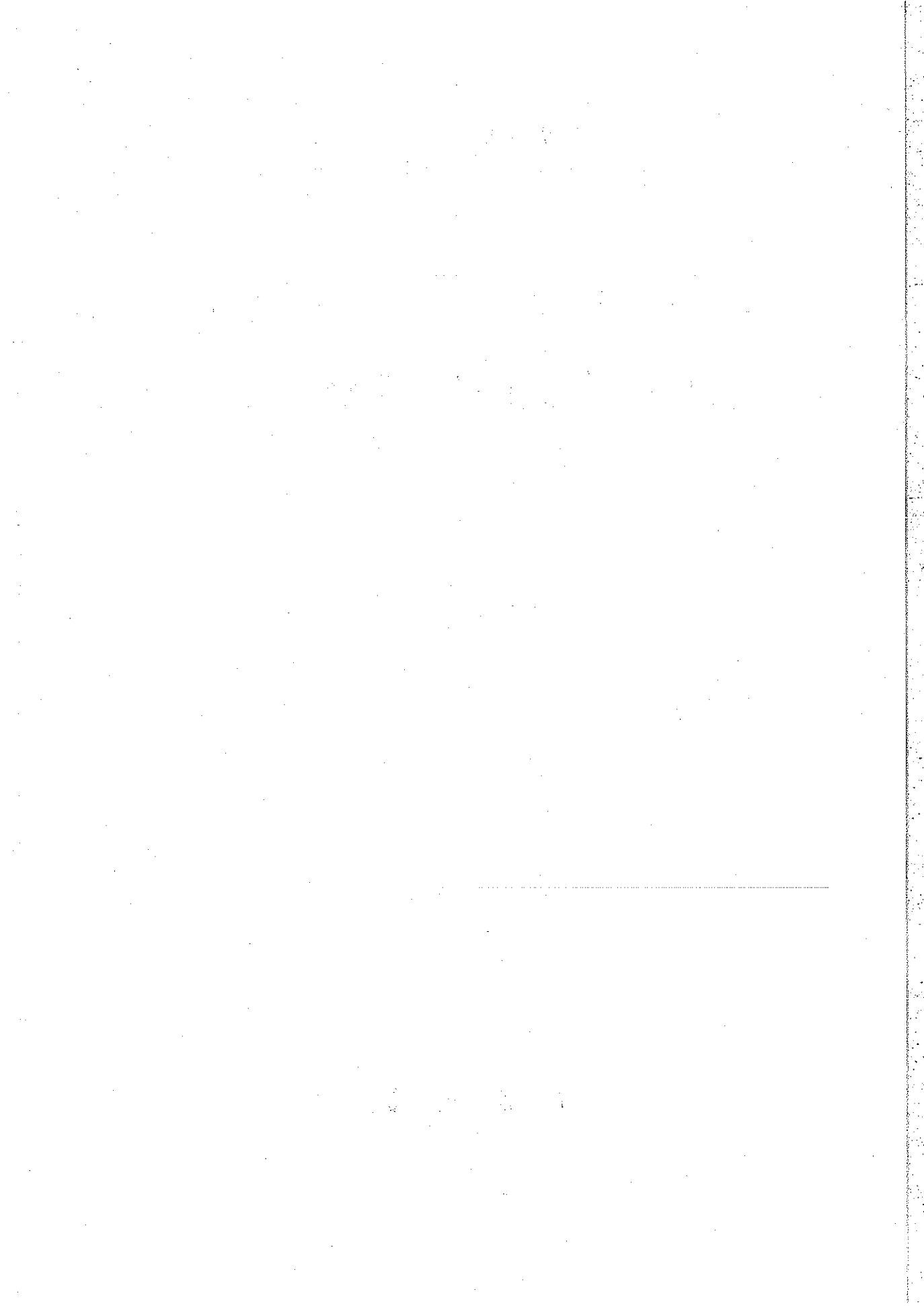


平成 6 年 9 月 30 日 開会
平成 6 年 10 月 20 日 閉会

和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成6年9月30日（金曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣告（午前10時00分）	3"
○ 市長開会挨拶	6"
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（松尾孝明・西口秀光）	6"
○ 日程第2 会期の決定について（9月30日～10月20日 21日間）	7"
○ 日程第3 一般質問について	7"
1番に 29番 勝部 津喜枝 議員	
2番に 27番 早乙女 実 議員	17"
3番に 18番 赤阪 和見 議員	33"
4番に 26番 原 重樹 議員	45"
○ 散会宣告（午後2時45分）	54"

平成6年10月3日（月曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	55"
○ 議事説明員、その他	55"
○ 議事日程	57"
○ 開会宣告（午前11時05分）	59"
○ 日程第1 （監査報告第21号） 例月出納検査結果報告（収入役扱 平成6年3月分）	
○ 日程第2 （監査報告第22号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成6年3月分）	

- 日程第 3 (監査報告第23号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年3月分)
- 日程第 4 (監査報告第24号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成5年度平成6年4月分)
- 日程第 5 (監査報告第25号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年4月分)
- 日程第 6 (監査報告第26号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年4月分)
- 日程第 7 (監査報告第27号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年4月分)
- 日程第 8 (監査報告第28号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成5年度平成6年5月分)
- 日程第 9 (監査報告第29号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年5月分)
- 日程第10 (監査報告第30号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年5月分)
- 日程第11 (監査報告第31号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年5月分)
- 日程第12 (監査報告第32号)
定期監査 (平成6年度第一次分) 結果報告
- 日程第13 (認定第1号)
平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について
- 日程第14 (認定第2号)
平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について
- 日程第15 (認定第3号)
平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について
- 日程第16 (議員提出議案第12号)
決算審査特別委員会設置について
- 日程第17 (報告第25号)
専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)
- 日程第18 (報告第26号)
専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)

一
括
上
程

60頁

61頁

61"

64"

67"

70"

一
括
上
程

○ 日程第19	(報告第27号) 専決処分報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	70頁
○ 日程第20	(議案第39号) 工事請負契約締結について(和泉市立和泉保育園増改築工事)	75〃
○ 日程第21	(議案第40号) 町の区域及び名称の変更について	77〃
○ 日程第22	(議案第41号) 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する 条例制定について	81〃
○ 日程第23	(議案第42号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	94〃
○ 日程第24	(議案第43号) 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例制定について	97〃
○ 日程第25	(議案第44号) 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	101〃
○ 日程第26	(議案第45号) 和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について	102〃
○ 日程第27	(議案第46号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	105〃
○ 日程第28	(議案第47号) 監査委員の選任について	110〃
○ 日程第29	(議案第48号) 公平委員会委員の選任について	112〃
○ 日程第30	(議案第49号) 助役の選任について	113〃
○ 日程第31	(議案第50号) 平成6年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	116〃
○ 日程第32	(議案第51号) 平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	133〃
○ 日程第33	(議案第52号) 平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	135〃

- 日程第34 (選挙第1号) 和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について 139頁
- 日程第35 (選挙提出議案第13号) 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書 140〃
- 日程第36 (議員提出議案第14号) 保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書 141〃
- 日程第37 (議員提出議案第15号) 信太の森にヘリポート設置を行わないよう求める意見書 143〃
- 追加日程第1 議長辞職許可について 147〃
- 追加日程第2 (選挙第2号) 議長選出について 149〃

(午後4時45分休憩、以後再開されず自然散会)

平成6年10月4日(火曜日)～平成6年10月11日(月曜日)まで休会

平成6年10月12日(火曜日)～平成6年10月19日(水曜日)自然休会

平成6年10月20日(木曜日)最終日

- 出席議員・欠席議員 151〃
- 議事説明員、その他 151〃
- 議事日程 153〃
- 開会宣告(午前11時30分) 153〃
- 日程第1 (選挙第2号) 議長選挙について 153〃
- 追加日程第1 副議長辞職許可について 155〃
- 追加日程第2 (選挙第3号) 副議長選挙について 157〃
- 追加日程第3 常任委員会委員の辞任について
- 追加日程第4 特別委員会委員の辞任について

上括
程
163頁

○ 追加日程第 5	常任委員会委員の選任について	一 括 上 程 164頁
○ 追加日程第 6	特別委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 7	決算審査特別委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 8	(選挙第 4 号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	一 括 上 程 166頁
○ 追加日程第 9	(選挙第 5 号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について	
○ 追加日程第10	(選挙第 6 号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	
○ 追加日程第11	(選挙第 7 号) 監査委員の選任について	
○ 市長閉会あいさつ		167〃
○ 議長閉会あいさつ		169〃
○ 議長閉会あいさつ		170〃
閉会宣告 (午後 9 時13分)		171〃

DEPARTMENT OF THE ARMY

HEADQUARTERS, ARMY OF THE UNITED STATES

WASHINGTON, D. C. 20315

10-10-54

MEMORANDUM FOR THE RECORD

SUBJECT: [Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

第 1 日



平成6年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	22番	西口秀光
8番	中塚新治	23番	柳瀬美樹
9番	讚岐一太郎	25番	天堀博
10番	池田秀夫	26番	原重樹
11番	井坂善行	27番	早乙女実
12番	大谷昌幸	28番	猪尾伸子
13番	柏富久蔵	29番	勝部津喜枝
15番	木村静雄		

欠席議員(1名)

21番 辻正治

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼総務課長	池辺功
収入役	中塚白	同次長兼契約課長	北橋輝博
市長公室長	堀宏行	同次長兼資産税課長	加久本良一
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同和対策部長	森利治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同次長	門林良治
同次長兼人事課長	戸口泰明	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室長	今村堅太郎	福祉事務所長	中川鉄也
同施策推進室長	石本博信	同理事	坂田平之
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
総務部長	神藤恒治	同次長兼総合福祉会館長	高橋健

産 業 部 長	萩 本 啓 介	同 次 長 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	富 田 宏 之	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (再 開 発 担 当)	藤 本 仁	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平
コ ス モ ポ リ ス 推 進 部 長	中 屋 正 彦	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 次 長 兼 業 務 課 長	福 原 進	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 学 事 課 長	着 本 直 幸
同 理 事 (道 路 担 当)	谷 俊 雄	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
同 用 地 室 長 兼 用 地 第 一 課 長	奥 野 義 一	同 次 長	田 丸 勝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 副 理 事 兼 久 保 徳 記 念 美 術 館 長	中 野 徹
同 次 長	中 野 英 二	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 副 理 事 (ふるさと総合振興担当)	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 次 長 兼 用 地 課 長	糸 田 嗣 夫	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 部 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	池 野 文 一		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	河 原 茂 隆
次 長	井 阪 和 充
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ早朝より多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。心配されました昨夜の台風26号も大した被害もなく、まことに喜びとするところでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されております議員さんは24名でございます。辻議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員はございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。
- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成6年第3回定例会を開会いたします。

- 議長(大谷昌幸君) 本日の会議に出席報告のあった者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成6年第3回定例会)

発言順	1	発言者	勝部 津喜枝 議員
発言の要旨	1.	ゴミ問題について	
	2.	上代火葬場問題について	
	3.	交通問題について	

発言順	2	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	1.	水問題について	
	2.	保育料の徴収方法について	
	3.	「新駅」開業とまちづくりについて	

発言順	3	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	<p>1. 水問題について</p> <p>(1) 河川水量確保</p> <p>(2) 河川水質浄化</p> <p>(3) 中水の利用（雨水他）</p> <p>(4) 小型合併浄化槽設置助成と普及</p> <p>(5) 小型合併浄化槽管理費助成と管理体制</p> <p>(6) ため池と調整池の利用と位置付け</p> <p>(7) 吸水性舗装路の普及</p> <p>(8) 高度処理水・配水の今後の見通し</p>		

発言順	4	発言者	原 重 樹 議 員
発 言 の 要 旨	<p>1. 同和問題について</p> <p>(1) 「地区協」について</p> <p>(2) 個人給付的事業見直しについて</p>		

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、開会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。大型台風26号も、各地に被害を残しながらも日本海に去りましたが、本市には、被害はございませんでした。

台風一過、本日、ここに平成6年第3回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成6年度和泉市一般会計補正予算外13件、認定3件、報告3件、監査報告12件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御可決、御承認を相賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、かねてより御心配をお掛けをいたしております坂口助役の術後の経過でございますが、手術そのものは成功いたしまして順調に回復に向かっておりますものの、リハビリ治療に今しばらくの時間を要するとのことでございます。現在、病氣治療、リハビリに専念中でございますので、もうしばらく御猶予を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

なお、この機会に私事で恐縮でございますが、議員皆様方を初め市民皆様方に御心労を煩わせております総選挙への出馬問題につきましては、現在、強い御要請があるものの、私自身といたしましては熟慮中である、というのが率直な心境でございます。

また、助役の選任につきましては、後ほど、御提案を申し上げますが、山積すると都市問題解決のため、今後とも理事者職員の総力を挙げましてその職責を全ういたしてまいりたい、こういう所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、7番・松尾孝明議員、22番・西口秀光議員、以上、2名の方を指名いたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月20日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月20日までの21日間と決定いたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、29番・勝部津喜枝議員。

（29番・勝部津喜枝議員登壇）

○ 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部津喜枝でございます。ただいまより一般質問を行います。

第1、ごみ問題について。まず、何点かにわたりまして現状をお尋ねいたします。

その1は、平成4年4月より3分別収集が実施されましたが、これによる成果、問題点等があればお答えください。

第2点、「考えよう、ごみと地球環境」という冊子をいただいております。平成4年度までのごみ発生の推移、ごみ処理費の推移、3分別による資源化量が示されておりますが、平成5年度については、数字でどのようになっているか、お示しいただけるでしょうか。

第3点、同じく「考えよう、ごみと地球環境」の冊子のごみの行方のページには、収集ごみの流れの図による説明があります。ごみを一般家庭と事業所に分けておりますが、本市における事業所ごみの量的把握は数字で示される状況でしょうか、お答えをお願いいたします。

第4点、平成4年12月に和泉市ごみ原料等推進審議会の報告書が提言として私どもにいただいております。以後、当審議会は何回開かれ、現在、どのような点についての審議を進められておるのでしょうか、お願いをいたします。

次に、大きな第2点、上代火葬場問題について。御承知のとおり、昭和47年7月6日付をもって30年以内に他に移転することを第1条件に、本件に関する一切の訴訟を取り下げ、双方和解をいたしております。

私は、これまで決算、予算の委員会で質問をさせていただいた経過がございますが、その折の御答弁は、いずれも原課から「当面、年度初めに市営葬儀を利用させていただくよう町会にごあいさつに参っております」ということでした。

さて、あと残り8年を切ってまいりました。和解書では、「30年以内に移転」としながら

も、「将来、諸般の事情を考慮し、協議をする」と明記もされております。そこで、移転先の見通しはあるのでしょうか、あるいは諸般の事情により地元協議が必要となっているのでしょうか。いずれにしましても、地元に入って行く時期が来ていると考えるものでありますが、いかがでしょうか、お考えをお示してください。

なお、この火葬場問題につきまして、当面の改善として、現在のトイレは、障害者や高齢者の方々の利用を考えた場合改善の必要はないのかどうか、御検討をいただいているのかどうか、お答えをお願いをいたします。

大きな3番目、交通問題について。これまでの自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律が、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に改正され、本年6月20日より施行されました。本市においては、現在、どのように検討作業がされているのか、お答えをください。

第2に、府道泉大津美原線と上伯太線の交差点での交通問題であります。最近、新しく表示の設置がされるなど事故防止の対策がされておりますが、私どもに配付されます交通白書におきましても、平成4年、平成5年とともに路線別発生状況の示すところでは、本市府道での事故発生の多いところとなっております。

こうした点を踏まえ、今回、問題点にするのは歩行者対策であります。とりわけ、現在、建て替え中の府営住宅が、来春には第1次入居が始まります。第1次入居者の方々は、これまで当地の府営住宅に入っておられた方々が対象ということですので、高齢または高齢の1人暮らし世帯が多いと聞いております。もちろん、障害をお持ちの世帯もおられます。

現在、地下道が設置されておりますが、松原泉大津線施行の際、農機具等を運搬する目的として設置されたとも聞いております。それは当初、入り口に網を張った戸を掛け、鍵が掛けられておりましたことが私も記憶いたしております。季節的な利用を考えたものであったと思います。

その後、鳳土木が地元の同意を得た上でのことだとも聞いておりますが、階段がつくられ、歩行者用、また、通学用に供される目的の地下道ともなっているとのこと。この地下道が、実際には、雨が降れば川となり、余り気持ちの良い状況ではありません。当然、歩行者の利用が少ないのが現状です。最近、近くにスーパーが建設中で閉店も間近い状況でございます。建て替え中の府営住宅も、これまでの戸数から倍を越える高層建築となっております。

そこで、歩行者対策として、まず第1に、この地下道の上に横断歩道の設置、地下道の改善が早急に求められます。合わせてすぐ近くにあります上町歩道橋の階段の痛みが大変ひどくなってきております。これらは当市が直接責任を持つ部分でないことは十分承知の上で、和泉市

民が利用するという観点から、また、地元市民皆さんの要望が多いという観点から現状の一端を述べ、御答弁と合わせて改善方のお力添え、御要望を合わせてお願いをいたします。

以上、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 市民生活部答弁。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 1点目のごみ問題に関する御質問につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答えいたします。

まず、1点目の3分別収集の現状と成果ということでございますが、平成4年度から3分別収集に移行して既に2年半が経過しておりますが、この間、ごみ問題に関するパンフレットや冊子の発行、広報による市民啓発を積極的に推進する一方、リサイクルフェアを実施するなど3分別の周知徹底について、広く市民に呼び掛けてまいりました。現時点では、一部を除き大半の市民の御理解、御協力を得、3分別収集がほぼ定着したものと考えております。また、ごみの減量、リサイクルに関する制度についても、生ごみのコンポスト容器設置費助成や新聞、雑誌などの集団回収活動に対する奨励金制度あるいは市民モニター制度を創設するなど充実に努めてまいりました。

この結果、ごみの排出量の伸びが3分別収集以前に比べて鈍化するとともに、缶、瓶などの資源化量が平成3年度の1,150トンから平成5年度2,638トンと2.3倍と大幅に増加するなど、ごみの資源化、リサイクルといった側面からも初期の目的がほぼ達成されていると考えております。

2点目の平成5年度のごみ処理の実績ということでございますけれども、平成5年度年間のごみ発生量は5万2,684トン、1日市民1人当たり948g、資源化量が2,638トン、資源化率5.0%。それに要した経費は、収集、運搬、処理費を含めまして13億9,824万9,000円という数字になってございます。

次に、事業系ごみ量でございますが、本市の場合、事業系と家庭系を混載して収集しているということで、その把握については、厳密にはできてございません。

4点目のごみ減量等推進審議会の審議内容ということでございます。平成5年度につきましては、今まで2回開催をさせていただいております。主な審議内容といたしましては、条例の中で新たに設置することができるとしておりますごみ減量等推進制度について審議会の御意見を承る、あるいは先進都市箕面市のリサイクルセンター等を視察をしていただいた、あるいは本市のごみのその他の課題等について御報告を申し上げ、御審議をいただいているといった内容で進めさせていただいております。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。市民生活部。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 環境整備課和田栗より火葬場問題についてお答えいたします。

現在、上代町とは接触してございませんが、先生が申しましたように市営葬儀使用については、歴代町会長にお願いに上がっております。原課としては、昭和47年7月6日に締結した協定書の中の第1項の操業を30年以内に停止し、他に移転する等の内容につきましては、認識しております。

今後の対応につきましては、協定書に基づき誠意をもって対処してまいりたいと考えております。

また、身障者トイレにつきましては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。産業部。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 交通公害課黒川より回答申し上げます。

今回、自転車法の一部が改正され、平成5年12月に公布、平成6年6月より施行されました。主な改正点でございますが、1つ目としては、自転車のみを対象としていたものが、バイクも含め措置できるとなったものでございます。

2点目といたしましては、放置自転車の撤去、処分について規定され、法的根拠付けがされたことによりまして、撤去、処分についての措置が明確化されたものでございます。

3点目としては、鉄道事業者の協力規定であります。法そのものは改正されなかったものですが、運輸省の鉄道事業者に対して通達がなされました。これによりまして協議会等に積極的に参加するように努める、と改正されたものでございます。

当課といたしましては、今回の自転車法の改正に伴いまして撤去、処分の規定が明確化され、これらの問題についても一歩前進したものと考えてございます。したがって、この法の改正を踏まえまして早い時期に条例改正を行い、自転車対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。建設部。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷より泉大津美原線の路上における横断歩道の設置並びに地下道の改善、また、歩道橋の補修の御指摘がございましたが、何分にもこの泉大津美原線につきましては府道でございますので、早急に現場調査し、御指摘の件を大阪府に申し入れをしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 29番(勝部津喜枝君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ごみ問題からですが、御答弁によりますと、事業系のごみの量の把握は、実際問題としては困難である、こういうことです。それでしたら、資料としていただいております冊子の中に出ているごみの総量、市民1人当たりのごみというのは、事業系のごみも含めての数字だと確認させていただいてよろしいでしょうか。

それから、提言の中で資料の出所としては、泉北環境が3分別を含め分別の状況についてまだまだ強化推進が必要だ、という問題指摘がございます。資料の出所が泉北環境だということ、この数字については和泉市独自ではなく、3市のごみの状況を分析した結果だということ、この2点を確認したいと思います、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) 1点目については、そのとおりでございます。

2点目の数字の件ですが、どの数字でございますか。

○ 29番(勝部津喜枝君) 平成4年12月にいただきました提言の6ページに「可燃ごみの組成」ということで、搬入されたごみの分析結果を数字で細かく示されております。「3分別収集後の平成4年5月でもなお3.4%の不燃物が混入されており、分別が徹底されていないことが伺える」と示されております。この資料の出所が泉北環境整備施設組合であるという点では、先ほどの本市の非常に成果が上がっている、という御答弁と合わせて考えますとき、これは3市合わせての資料だという食い違いというか、そういうものだと思っております。

最初に、その2点を確認しておきたいと思っております。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) 2点目の分につきましては、泉北環境が毎年、年4回程度組成分析をしておる数字でございます。これについては、3市の分のトータルでございます。

○ 29番(勝部津喜枝君) 再度、確認しておきますが、事業所系のごみが量的には把握されていないということで、ここで書かれておりますごみの総量と市民1人当たりのごみは、事業所ごみを含めた数字であるということですね。

○ ごみ減量対策課長(松田 孝君) そのとおりでございます。

○ 29番(勝部津喜枝君) 現状を知るという意味で、また、問題点を市民の立場で正しく把握するという点で確認をさせていただいております。

再質問ですが、組合の処理能力については、この冊子でも提言でも近い将来、処理能力を上回ると予測される、と啓発されております。そこで第1点としては、処理能力、焼却炉の耐用年数は、それぞれどのぐらいの状況になっているのでしょうか。

第2点、資源ごみの処理状況はいかがなものでしょうか。

第3点としては、御存じのように協定書が平成3年4月8日、管理者池田忠雄と3町会代表の間で交わされております。新たにこの場所に炉などを設ける場合は和泉市以外で、と第1条でうたっております。このことにつきましては、当管理者は当然認識されていると思いますが、3市で行っている組合として、この点についての認識はしっかりと持っておられるのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

以上、3点の再質問の御答弁をお願いいたします。

- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 1点目の焼却炉の耐用年数ですが、私は専門的な形では余り存じませんが、何年かに一度、オーバーホールで炉の中の大規模改修をしております。各市の状況を見ましても、それによって非常に耐用年数は分かりませんが、炉を持続させていくということのでかなりの年数が持つのではないかと考えております。

2点目の資源ごみでございますが、泉北環境では、粗大ごみの小型選別場ということで缶、瓶の選別施設を持っております。これは7時間で25トンと聞いております。

それから、公害防止協定の関係でございますが、泉北環境整備施設組合の第2事業所の5号炉の建設に伴いまして、地元3町会と組合管理者との間で平成3年4月に結ばれております。その内容についても認識しております。その協定につきましては単に組合と3町会の問題だけでなく、本市を含めた他の市域についても、その内容は尊重すべきものと考えております。

以上でございます。

- 29番（勝部津喜枝君） なるべくやり取りは少なくしようと考えておったんですが、今の御答弁でしたら近い将来、処理能力を上回ることが予想される、と警告とおぼしきものが書かれておりますが、何もごみ問題については、処理能力なども含め将来も心配はないとなってくるのですが、それでよろしいのでしょうか。

- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 一応、焼却場の概要だけを申し上げますと、現在の焼却能力は450トン、平成5年度の1日平均の焼却量は290.2トン、5年前に比較して60～70トン増えております。本市の人口が増えていく中では、当然、ごみの量も増えるであろうということは考えております。その意味では、現状で推移するのではなく、市民、行政、事業者が一体となってごみの減量、リサイクルをしていくという形の取り組みを今後も進めていく。また、ごみ発生量を抑制し、リサイクルできる物は極力リサイクルをしていくということで市民に対してもこういうことにならないようお願いをし、御理解と御協力をいただくといった側面でも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 29番（勝部津喜枝君） この質問をするに当たりまして、大変近いところにありますので、今回、初めてではございませんが、当施設に参りまして見学をさせていただき、お話も聞かせていただきました。1つは、処理能力の中での炉の問題ですが、現在の5号炉を新しくつくる時に出版されております「地元市民へのご協力のお願い」という散らしの中では、昭和39年稼働の焼却炉は老朽化が進み、能力的、経済的に問題が生じ、もう使えない状態になっている、ということです。

これが着工されたのが昭和63年6月、竣工が平成3年3月です。この提言の中の炉の状況を見ましたら、現在、使用している3号炉が竣工したのが昭和48年、4号炉は昭和53年であります。あなたがおっしゃるような炉の状況は、決してオーバーホール等を行って450トンの能力が100%稼働できる能力を持っていない。現地では大変御苦労を重ね、修理に修理を重ねて何とか使っている、これが当地で言われていた言葉であり、また、実態であろうと思います。

さらに、資源化の問題ですが、3分別による市民へのPRや様々な取り組みの中で非常に進んでいる点は評価しますが、現地に行きましたら、寄せられた資源ごみが山のように詰まっております。いわゆる処理能力として100%うまくいっている状況でないことは、私の目で確かめて参りました。

現在、資源ごみの選別は手選別、ラインは1本、非常に少ない人数と狭い場所で作業しております。今後、引き続き3分別の一層の充実の中、増えてくるであろう資源ごみの処理を充実させるためには、一層の施設の充実、改善が求められるのではないかと考えております。

そういう観点から改めてお尋ねいたしますが、来春には、桃山台大学が開校されると聞いております。これは当然、事業系ごみの増加につながると考えられます。これも含めて市民のごみとして計算される状況ですが、これらのことも踏まえ、また、提言の中でも書かれておりますが、団地やマンション等のごみについての対策が非情に求められているところであります。

これらの現状を踏まえまして今、ごみ減量課で御奮闘をいただいておりますが、松田さんの御答弁には大変不満を感じるものでありますし、近い将来を含め懸念を抱くものであります。人口増や様々な今後の開発計画等をそのまま受け入れるとしましても、現在の舞町焼却場の処理能力については、大きな問題点を抱えているのではないかと考えます。この点では、私は、もっと責任ある立場の方の御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 泉北環境整備施設組合の延命化を図るため平成4年から苦慮してまいりました。市民の方、事業系のごみの皆さん方の協力を得、三位一体となつてごみの減量化を図り、泉北環境の炉の延命化を図りつつ、450トンの処理能力の中で精一杯の努力

をしまいできています。今後、なお一層分別についての努力をしまいで、泉北環境の炉の延命化を図ってしまいでたい考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 29番（勝部津喜枝君） この問題についての締め括りとさせていただきます。

舞町焼却場でお聞きをいたしました原課のお話では、いずれかの時期には、この450トンの処理能力では手に負えない状況がくると私どもは考えおる、ということでした。75トンの処理能力の機械2基が必要な時期はいずれ近い将来やってくると試算をしている、とのことでございます。これは現場の声ですので、非常に説得力があるものと考えております。

さらに、手選別の状況は、山のように空き缶や瓶が積み、処理するのに非常に困難を極めていることもこの目で確かめて参りました。この協定書の中には、今後の施設の増強等につきましては和泉市には持って来るな、とはっきりと第1条にうたわれております。これを真摯に受け止めるならば、和泉市だけでない3市の組合運営ではありますが、管理者が当和泉市の市長であることも考え、本議会を通じてマスタープランなどをつくる用意をする時期に来ていると考えております。

また当面、同時に手選別による資源化ごみの対策につきましては、施設や機械の充実、場所の確保等早急に行う必要がある、このように申し上げてごみ問題についての質問を終わらせていただきます。

2番目の火葬場問題ですが、ただいまの御答弁では、「誠意をもって対応する」ということでした。それではお尋ねをいたしますが、これまで年度当初に市営葬儀を使ってほしい、というごあいさつをしているということでしたが、既に8年を切る時点になってきております。原課で今までこうしたごあいさつ以外に何らかの考えをまとめたり、関係者の会議を開いて案をつくってトップに示したというようなことをしたことがあるのかどうか第1点。

第2点は、過日、関係する常任委員会協議会に第3次総合計画の中間報告が文書で出され、後ほど、私どもにもいただけるということですが、この件に関しては、第3次総計の中でどのように扱われているのか。

以上の2点についてお尋ねをいたします。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 協定書では平成14年7月までとなっておりますので、今後、市の方針を協議してしまいでたいと考えております。今まで検討した報告はしていません。

2点目につきましては、今のところ、第3次総合計画の中には出ておりません。

○ 29番（勝部津喜枝君） 一切の検討はなかった、白紙である。第3次総計の中でも触れられ

ていない、こういうことでございますね。先ほどのごみ問題のところでも申し上げましたが、新しく5号炉を設置するとき、地元の上代町町会住民一同ということで、この問題に対する要求書が63年7月10日付で3市の市長宛に出されております。その後、5号炉が実際に稼動するまでに約3年半という過去の経過がございます。一部、まだ町会とは、5号炉の建設時の問題が解決していない部分もあります。

なぜ、このようなことを申し上げるかと言いますと、先ほどの御答弁でこの火葬場の問題についてまだ何もしていない、全然検討もしていない、という御答弁ですが、5号炉の設置のときの状況ですら3年半の時間を要し、なお、まだ一部問題を残し検討されているということを考えると、この火葬場は、いわゆる「揺り籠から墓場まで」と言われる地方自治体の仕事の中で、避けて通ることのできない大切な施設としてもっと早急に検討されるべきものでなかったかと考えます。

池田市長は、昭和50年に就任をされております。和解書は、昭和47年7月6日付でございます。既にこの当時の市長や町会代表、立会人の方は故人となっておりますが、今もこの問題は、生きております。市長就任と同時に市政の重要な課題の1つであるということは明らかであったわけですが、就任以来今日まで何の検討もされず、未だ議会の質問に対して白紙の状態である、という答弁はどう考えればいいのか、全く無策、無責任と言わざるを得ないと思いません。

私は、早急に何らかの形での庁内の体制をつくるなど、地元上代町の住民はもとより和泉市全市民の立場に立つならば、この問題について移転先が明確であるならばそれはそれでよし、ないのならないで協議のテーブルに付けるような材料をつくる、このことに早急に取り組むべきではないか。このことを強い怒りをもって市長の責任とともに要求して、この問題の質問を終わらせていただきます。

次に、交通問題です。再質問の前に申し上げておきます。この放置自転車問題等を含めまして、交通公害課の職員の方には日ごろから御努力をいただき、御奮闘されていることは十分認識をしております。この場所をお借りいたしまして、私も感謝を申し上げたいと存じます。

さて、今回の法改正につきまして御答弁をいただきましたが、私なりに若干の勉強をさせていただきました内容を見ますと、今回の法改正に至る経過の中では、自治体間で大きな問題となっている放置自転車の撤去処分の根拠規定の不明確さがうたわれ、また、鉄道事業者の自治体に対する非協力などがあり、1990年2月、こうした問題を抱えた自治体による全国自転車問題自治体連絡協議会が結成され、その中で総務庁の交通安全対策室が基本問題研究報告書を

1992年3月にまとめ、法改正へ踏み出したと聞いております。

私は、この法改正によりまして本市におきましては、積極的に活用して問題解決に当たる立場から取り組んでいただきたいということで再質問をさせていただきたいと思っております。

その1つは、今回の法改正によって総合計画の策定が盛り込まれております。この総合計画で設置協力鉄道事業者となったものは、総合計画に従って必要な措置を講じなければならないことも規定されております。また将来、需要が著しくなると予想される地域について、対策の責任も規定をされております。これは放置自転車対策を総合的に推進する上で不可欠であると考えております。本市におきまして、この総合計画策定の推進を早急に希望するものであります。

第2点には、この鉄道事業者の非協力ぶりではありますが、先ほど申し上げました総務庁の交通安全対策室の研究報告の中の一部にもこのように述べられております。

鉄道事業者が自らの多角経営を優先させ、地方公共団体からの申し入れを断るなど期待された協力が得られない、と指摘されております。十分承知の上で、しかしまだ、地方自治体の意に沿う法改正の内容にはなってはおりませんが、第2点での質問は、こうした点を踏まえながらも、市町村長が指定する者による自転車等駐車対策協議会の設置が規定されました。これは条例で定めなければなりません、この条例設置によって設けられた協議会は、鉄道事業者との協議のテーブルができる、こういうことから考えますと、早急をお願いをしたいと考えるものであります。

第3点目に、今回の法改正によりまして自転車の防犯登録が新規購入自転車に義務付けられました。これまでは努力義務でありましたが、今回の改正により義務化されております。もちろん、自転車を扱う商店が協会に入っていないなどそれぞれの地域の特性を考えながらも、こうした点を前進の方向でとらえて活用すべきではないかと考えます。

以上、3点の意見と再質問を含めた内容で申し上げましたが、再度、この点に関する原課の御答弁をお願いしたいと思います。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 公害課よりお答え申し上げます。

今回の法改正に伴いまして総合的かつ計画的な施策を策定する、とうたわれております。現在、本市の場合はJR3駅、泉北鉄道2駅ございまして、各駅周辺での地域の実態に合わせた一定の計画を考えているわけでございます。これが総合的な計画になるかは別といたしまして、これに近付けた計画策定に持っていきたいと考えております。

2点目といたしまして、鉄道事業者の協力問題でございますが、条例の中に協議会を設ける、ということによりまして1つのテーブルに鉄道事業者が付いていただく。この中で決まっ

たものについては当然、協議事項として尊重していただくことになるわけでございます。

現在の鉄道事業者に対してわれわれが要望しておりましたことにつきましては、清算事業団等に分割されたといういろんな問題がございまして、現実にはハード的な協力はなかなか得られにくいですが、現在の計画の中でのソフト的な対応は十分得られる、そういうことについては前進すべきだということでございます。ハード的なものも含め、今後とも鉄道事業者の協力が得られるような形の協議会も条例の中で検討していきたいと考えております。

それから、防犯登録の件でございますが、これの取り扱いにつきましては警察の所管となつてございまして、現在は、任意的に民間業者の方が登録、警察に届け出ているという状況でございます。警察の方の対応はまだおこなっているわけでございまして、防犯登録のシステム化を警察の方で検討してございます。これらについては、まだ報告は出てませんが、業者並びに自転車を購入された方はしっかり防犯登録をしていただき、事故のないような体制を警察と一体で考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 29番（勝部津喜枝君） 最初に申し上げましたように今回の法改正で万全とは思いませんが、単なる解釈論や運用上の問題に惑わされることなく、ぜひ積極面をとらえて充実させ、具体的な取り組みに活用していただきたいと強く望むものであります。

今回の法改正でますます市町村の果たすべき役割が重要になってまいりました。また、こういう取り組みの中、さらに充実した法改正が国を動かすことにもなってくるのではないかと思います。この点を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。



- 議長（大谷昌幸君） 次に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

- 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女です。発言通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第1に、水問題についてであります。今年の夏は、100年に一度という異常渇水に見舞われました。一方、9月6日の夜から7日の未明にかけて、北摂地域の豊中、池田市では、極致的集中豪雨により浸水など大きな被害を受けるという実態も生まれました。「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉もあるように雨が幾分降り始めたり、昨日のように台風がやって来たりと状況に変化も生まれています。しかし、今年のこの事態を喉元過ぎれば熱さを忘れ的に忘れてしまうわけにはいかないでしょう。

そこで、幾つかの点でお聞きをしたいと思っております。第1に、和泉市での今回の節水対策とし

てどのような取り組みをされたのか、されているのか、教えていただきたいと思います。

第2に、今年の8月、東京墨田区で雨水利用国際会議が開かれ、大いに注目をされました。雨水の利用については、以前にも議会での質疑があったと思いますが、和泉市で具体的に開催されている施設があれば教えていただきたいと思います。

第3に、この墨田区というのは、国技館や庁舎など公共市設での雨水利用に既に取り組んでいることでも注目されておりますが、和泉市でもシビックセンター建設が具体化しつつあるわけですし、いわゆる中央丘陵ニュータウンでの公共施設建設を初め、これからの施設建設でこういった雨水の利用という環境を優先をさせる考えを導入される予定が具体的にあるのか、教えていただきたいと思います。また、その考え方についてもお示しく下さい。

第4に、都市災害の典型的とも言える豪雨による大阪空港の被害では、道路のアスファルト化やため池、農地、水田の埋め立てで水の行き場がなくなったからだ、という学者を含めての意見も出ているわけですが、こういった道路などの浸水性、透水性を高めることについて、和泉市としてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

第2に、保育料の徴収方法についてであります。先日、市民の方から幼稚園の保育料の口座振り替えが特定の金融機関1つになっていることの改善を要望されました。また、保育園に子供を預けている別の市民の方ですが、口座振り替えを要望しているが実現しない、とおっしゃっておられました。

そこで、お聞きをしますが、阪南各市の保育園と幼稚園での保育料の徴収方法についての実態をお示しいただき、さきのお2人の市民の方の要望について、それぞれ市の考え方をお聞かせください。

第3に、新駅開業とまちづくりであります。来年平成7年4月までちょうどあと半年になりました。4月になれば和泉中央駅の開業、桃山大学の開校、和泉中央線の新駅から府中までの開通という新しい事態が生じてくることが予想されております。それに向けてこれまで議会で議論もされてきた幾つかの点について、確認も含めてお聞きをしたいと思います。

第1に、和泉中央線から国道480号線と阪和線の交差の問題、つまり府中第2番踏切の問題であります。関空の開港とJRの新ダイヤのもとで新たに渋滞がひどくなったという声も聞かれている昨今ですが、このJRとの道路の交差事業の進捗状況をお教えてください。

第2に、道路の安全対策であります。和泉中央線は、先ほど言いましたように今、弥生町と観音寺間が工事をしていますが、来年にはつながってまいります。いぶき野ともつながって抜けて来るわけですが、新しい交差点が幾つかできてまいります。こうした交差点での信号機の増設について、どのように検討実施されようとしているのか、お教えいただきたいと思いま

す。

第3に、バス路線、バス停の問題です。弥生町住民の方も大変期待をされているわけですが、先日の開発委員会でもお聞きをしたところですが、バス路線の運輸省認可という点を考えるならば、当然、一定の方向性が示される時期だと思えますが、具体的にどのように進捗しているのかお示してください。また、バス停の設置はどのような基準に基づくのか。何キロ、何メートルの間といったようなものがあるのかないのか、そのことも含めてお教えいただきたいと思えます。

第4に、新駅の開業という点から駅の周辺整備についてお聞かせ願います。バス路線がどの程度便利に運行されるかといった関係もあるのですが、当然、自転車、自動車等で駅に来る方がいるわけです。新駅での開業時における駐輪場、駐車場の設置はどのように考えておられるのか。具体化されているならば、場所、収容台数、運営主体、運営形態についてお教えいただきたいと思えます。

合わせまして、以前質問もさせていただいておりますJR府中駅前でございますJRの清算事業団が持っておりました土地で市が買い上げた土地について、駐輪場として暫定利用も考えたい、との回答を以前にいただいたと思えます。開設時期や台数など具体化はどのようになっているか、お教えいただきたいと思えます。

以上で最初の趣旨説明を終わらせていただきます。答弁内容によりまして自席より再質問をさせていただきます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 水道部答弁。
- 水道部次長（池野文一君） 1点目の節水対策につきまして、水道部総務課の池野が御答弁申し上げます。

水道部では去る8月22日、第1次取水制限が実施された時点から節水対策に取り組んでまいったところでありますが、ここでは9月2日、水道部に管理者を本部長とする渇水対策本部を設置した以降の主だった対策について申し上げます。

まず、9月2日から10日までの対策といたしまして、広報車による市内全域の節水PR、学校、保育所関係の節水依頼とプール使用中止の要請、町会、自治会等有線放送による節水PR、大口使用者並びに公共施設への訪問による節水依頼、市内4駅と庁舎玄関前の立て看板の設置。

次に、9月11日以降の対策について申し上げます。日曜及び夜間の広報の実施。ガソリンスタンドへの洗車自粛要請、節水びらの新聞折り込みによる各戸配布、市長部局を含めた公用車

70台に節水ポスターの貼り付け等、一連の節水対策を講じてまいりましたが、おかげさまで減圧給水、時間給水といった最悪の事態を避けることができました。

また、9月16日には待望の雨が降り、琵琶湖の水位も最低記録のマイナス12.3cmから約30cm上昇し、その後も徐々に回復を続けておりましたが、昨日、台風26号による雨の影響で夕方の5時でしたか、取水制限の一時的解除が実施されたところでございます。

水道部といたしましては、市民皆様の御協力による節水効果と季節的な使用減によって給水量が減少したことなどから、節水対策については、一部を除き保留をしているのが現状でございます。しかし、今後も状況の変化に応じ迅速適切な対応をいたしてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 施策推進室参事（辻井正昭君） 水問題について和泉市で具体的に行っている施策があるのか。また、トリヴェール和泉の建設の具体化について、公共施設を初めこれからの施設建設についてどう考えているか、について施策推進室辻井より御答弁申し上げます。

御質問の雨水の利用については、かねてより議会で御意見、御指摘をいただいているところであります。特に今夏は日照りが続き、深刻な水不足となりました。雨水利用の目的の1つは、こうした水不足に対応する自前の水源の確保、都市防災の推進、雨水を水源や環境としての側面から都市環境の再生ということが考えられます。こうした観点から雨水利用が課題となっていると認識しているところでございます。

新しいまちづくりの中でその活用法につきましては、本市では初めての試みといたしまして、トリヴェール和泉に建設いたしました北池田中学校、いぶき野小学校に雨水タンクをグラウンドや樹木の散水に対し雨水の利用を行うよう設置し、活用してまいったところであります。今後のトリヴェール和泉の公共施設の雨水活用につきましては、住宅・都市整備公団を初め関係各課と協議を行い、研究してまいりたく存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。建設部答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関からお答え申し上げます。

道路舗装につきましては、主にアスファルトやコンクリート舗装の下にあります路盤材で道路を通行します車両等の荷重を支えております。含水比の高い土の場合は支持力が低下するため、道路設計の段階で土の置き換えなどを行いながら支持力を確保しております。また、湧き水などが多い場合や軟弱地盤ではさらに遮断層として砂の層を入れたり、多孔管等で排水性を

高めておりますが、基本的には、水を排除することが道路構造を決定する大きな要因となっております。

そのため本市のような大阪層群に当たる土質は含水比が高く、一度水を含むとかなり軟弱な土質に変化する性質がありますので透水性アスファルト舗装には適しておらず、車道舗装には利用できないものであります。

しかしながら、歩道につきましては、一定、支持力の必要性が低いので、植樹などの保護のためにも、透水性を考慮したインターロッキング舗装や透水性アスファルト舗装が利用されており、本市においても、今後ともできるだけ対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） 保育園の保育料徴収に関する御質問につきまして、児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

まず、1点目の阪南各市の徴収方法の実態はどうか、という点の御質問でございます。堺市につきましては、自主納付を行っております。ただし、同和園につきましては、園徴収でございます。高石市につきましては、口座振り替えと自主納付の両方を行っております。泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市につきましては、園徴収を行っております。ただし、岸和田市につきましては、平成7年度より民間園につきまして自主納付の実施を予定しております。

次に、2点目の口座振り替えに関する市の考え方はどうか、という御質問でございます。保育料の納付方法につきましては、先生が御指摘のように口座振り替えを希望する御意見もございます。また一方、従来どおり園での納付を希望する意見もございますので、今後、あらゆる角度から調査研究してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 管理部次長（着本直幸君） 幼稚園の関係で保育料の徴収に関して2点の御質問がありますが、学事課着本よりお答え申し上げます。

現在、市立幼稚園の保育料の徴収方法につきましては、7園中5園が銀行振り込みにより徴収をしております。その内容につきましては、4月当初、各園において年間行事計画に基づき、各月の保育料に加え諸経費を算出いたしまして、月々の合計金額の明細書を金融機関に依頼し、金融機関は、その明細書の金額をそれぞれ保護者の口座から自動振り替えをするという方法をとっております。

これらの方法は、一定、保護者の利便性等を配慮することを前提に各園で対応されたものがあります。しかしながら、口座振り替えが特定の金融機関となっていることの御指摘につきましては、市内に多くの金融機関が点在することや事務的な煩雑さもありますが、今後、園長会等の機会を通じ少しでも改善できるよう、その方途について課題としてまいりたいと考えます。

次に、近隣8市の幼稚園の徴収の状況であります。本市と同様の銀行振り替えの市は泉大津市と岸和田市の2市、堺市、高石市は納付書の交付で金融機関へ直接納付、他の貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市につきましては、納入袋で現金納入の方法をとっております。

以上が、幼稚園の徴収方法の実態であります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。建設部。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 中央線の国道480号線の間を整備の進捗状況のお尋ねにつきまして、建設部谷よりお答えいたします。

府道大阪和泉泉南線から国道26号線の間の中線の整備でございますが、現在、大阪府において平成3年度に予備設計を行い、技術的検討を進めながら平成6年度には、JRとの交差協議並びに関係機関との協議をしているところであります。この協議を経て建設省に事業認可の申請を行うことになっております。

なお、事業認可は、平成8年度をめどにして大阪府が現在、取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 中央線の安全性の問題につきまして、道路課関よりお答え申し上げます。

現在、整備を進めております和泉中央線の区間につきましては、いぶき野バス回転場付近、市道名で言いますといぶき野箕形線の交差点でございます。それから弥生町の自治会館付近、市道名では弥生町20号線、それから、観音寺町のカンダン付近、観音寺寺田摩湯線との交差部分、この3カ所につきましては現在、構造協議等合わせて府警本部と継続して協議を行っており、供用開始までに設置するよう強く要望申し上げます。

また、三井東庄の社宅進入路と連続します弥生町12号線を結びます道路の交差点につきましては、和泉中央線の勾配及び交差する両方向の道路の勾配が非常にきつくございまして、府警本部との協議では、信号設置は不可ということになっております。その危険防止のため、和泉

中央線に中央分離帯を設置して接続道路からの通過を防ぐ処理をし、地元協議を行い、了解をいただいているところでございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 産業部次長（大塚俊昭君） バス路線及び駐輪場等につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

まず、バス路線ですが、平成7年4月の和泉中央駅の開業に伴いまして市内のバス路線の整備を行う必要があり、南海電鉄と協議を行っております。中でも、和泉府中と和泉中央駅を結ぶ新しいバス路線の設定、また、府道父鬼和気線を運行している路線の和泉中央駅への接続等を主な課題として協議中でございます。

なお、バス路線等については運輸省の許認可事項であり、平成7年4月の運行に向けまして、本年12月末ごろに許認可の申請をすることになります。つきましては、バス運営協議会で御審議をいただく日程などから現在、精力的に協議を進めている最中でございます。

次に、バスの停留所ですが、停留所の設置につきましては、事業者が利用者の利便性、予定付近の状況等を勘案をして設定をするということで、設置基準については、明確なものはありません。ただ、現実的には、距離間としては500mから800mぐらいとなっており、状況によりましては、300m程度でも設置をされているというふう聞いてございます。

次に、新駅開設時の自転車駐車場ですが、駅の開設時には、自転車が大量に集中することが予想され、駐輪施設の整備が必要でございます。和泉中央駅の施設整備につきましては現在、住宅・都市整備公団と設置場所、台数、運営形態等について協議を進めておるところでございます。自転車駐車場につきましては、現在のところ約3,000台、平面平置き施設として協議をしております。また、運営形態についても、早急に協議を進めていきたいと思っております。

駐車施設でございますが、駅の北側に初期的商業施設としてテナントビルが同時に開業する予定でありますので、暫定駐車場として収容台数約300台を検討しており、運営主体については、公団の関連会社である関西新都市センター開発株式会社となる予定で、現在、住宅・都市整備公団との間で整備計画並びに運営方法等について協議検討中でございます。

続きまして、和泉府中駅前の清算事業団より取得した土地の利用でございますが、平成6年初めに清算事業団より取得をされ、この用地の暫定利用として、その活用方法について関係課と協議を行ってまいりました。

この中で和泉府中駅周辺の自転車対策として暫定駐輪場を整備するというところで検討しております。整備につきましては、駅周辺の民間駐輪施設いわゆる民間業者への影響、放置自転車

の集中台数等を勘案配慮いたしまして当面、300台程度の施設とし、状況によって規模の変更を検討してまいりたいと思います。構造は平面平置き、屋根なしの簡易整備とし、平成7年4月ごろに供用いたしたく検討しているものでございます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 1つずつやらせていただきます。

最初に、水問題です。節水についてお聞かせいただきましたが、多分、1984年か86年の琵琶湖の渇水のときだったと思いますが、職員労働組合が節水こまというものを配ったことがあります。私も多少かかわりましたので知っていますが、いわゆる蛇口の中の部品です。この節水こまとはどういうものか、水道部自身から御説明していただきたいと思います。

合わせてこの節水こまを市の公共施設、とりわけ本庁と学校、保育所でどのように活用しているか。以前、保育所については若干、使っていると聞いたことがありますので、この設置状況について教えていただきたい。

さらに、水道部がおっしゃった対策の中で市民の方や私どもにも配られた「節水のお願い」というびらの中では、節水こまがあるということについては一言も触れられておりません。ニュースでも多分福岡だったか、そういうものを市民にも設置を進めているよう報道されていたと思います。和泉市がそうしたことをしなかった何か理由があると思いますが、その辺についてお聞かせください。

- 工務課長（中島 孜君） 節水こまとはどういうものか、というお尋ねがありますので、水道部工務課中島よりお答えいたします。

水道の蛇口内部には、水の流れを調整するためのこまパッキンがございまして、蛇口ハンドルを操作することでこまが上下し、水を出したり止めたりいたします。御質問の節水こまとは、このこまパッキンの先端部を凸状に肉盛りしたもので、これを使用すると蛇口内部の弁座との隙間が小さくなり、水の流れを制限することができるものでございます。この使用方法としては、小開度では水の出が少なくなり、節水効果がございます。ただ、通常の1回から2回程度の栓開きの使用では余り効果はございません。

以上でございます。

- 総務部次長（池辺 功君） 庁舎の節水こまの設置状況につきまして、総務課池辺よりお答え申し上げます。

現在、庁舎におきます水道蛇口数は、約90カ所でございますが、このうちの40カ所が節水こまに取り替えをいたしてございます。残りの50カ所につきましても、順次、取り替えをしてまいる予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 総務課長（田丸周美君） 学校、幼稚園の節水こまの設置状況につきまして、教育委員会総務課田丸よりお答え申し上げます。

学校、幼稚園37施設における水道蛇口総数は、給食調理場を除きまして約7,000カ所ございます。現在、このうち約3,200カ所に節水こまを設置をいたしてございます。今後、順次全面設置に向けて努力していく予定でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 保育園の節水こまの設置状況につきまして、児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

保育園の蛇口数につきましては、全体で約1,300カ所設置してございます。そのうち節水こまの設置状況を率で申し上げますと、81%となっております。

以上でございます。

- 水道部次長（池野文一君） 節水こまの使用PRについて散らしには載っていない、水道部の考えはどうか、ということでございますので、池野から御答弁申し上げます。

水源の保護あるいは水の有効利用の点につきましては先生の御指摘のとおりでございます。私どもとしても十分理解をしておりますが、琵琶湖という日本一の水源に恵まれていることもございまして、福岡市とは、若干の条件の差もあるわけでございます。

水道部といたしましては、水道事業の経営システムから申し上げまして、安定給水の確保あるいは需要の伸びに見合う施設の拡充等の投資を回収するという経済的な面から申し上げまして、使用水量の減少は経営を圧迫する要因となり、ひいては、市民皆様に御迷惑をお掛けすることにもなりかねません。したがって、私どもとしては、給水量の伸びに期待を掛けざるを得ないという現実を何とぞ御賢察いただき、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 節水こまというのは、いきなり開いたときは少ししか出ない。全部開栓しますと普通どおりということです。不特定多数の市民や子供が余り判断がなく、いきなり出して無駄に使うことを防止する面で効果があるというのは御説明のとおりです。保育所はそれなりの設置率、学校、本庁はもっと少ないと思ってました。一言、言っときますが、何でもかんでも付けばよくないということを御認識されるよう要望しておきます。

節水のお願いで紹介していない点については今、苦しい答弁をされました。要は、水を売らなくてはだめなんだ、というお話ですが、独立採算制という今の公営企業の性格上わかりますが、少し腹が立ったことがあります。先日、8月段階で記憶を明確にするため、「節水こまがありますか」と水道部の某管理職の方にもらいに行きました。ところが「水道部では置いてな

い。児童課が持っていると思うから、そちらへ行ってくれ」。

市長、これをどう思いますか。たしか8月だったと思います。琵琶湖も含め暑い夏の異常洪水の大変な状況が近付いていたときです。市民に節水を呼び掛けているところが、キャンペーンを張って自重するとかでなく、物理的に直接節水をしてしまう部品を持ってなかった。たまたま在庫がなかった、と言われるかも知れませんが、そういうことをもし市民が知ったら、本当に市がやる気があるのか、と疑うだろうと思います。これはベテンのだという気がします。しかも、この公共施設の水道代はただではないですね。水道料として各施設は払うんですね。財政課から一言お願いします。

- 総務部理事（阪 豊光君） そのとおりでございます。
- 27番（早乙女実君） 市民の税金で水道部に払うわけですね。どういうカネのやり取りかは別にしてね。ついでに財政に聞きますが、市の年間の水道料は幾らぐらいか御存じですか。失礼ですが……。大体でいいですよ。
- 総務部理事（阪 豊光君） 財政課阪より水道料金の額について御答弁申し上げます。本議会に御上程を申し上げている平成5年度決算から申し上げますと、1億6,000余万円でございます。
- 27番（早乙女実君） 私ももらってましたので、全部拾いました。1億15万1,953円です。ただし、病院と水道会計は入ってません。光熱水費ということで、水道費としては計上されてなかったので、わかりませんでした。ですが、その2つを除いて1億円です。余り財政面から節水問題を論じたくないんですが、財政課自身は節水こまを御存じですわね。以前、聞いたところでは、節水こまを知っていることで経費節約面からたしか指導もされていたと思います。この辺はどうですか。
- 総務部理事（阪 豊光君） そういうこともございました。
- 27番（早乙女実君） ここだけ聞いておきたかったんで、一問一答になりました。議長、すみませんでした。1億というおカネは、給食関係や漏水などで何%か無駄になっているので徹々たるものかも知れません。しかし、全庁的に財政面からは、今年は税収が減って大変だという中、それに対して水道部が節水のキャンペーンを張るとき、自分のところの経営問題から言えば、当然、自分のところを主に考えるのでそういう結論になってしまうのかも知れません。市全体として考えれば、この辺のやり方はどうも納得できない。もっと大きく自然保護のいろんな問題点から言えば、当然、福岡の例も含めば、どちらの立場に立つかです。

ちなみに今年の4月ごろいただいた「統計いずみ」によりますと、官公庁、学校用という用途別給水量は、平成4年度までしか載ってませんが、6.3%です。まず、範を垂れる意味で率

先して節水こまを使用すれば、営業収益面から見て1億の分の中でかなり効果があると思います。今度の渇水対策の中で市民の間に広報車を夜まで回すぐらいやられている割には、実態としては、行政の足元で真っ先にできるこのような問題が本当に議論されたかどうか、少し釈然としない面があります。この辺、財政面も含め市長あるいは責任ある答弁をいただきたいと思えます。

○ 水道部長（仲田博文君） ただいま次長が御答弁申し上げたとおりでございます。先生のお話にもございますように水源の保護あるいは資源の有効利用という点では、全く議員さんが御指摘のとおりでございます。われわれといたしましても、この点は十分理解をいたしております。水道部といたしましては、水需要増に伴います拡張事業を行っております関係から、やはり投資に基づく回収に期待を掛けるざるを得ないわけでございますので、この辺をひとつ何とか御理解を賜りたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） 水道部に答えさせるのは酷なような気がします。別に市長の答弁は求めませんが、先ほど、決算書で水道料を拾った分は随分あります。これを付けているか付けていないか本当は聞きたかったんですが、もう置いときます。例えば公園の公衆トイレに付いてれば結構です。あるいは青少年ホームや墓地、身障センター、福祉会館、老人解放センター、教育研究所等いろんな施設からの水道料があります。それぞれの原課から言えば、節水は財政から言われると大変役に立つと思えます。水道部は今のような答弁ですが、財政の方を持つわけではありませんが、基本的な理念も含め整理をされて対応していただきたいと思えます。

8月段階では、琵琶湖の総合開発で150mまではいけるんだというような甘い感じで大阪府でも大阪市でも言われていました。和泉市でも言われていましたが、果たしてそれでいいのか。安全でおいしい水を供給するという大前提と環境という問題を考え合わせますと、今一度、琵琶湖総合開発の問題も含めて、企業優先でなく市民本位の水行政になるよう要望し、この問題は終わっておきます。

雨水の問題ですが、先ほどの御答弁では、新しい北池田といぶき野の小中学校で実施しているということです。8月の雨水の国際会議はマスコミも大変注目し、朝日新聞を初めいろいろ報道がされてきました。墨田区は先駆的な役割を担っていますが、とりわけ隅田川の横ということで河川との関係で防災面プラス地球環境、自然環境の問題も含め、ある面では都のポリシーとして明確に位置付けてやっております。この辺の先進自治体にぜひ学んで追いついてほしい。国技館が一番有名でして当然、見られていると思えますが、さらに勉強されて具体化を考えてほしいと思えます。未だに公団協議ということですが、現実的には危ぶまれるような気がします。市自身がその立場に立たない限り、公団からやってくれることはないと思えます。そ

の辺は強く要望しておきたいと思います。

道路の浸水性、透水性を高める問題ですが、御答弁があったように構造上強度が必要ということで車道部分のしんどさはわかります。ただ、歩道部分の話では、インターロッキング等だろうと思いますが、逆に言えば、そういうものができているところは、割合下水もきちんと通っていたり、全体が整備をされているのではないか。良いところはどんどん良くなるが、まだ下水も通っていない府中とかは、この間のちょっとした雨でも水が出てくる。予算的なものもあるかと思いますが、コスト面で言えば、このインターロッキングも含め、あるいは透水性のあるアスファルトとなるとどのぐらい違いますか。感覚的で結構ですので、教えてください。

○ 道路課長(関 和直君) 現在、使われております密粒式のアスファルト、コンクリートでトン当たり7,500円程度。透水性の高い材料だとトン20万円。かなりの材料費の差がございます。

○ 27番(早乙女実君) 結局、地球環境汚染の代償はそれだけ高いということでしょうか。お互いに深く認識をし、まちづくりそのものを考えるとき根本的、総合的にやらないと、財政的にもかなりのおカネがかかるということです。特に今、言われているのはインターロッキングですが、他にないのかどうか。これは技術も含めて研究開発を待つ面があります。

もともと開発をするときには、用地をつくるため水田やため池をいともあっさり埋めるわけです。ところが、コスト面でそれほどの違いがあるため、真剣に歩道の透水性を高めるとかについては配慮されていないのが現状だと思います。単に下水道で海に流してしまえば終わりですが、地下に返すことが、墨田区で行われた国際会議で大問題になっているわけです。ぜひ検討研究を進めていただくよう要望し、水問題は終わらせていただきます。

大きな2番目の保育料の徴収問題ですが、阪南各市の実態については、私自身も調べてニュースにも書いたのですが、お教えいただきました。自主納付というのは、税金と同じように納付書を持って金融機関へ行って納めるやり方ですね。口座振り替えは、各個人の口座から自動的に落ちる。どちらかと言えば、口座振り替えの方が便利です。幼稚園の口座振り替えの金融機関の選択の幅を広げてもらう問題ですが、園長会等で、とおっしゃってますので、今後の御努力を期待をしておきたいと思います。

保育園は、各園で独自に集めているわけです。保育料は高いですから当然、赤ちゃんの場合は親が持って行きますが、小学校へ行く前の5歳児などでは、親が鞆に入れて先生に渡しておきなさい、という形態です。それで事故が起きたという話は職員の方から余り聞いてませんが、普段、園での保育料の徴収業務はどなたがやられているのでしょうか、確認の意味で教えてください。

- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 園長が行ってございます。
- 27番（早乙女実君） 同和園もですか。事務員さんがいますよ。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 同和園につきましては、事務員さんでございませう。
- 27番（早乙女実君） そこで、ある園長さんにお話を聞いたんですが、保育料だけを集めて整理をするのに1カ月かかったということです。期日で区切ってやるんですが、全員の分がそろって締めて上げてということです。園長さんの仕事は、別におカネの計算や集計だけではないはずで、保母さんが休んで足りないときは現場に入ったり、看護婦さんがいなければその代わりもするなど大変仕事量が多いと思います。そのため同和園では事務員を配置しているのだらうと思います。先ほど、言いましたように保育料はかなり高額ですので、安全面も含めて強盗が入ったという話はありませんが、そういう面も含めて一定の事務の改善が必要だと思います。

阪南各市の実態では、大和川以南では堺、高石、和泉市を飛び越して岸和田では民間がやるということですが、大体、都市化が進んで金融機関も発達し、住民側もその利用が当たり前になってきているところからこの制度が進んできているみたいです。ぜひこの点の改善を図っていただきたい。

ちょっと確認したいんですが、この保育料は各個人で違うのですが、そのデータは電算処理がされているのですか。

- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 電算には入力してございませう。
- 27番（早乙女実君） 入力をしておれば、納付書に電算で打ち出すのは簡単なはずで、これをいちいち手作業でやるとなれば大変でしょうが、4月段階で全部データが入っていることを電算室にも確認をしました。ただ、引き落とし未納になったときの後処理の問題とか、保育園での特別徴収の遠足の問題とか、幼稚園でやられているような毎月の若干の移動の問題も含め、事務量がそれなりに増加しますが、学校現場では既に実施しており、幼稚園の現場もしているということです。その辺りの実態も踏まえ今後、真剣に住民の利便性を高める観点でやっていただくことを要望したいと思います。

それから、直接御答弁はなかったんですが、刷り合わせのやり取りの中で収納率ということをお口にされました。収納率は、きちんと収入される率が下がるんだ、とおっしゃってました。こういう面は、市の行政サイドのマイナスでしんどさはわかりますが、一言だけ意見を言いたいのは、保育料が高過ぎるのではないかという問題点をぜひ御検討いただきたい。幼稚園は定額ですが、なぜか保育料は、所得に応じて全部金額が違うという大前提の問題があります。この辺も含めてぜひ御一考をお願いして、この問題は終わらせていただきます。

次に、新駅開業とまちづくりです。最初の阪和線の立体交差の問題ですが、御説明では、予備設計を含め平成8年度迎いを目標という、あと2年ですが、ずばり認可2年と実際の工事も含めてあと何年かかりますか。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷よりお答えいたします。

大阪府が事業主体でございますが、大阪府によりますと現在、JR並びに建設省と協議の最中でございます。具体的な期間は申し上げにくいということでございます。われわれといたしましては、現在の交通事情からしてできるだけ短期間に完成するよう、府に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○ 27番（早乙女実君） 数字を言わないんですね。内輪話で言いますと、本音のところでのぐらいか、と聞きますと、10年ぐらいいかな、とおっしゃった。議場の正式な答弁では言わないですが、それぐらいいろんな困難点があり、御努力をされているということは受け止めておきます。

ただ、考えてほしいのは、今日も駅前ニュースを配りましたが、そのとき肥子や泉大津の方から来られる人は、全部この問題をおっしゃるんです。自動車でしたら、あの踏切が渋滞をしていれば、和泉中学校の方の府道の渡線橋に回ることも簡単にできますが、歩行者は、とにかく遮断機が上がるのを待たなければいけない。大津の方から来る人の中には、私の人生の大半はここで待っていた、言われる方もおられます。この方の御意見は至極もっともだと思います。

極めて単純に言えば、駅前再開発で駅の橋上化のプランが出ていた。駅前プランがそれなりに進んで海側の西口に改札口ができれば、この方々の要望は簡単に解決しますが、努力をするのがかなりかかる、とおっしゃってます。駅前再開発は御承知のとおりです。残っているのは、JRの駅舎の問題だけです。これは開発委員会でも議論になったのですが、先ほどの自転車の協議会の問題もありますが、JR当局に対して市がどういう態度で交渉を進めるかが、これからの大変大きな意味合いがあると思います。ぜひ真剣な御努力をお願いしたいのですが、総合的な問題になりますので、一言、JR対策について市長から御答弁願えますか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいておりますが、府中南2番踏切につきましては御指摘のとおり、非常に市民さんに御不便をおかけしておりますことは十分わかっております。何とか改善策について現在、アンダー方式で大阪府とJRが協議を進めております。何とか早く進めさせていただくよう、JR当局にもプッシュをいたしてまいりたい。平成8年と言っていますが、それより早くJR協議と建設省の認可を得、あとは、拡幅を含めた用地買収の話でございますので、それらの努力をしましてまいりたい、このように存じております。

ただ、日時がかかることですので、この踏切の改善につきましては、JRに対するプッシュと合わせまして、今後ともJR当局に対して踏切の遮断機が上がらない、待っている時間の改善につきましても強く要請をしまいたい、このように存じております。

- 27番（早乙女実君） その点、要望しておきます。

2番目の信号機の問題ですが、弥生町の自治会から3カ所を申請をしている、ということを知っています。先日、9月当初の新学期が始まったとき、PTAの交通安全委員としてカンダンの前で旗を持って通学時間帯に1時間ほど通学指導をするため立ちました。以前は、完全に一人停止をしないと曲がれなかったんですが、大変見通しが良くなりましたので、車はさほど減速しなくても右折、左折ができるようになりました。その横を工事車両がカンダン側に入ってくるので、私たちPTAは、旗でもって子供たちを制御しながら通学させるということをしました。

今、3カ所の信号機ということで出しておられますが、とりわけカンダン前が一番集合して通学路と重なっていますが、あの部分だけでも先に付けることが不可能かどうか。予算面もあるでしょうが、その辺、ちょっとお考えを聞かせてください。

- 道路課長（関 和直君） 信号設置につきましては、府警本部との協議の中で毎年、10基程度府下全域の信号のバランスがございますので、和泉市だけ突出して設置をするのは非常に難しいというお話がございます。今回も市域全体で10数基の信号機を要望しております。今年度分の信号機につきましては、事前に5年度で協議をしております。ですから、今年度協議をしましても、次年度設置という運びになりますので、現在、要望している信号機も平成7年度事業という状況でございます。その辺は御理解賜りたいと思います。

- 27番（早乙女実君） 大阪府もしんどさがよくわかっていいんですがね。自治体としての御努力もわかりますので、強く働きかけていただくことを要望しておきます。

3番目のバス路線の問題ですが、時間が限られてまして12月末までに申請という中で御協議を進めているということです。合わせてバス停の設置はかなりの幅があり、基準は特にない、ということですが、その辺も含めて早急に煮詰めていただき、われわれ議員にもその内容を逐一報告をしていただきたいと思います。

とりわけ、今も弥生町等で道路工事をしてますが、ほとんどのバス停には何もなし。歩道の中で待てれば一番いいわけでして、屋根もベンチもない。ターミナルには多少屋根が付いているバスも停になってますが、その辺の不便さも含めまして市民からいろんな要求があるわけです。高齢化の問題を考えると、お年寄りの歩行距離からいってバス停の距離はどのぐらいが一番いいのか、ぜひ多面的な検討をしていただきたい。どこを通すかという単に線の問題だけ

に終わらないような形で進めていただくよう要望をしておきます。

4番目に駐輪場の問題です。一応、3,000台ということで場所等を含めて公団と協議中ということですが、始発駅という問題は予想以上に集中します。とにかく通勤客の心理は座りたい。光明池駅でも柵から1駅戻って座って通勤をする方もおられます。その辺は人情でわかります。何もできないときは空地が一杯あるのでどうにでもできそうですが、逆に公団もそう簡単にはさせてもらえないと思います。3,000台という計画ですが、実際の現場での4月以降の対応も含めて幅を持たせながら検討をお願いしておきたい。

駐車場のほうも一応、テナントビルの300台ということを出されていますが、シビックセンターの全体の建設計画は冊子でいただいておりますが、開業時でどんな状況が生まれるかということについては余り詳しくは書いてない。その辺も含めてぜひ市民がよくわかるようにしていただきたい。いろんな不安や問題点を抱えていても、計画そのものも知らされていないのに意見の出しようがないわけです。ぜひ情報公開的な意味も含めて市民に示していただくよう、また、利便性を損なわないよう便利な駅前づくりに努力していただくよう要望して終わらせていただきます。

- 議長（大谷昌幸君） ここで、一般質問の途中ではありますが、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時48分休憩）



（午後1時00分再開）

- 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き一般質問を行います。午前中の勝部議員の一般質問の中で、理事者から一部答弁漏れがあったとの申し出がありましたので、これを許可いたします。市民生活部答弁。

- 市民生活部長（麻生和義君） ただいま議長さんから許可をいただき、恐縮に存じます。私から答弁をさせていただきます。

第3次和泉市総合計画の中間報告書での火葬場の取り扱いについての御質問に関連いたしまして、第3次総合計画の中にこの問題についてとらえてない、旨の答弁を申し上げたところでございますが、第3次総合計画の策定につきましては、先立って総務委員会協議会において御報告をいたしましたかと存じますが、現段階におきましては、策定に係る基礎調査が一定、取りまとまったところでございます。したがって、計画の原案につきましては、これから本格的にその策定に取り組んでまいるところでございますので、この火葬場問題につきましても、これからの原案策定の取り組みの中で検討していくべき事項と認識しているところでございます。

ので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

貴重な時間をお借りいたしましてどうもありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、18番・赤阪和見議員。

（18番・赤阪和見議員登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪でございます。大型台風26号が来襲し大変心配いたしました。大きな被害がなく、安堵するところでございます。また、職員の皆様方にも防災対策に協力いただき、大変御苦労様でございました。

今回の水問題につきましては、今まで何回となく質問をいたしておりますが、特に今月22日、府内27市町村が大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会というのを設立し、その会長に池田市長が就任したとのことでもあります。この際、合併処理浄化槽問題を中心に水についてお伺いをいたします。

1点目の河川水量確保についてであります。和泉市内を流れる槇尾川、松尾川の水量についてどれぐらいの流れがあるのか、お答え願いたいと思います。また、父鬼浄水、九鬼町での取水量、小川町のおおのについてどれぐらいの取水量があるのか。また、槇尾川、松尾川で何か所ぐらいの取水口があり、どれぐらいの水を取っているのか、わかればお答え願いたい。

2点目の河川水質浄化についてであります。槇尾川、松尾川の水質についてどこまで把握され、どのようになっているのか、お答え願いたい。

3点目の中水の利用については、私の提案で北池田中学校、いぶき野小学校で利用されておりますが、今までどれぐらいの量が利用されてきたのか。また、先ほどの答弁にもありましたが、今後、政策的に設置される見込みがあるのかどうか、その点もわかればお答え願いたい。

4点目の小型合併浄化槽設置助成と普及率については、さきに述べました市長が会長になっている大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の設立趣旨書の中で、本年からは、市町村が公営企業として主体的に事業を行える新たな補助制度も設けられました。また、平成4年度から府費補助制度が創設されるとともに、平成6年度には補助対象範囲の拡大、とありますが、これは当市にとってどのようになっているのか。また、本年までに助成された件数はどのようにになっているのか、お答え願いたい。

5点目の小型合併浄化槽管理費助成と管理体制については、過去からも述べているとおり、し尿汲み取り助成並びに公共下水道設置予算と比べ、小型合併処理浄化槽設置者利用者にとって一切助成がないわけでありますことは不公平であります。この点についていかがお考えか。また、行政としての管理体制は、有資格者の職員がいるのかいないのか、お答え願いたい。

6点目のため池と調整池の利用と位置付けについては、市内丘陵部の開発によってため池が激減しております。河川の水量低下につながっているのではないかと。また、新旧の開発地区内にある調整池は滅多に水をためず、中には、底に雑木が生い茂っています。これらの空間を大いに有効利用することが大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

7点目の吸水性舗装路の普及については、さきの答弁にもありましたが、どのような考え方をしているのか。また、これに伴い先ほどの答弁から進展いたしまして、この道路排水を有効利用できるような施設ができないものかどうか。計画は立てられると思いますが、その点いかがでしょうか。

8点目の上水道の高度処理水配水の今後の見通しについてお伺いいたします。府営水道の高度処理計画が発表され、配水が現実のものとなってきましたが、自己水はどのようになっていくのか、お答え願いたい。1点目で水量の関係でお聞きしたのと同じでございます。自己水での父鬼、九鬼、小川、和田、泉北水道等各種の水源があると思いますが、それらの地点はどのようになっているのか。また、取水している状態、実態、汚れぐあいはどうなっているか、合わせてお答え願いたい。

お答えを聞いた上で自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。河川水路課。
- 河川水路課長（樋渡顕治君） 1番目の槇尾川、松尾川の水量、取水している箇所は何か所あるか、につきまして、河川水路課樋渡よりお答え申し上げます。

平成4年度のデータですが、槇尾川につきましては、繁和橋で毎秒0.28トン、大川橋0.382トン、神田橋0.546トン。松尾川につきましては、新緑橋で0.355トンでございます。

それから、取水箇所ですが、槇尾川については6カ所、松尾川については5カ所ということでございます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 水道部答弁。
- 浄水課長（中塚和男君） 父鬼、九鬼、小川の取水量についてと、8点目の高度処理計画について、水道部浄水課中塚がお答えいたします。

まず、取水量でございますが、1日当たり父鬼浄水場では1,500、九鬼簡易水道では150、小川特設水道では20でございます。

次に、府営水道の高度処理水の計画と和田浄水場の自己水の高度処理計画についてでございます。まず、府営水道の計画でございますが、現在、村野、三島、庭窪の3つの浄水場におきまして、高度処理施設の整備が進められております。本市が供給を受けております村野浄水場

では、階層系浄水施設において本年7月に一部稼動いたしました。11月ごろに残りの施設も稼動の予定でございます。これによりまして村野浄水場の約3割が11月ごろからブレンドして供給されます。以後、順次整備を進め、平成10年の夏ごろ、全量高度浄水処理水が供給される計画である、と府営水道の方より説明を受けております。

次に、本市自己水の高度処理計画でございますが、水源であります光明池水は、現状、比較的良好な水質を保っておりますので、水道法で規定する水質基準では、高度処理の必要はございませんが、今後の水質の動向によっては対応も必要となるため、昨年9月より和田浄水場内におきまして実験プラントを設置し、水質、建設費、ランニングコスト等の研究をしております。これらの結果を踏まえまして、自己水源に対する高度処理の対応を検討しているところでございます。

次に、父鬼、九鬼、小川、泉北水道等につきましては、先ほど申しましたように水質面では、父鬼、九鬼、小川とも非常に良好でございますので、現状のところ、現在の処理のままでまいりたい考えております。泉北水道については、ちょっと事業者が違いますのでお答えできかねるところでございます。ただ、泉北水道の水源であります光明池がわれわれと一緒にですので、水質は非常に良いものと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 河川水路課長（樋渡顕治君） 2番目の河川の水質浄化について、河川水路課樋渡よりお答え申し上げます。

河川の水質浄化につきましては、人口の増大と下水道整備のおくれによることが大きな原因となっております。現在、BODでは、全国のワースト2位として1級河川の大和川が挙げられております。河川管理者、下水道管理者、市民が一体となりまして、大和川下流の支流であります西除川などに浄化に適した手法を実施しております。

槇尾川水系につきましては、府下河川の汚濁状況において比較的上位に位置しております。しかしなお、一層の水質浄化に努めるべく、本市では、保健所を含め和泉市生活排水対策連絡会議を設け、生活排水、小型合併処理浄化槽、河川美化、水質資源保護などに関する啓発活動に取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 産業部次長（大塚俊昭君） 水質の状況につきまして、交通公害課長大塚よりお答えいたします。

水質の把握につきましては、大阪府、和泉市、それと3市1町でつくっております大津川協

議会などの機関によりまして、槇尾川、松尾川のそれぞれ 約15所程度で検査を行っております。環境基準から申し上げまして大まかな概要でございますが、これは当然のことでございます。上流の方がきれいで下流ほど汚いわけでございます。

内容から言いますと、市域のほぼ中心の地域、槇尾川水系ではおおむね納花町辺り、松尾川では内田町辺りを境にいたしまして、上流については環境基準をクリアしてございますが、そこから下流については環境基準をオーバーしている状況でございます。経年的に見ますと、項目にもよりますが、横ばいしないしやや汚濁が進んでいるというのが大方の状況でございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 教育委員会。

○ 総務課長（田丸周美君） 雨水利用の状況につきまして、教育委員会総務課田丸より平成4年4月に開校いたしました北池田中学校の例を取り上げまして状況を御報告申し上げます。

開校後2年半を経過いたしまして、この間のグラウンド、樹木等への散水のための給水タンク40トンを設置をいたしましたが、本年8月末まで延べ369を使用いたしております。このうち雨水の使用は280でございます。上水の補給分として89となっております。したがって、使用水量の75％を雨水を利用したことになっております。

なお、今後の施設充実につきましては、さらに先進都市の状況を研究し、検討してまいりたいと考えております。よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 環境整備課和田栗より4点目、5点目についてお答えいたします。

小型合併浄化槽設置と普及につきましては、以前から御指導を受けているところであります。府におきましても、下水道整備がおくれている地域につきまして、生活排水対策の一環として、平成6年度より下水道区域内での小型合併浄化槽設置整備事業の補助範囲が拡大されたことを踏まえ、原課としても、補助事業範囲の拡大のため必要な水質汚濁防止重点地域の指定を受けるべく、大阪府の指導を仰ぎつつ関係課と調整を行っているところであります。指定を受けた早い時期に補助事業の地域拡大を行い、生活排水対策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

設置件数につきましては、4は年度8件、5年度7件、6年度は12件でございます。

次に、小型合併浄化槽管理助成費と管理体制につきましては、良好な浄化槽の機能を維持するためには浄化槽の維持管理が必要不可欠であり、これを怠るとかえって環境に悪影響を及ぼすことになるため、浄化槽の使用者または管理者の意思が非常に重要であります。原課として

は、まず、小型合併浄化槽の設置の設備投資を行い、管理費助成につきましては、今後、十分関係課と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また現在、有資格者はおりません。和泉保健所と連絡を密にいたしまして浄化槽の管理について啓発に努め、住民の意識高揚を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 農林課答弁。

○ 産業部次長（松林 保君） 6番目のため池と調整池の利用と位置付けのうち、ため池について農林課松林よりお答えいたします。

古くから大阪地域は、降雨量の少ない瀬戸内海地域であったので水不足が問題でした。そこで、農業利水施設としてのため池が築造されたものと存じます。現在、大阪府下では約1万2,000カ所、面積約2,500ha、府面積の約1.33%がため池でございます。本市では約450カ所、面積約190ha、市面積の約2%のため池があります。しかし、現在のため池は、人々から危険等のことから遠ざけられ、また、各種開発のため埋め立てられ、地域での維持管理の慣習が弱まりの方向の状況と言えます。

ため池の本来的役割である農業利水施設として保全することも重要ですが、都市化の進行などにより水質の汚濁や老朽化等を改善していくことが求められております。また、ため池が持つ洪水調整機能や周辺緑地などの防災機能を効果的に活用することが課題ではないかと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課長上出でございます。調整池の空間利用等について御答弁申し上げます。

開発区域の下流の河川等が未回収で排水能力がない場合には、集中豪雨等に対応するため、開発者は、河川管理者との協議によって洪水調整池を設置することとなっております。しかしながら、現実の調整池の活用の実態から、調整池を公園その他の用途に積極的に多目的利用し、土地の有効活用を図る旨の通達指針が建設省からなされており、本市といたしましても今後、検討してまいりたく考えてございます。

ただ、多目的利用をしました場合、出水時の安全性の確保等管理上の問題点も多いところから慎重な配慮が必要と考えております。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。道路課。

○ 道路課長（関 和直君） 先ほど、早乙女議員さんの御質問にもございましたように排水性

舗装材については割愛をさせていただき、基本的な考え方ということでございます。

確かに道路に降りました水の処理につきましては、当然、雨水管を通りまして川や海に流れ出ております。その意味では、地球の環境面で非常にマイナスの部分が多いことは、私どもも理解しております。

これらの利用と言いますと、3点目の中水利用と同じような考え方になるかと思えます。現在、道路や小学校のグラウンド等に降りました雨水の中水利用を何とかできないか、ということで住宅・都市整備公団が開発しております区域の中で一定、歩行車道もしくは歩道等の中につくりますせせらぎに循環施設を設置し、中水利用を図ってまいりたいと考えております。

ただ、中水利用につきましては水質、貯水量の問題などがございます。さらに、貯水構造の問題につきましても、低水位地域などにおいては、積極的に多目的利用ということで貯水池をつくっておられますが、今回、研究しております貯水については、もっと簡易な構造で中水利用ができないかということで、現在、住宅・都市整備公団の技術部門で研究を重ねております。部分的には、現在の調整池があります北部でその研究を行っております。こうした研究を重ねながら、中水利用の目的として歩道上での利用を考えてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

- 18番（赤阪和見君） 何点かにわたりまして聞かせてもらいました。今回の質問は、水問題であります。残念なことにこういう質問の仕方をすると、下水道部門では答えをいただけないと思えます。現実の水問題は、河川、農林、道路、公共施設等多岐にわたります。

先ほども答弁をしていただきましたが、意識の啓蒙を図っていくとか重点地域を決定して大阪府の指導を受けて小型合併浄化槽の設置を図っていくということですが、結局、公共下水道というのは環境でなく、どのように位置付けでとらえたらいいのでしょうか。というのは、内容の水というものについて、自然へ返すのではなく、よく言われるように「臭いものには蓋をし」と汚れた水を管を通して忠岡まで流せばいいんだ、という感覚だけなのか。それとも、河川改修は建設部か下水道部でやられてますが、一体、どのような相関関係になるのか、前もって答え願いたいと思えます。

- 下水道部長（藤原清司君） 下水道部長藤原からお答え申し上げます。

下水道の根幹にかかわる目的から御指摘がございました。下水道そのものは、水質汚濁防止法によって環境庁の公害問題から発生しております。御高説のとおり、端的にわれわれ和泉市の下水道について申し上げますと、瀬戸内法によって大阪湾の水質を保全するのが大きな目的でございます。その意味からわれわれも水質汚濁防止法に基づいて水質を良くするため、下水、雨水の設備を施しております。

ただ、和泉市に関しては、全体の96%までを湾岸流域で処理することになっております。その観点から処理場が忠岡に設置されましたので、その処理水を利用するのは物理的に困難なものがございます。大阪市、池田市を初め自己処理場を持っているところは、市の中心部または中心部より多少下流にございますので、それらの処理水を川に還元してせせらぎのまちとか国の補助対象事業もございまして、大阪府下でも5カ所ほど実施をしております。その理論はわかりませんが、和泉市では、処理場がかなり遠方にあるという物理的なこともございますので中水の利用が非常に困難である。下水道は汚物を処理することだけでなく、その根幹は、水質浄化の目的があります。よろしく願いいたします。

- 18番（赤阪和見君） もう一度聞きますが、水質等の合併処理云々は建設省でなく厚生省管轄です。その点では、水量を増やすとか増やさないとか、このような渇水時をとらえてどのように川を守ろうとしているのか。

先ほどもお答えをいただきましたが、槇尾川水系で取水口が6カ所ある、ということですが、今年に至っては、すべてとは言いませんが、少なくともそのうち5カ所は100%水をよそへ流し、川には一滴の水も残らない。しかし、その次の取水口に行くまでに生活排水が流れ込む。その水をまた次の水利権を持っているところが取っていくという状態に槇尾川がなっているように思いますが、その点の考え方はいかがなものか。

水道の方から答弁がありました。20%の取水制限が解除されましたが、毎秒とか毎分とかの形の中で川に流れている水を全部今まで取っていたのを少なくするという意味ではないと思う。川というのは、水が流れていて川です。しかし、ここ1〜2カ月は川に水が全然流れてない。この水の取り方に対して、光明池や他の水利権者に対してどのように指導をし、どのように指導し、川を守ろうとしているのか、その点を先にお聞かせ願いたいと思います。

- 河川水路課長（樋渡顕治君） 河川の水量の確保につきまして、今、先生からいろいろ御意見が出ました。確かに槇尾川には、取水口が6カ所ございます。それぞれ農業用水として井関を持っています。先生のおっしゃるとおり、そこで100%近く取っている状況は確かでございます。ただ、その下流におきましては、次の取水口までに生活雑排水が入り、並びに地下水が湧き出ていることで水量が幾分戻るといってございます。取水ということでかなり取っていることは事実でございますが、この辺については、河川管理者の承諾で取っている水利権が発生しておりますので、なかなか指導していく上では、河川の方では難しい。問題は、大阪府の2級河川でございますので、今後、大阪府と相談をいたしまして、その辺で何らかの答えは聞きたいとは思っています。

- 18番（赤阪和見君） 今、いみじくもおっしゃるように生活排水並びに地下水の浸透という

ことが出てきます。そこで大事なのが中水の利用です。公共下水あるいは雨水管で雨水を一度に川へ流すだけが能ではない。それをどのように使って地下へ浸透させるかを河川管理として考えていただかなくてはなりません。これは環境だけの問題、小型合併浄化槽設置だけの問題ではない。すべてに絡む問題がこの川を生かすか殺すかにかかっています。

今回の琵琶湖の問題にしても150cmを超えませんでした。多大な環境を破壊する問題が出て来ています。もろこの産卵ができない、干上がったために貝が死んだとか、もろこの卵が生まれないなどいろんな形で環境をつぶし、次に生まれてくる生命を絶ち、自然体系を崩しているわけです。榎尾川しかり。その点での考え方をしっかり持っていただきたいというのが1つの願いですので、よろしくお願いいたします。

それから、下水道のおくれのところでは合併浄化槽の設置について、汚濁や環境を守ろうというところで地域指定をし、どの線まで小型合併浄化槽に対する助成をしようかと大阪府と検討されているのか、お答え願いたい。

○ 市民生活部長（和田栗登君） 地域につきましては、下水道と整合性を図りましてこれから決めていきたいと思っております。

○ 18番（赤阪和見君） 公共下水道計画地域外は既にやっているわけです。これから決めていきたい、というのはどんな意味ですか。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 私からお答えいたします。

地域の拡大については、当分の間という問題がございますので、その範囲内でやっていく分については下水道でやっていく。当分の間の中に入って来る分については、整合性を図りながら拡大をしていきたい、このように考えております。

○ 18番（赤阪和見君） 当分の間というのは、5年ないし7年間に下水道が来ないところととらえていいんですか。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 岸田からお答えいたします。

われわれとしては、できるだけ下水道のおくれをとるところ以外は拾っていきたくて考えてございます。今後、その調整をしていきたくて考えております。

○ 18番（赤阪和見君） 何年ぐらいおくれるところととらえるのですか。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 厚生省がおっしゃっているとおり、当分の間というのは、7年以上だと考えております。

○ 18番（赤阪和見君） それでは、下水道部に聞きます。

7年以上おくれるところはどこら辺ですか。

○ 下水道部長（藤原清司君） 藤原からお答えいたします。

建設省と厚生省の調整の結果、合併浄化槽を実施できる範囲とは一定、決められてございます。これは下水道計画のおおむね7年、具体的に言いますと、事業認可を取った区域以外は、一定の重点地域の指定等を受ければ合併浄化槽をやれるということです。それで今、環境の方から申し上げているのは詳細ではなく、おおむね調整区域と理解しております。

○ 18番（赤阪和見君） 特にこれは政策的なことですので、市長並びに助役さんにお聞きをしますが、今、おおむね7年といってもいろいろありますが、調整区域の中に特定区域を設けてやろうという計画を立てている、と聞かせていただきましたが、その点では、市長並びに助役さんのお考えはいかがなものでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 小型合併処理浄化槽の普及の問題につきましての前々からの議員さんの御指摘は、私どももよく承知をいたしております。御指摘のように基本的には、公共下水道の普及が環境浄化の基本だと思っておりますが、年限の問題あるいは財政の問題等いろいろなことがあると思います。一定の目安としては、厚生省の指針は、おおむね7年の間にできるところは公共下水道でどんどん普及をしていく。それ以外のところ、本市も範囲が広がるございますので、いわゆる調整区域的な公共下水道普及の中でおくれていくであろうという場所については、何とか一定の目安を付けながら小型合併処理浄化槽の普及に努めさせていただきたいと考えております。

ただ、御案内のように調整区域については、水質汚濁防止法がございまして、一定の重点地区の指定を受けることが条件になっているようでございますので、至急にそうした重点地区の指定を受けながら範囲の拡大に努めてまいりたい、このように存じております。

長年の懸案でございまして、建設省、厚生省の取り合いもいろいろございました。今、やっと話が付いてきた、大阪府も乗り出してきてございまして、そうして点に意欲を持って下水道部あるいは環境整備課、そして、水質汚濁の重点地区の指定を受けようと思えば公害関連の担当でもございます。今、3部が相寄りまして煮詰めをしている最中でございます。

御指摘のように大阪府27市町村で先般、小型合併処理浄化槽普及のための協議会がつくられ、不肖、私がおの会長を仰せ付かったばかりでございます。とりわけ、そうした立場もございまして、河川浄化の願いといたしまして、今後とも3部の調整をきっちり図りながら意欲的に小型合併処理浄化槽の普及に努めてまいりたい、このように存じております。

○ 18番（赤阪和見君） 今、市長の基本的な答弁を聞きましたので、原課の方としては、早急に指定を受けて調整区域、とはいっても桑原とかは入ってこない、山手だと思っておりますので、本年度にそういう指定を受けられるよう努力していただきたい。

次に入る前に、市長並びに助役さんにお聞きをしたいんですが、明日10月1日は何の日です

か。

- 市長（池田忠雄君） 浄化槽の日だと存じます。
- 18番（赤阪和見君） 公共下水道の日とか下水道を伸ばすとかいろんな形の中で前に旗が立つのです。明日は浄化槽の日ですが、1本の旗も立ってない。また、啓蒙しようという意欲もない。浄化槽の日という設定は、建設省、厚生省、環境庁が決めているわけですから、基本的な問題について市民に知っていただく、また、和泉市はこれだけ力を入れているという形をとっていただきたいと思います。

次に、管理の有資格者の問題であります。これも前々から言うておりますように公共下水道というのは、建設省関係の単に水路をつくるだけの話であり、それを浄化する云々は、和泉市は何の手当もしていないわけです。組合に任せてやっていただくわけです。その点で言うならば、1軒1軒の毎日の使用量が、合併処理浄化槽によって即河川に美しくして流す。先ほどの取水の問題がありましたように、結局、生活排水がきれいに流されれば河川に清流が戻り、自然の生態系が甦り虫も魚も戻ってくる。

こういう相関関係があるならば、し尿汲み取りに対する助成、また、公共下水道に対する一般会計からの膨大な出費を考えるならば、やはり合併処理浄化槽の管理運営に対する助成があってしかるべきだと考えます。その点では、やはり政策的な問題ですので、市長並びに助役にお答えいただきたい。そのような形をとっていくべきであろうと思います。

もう1点は、そのように設置を強力に進めながら、和泉市に市民の設置者を指導していく立場の有資格者がだれもないという形はいかかなものか。やはり有資格者を置いて適切な管理を設置者に対してお願いをするという完全な立場をとっていかなければ、この施策がプラスの方向に進まないと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 岸田からお答えさせていただきます。

合併浄化槽並びに単独処理浄化槽につきましては、本市といたしましては、有資格者はありません。われわれがライセンスを出している許可業者には資格がございまして、その点検については、十分指導をさせていただいております。現在は、そういう計画のもとで進めさせていただくようお願いしたいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 人事の担当者はちょっと聞いてください。委託先の者が有資格者であり、それを指導する立場の人がだれもそれを知らないという逆転の発想でいいんですか。いかがですか。
- 市民生活部長（麻生和義君） 先ほどからお答えしておりますように、維持管理体制については、私どもが指導を受けております保健所が行政庁ですので、今後とも保健所と連絡を密に

いたしまして、浄化槽の管理についてなお一層啓発に努め、住民の意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） 非常に管理は難しいわけです。毎月、業者は管理したいわけですが、毎月やると予算が上がって、なぜうちが高いのかとなります。まして、合併処理浄化槽の引き抜きも非常に高いです。国は、20人以下は4カ月に一回でいい。20人以上は3か月ですか、そういう言い方をしている。

しかし、そこに入れる塩素の薬は1カ月分が基本です。もし、3カ月、4カ月空くということは、2カ月分が塩素の消毒なしに河川へ放流しているという実態があるんです。1カ月入れてください、ということで置いとけない薬です。

こういう矛盾のある実態を感じながらも、その指導も何もできない。これは合併浄化槽の問題だけでなく、河川の浄化の問題と絡め合わせると非常に大事ではないかと思います。その点の考え方をお聞きをしている。担当はそう言いますが、市長、助役さん、それでよろしいんですか。

- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 今後につきましては内部で検討し、関係課とも協議をさせていただきます、かように思います。

- 18番（赤阪和見君） 今年の濁水は人為的なものが大きく作用している。市長、あなたが会長として配られました「地球環境に優しい合併処理浄化槽の手引き」の中で「人類は生命の歴史的なバランスを崩して膨大な化石燃料等を使って快適な生活をしている」とあります。私がいつも言うように私たち自身が環境に対する破壊者である。被害者というよりは加害者である、という意識を持ち、その加害をいかに少なくしていくかということをして市行政として指導していくことが大事ではないか。

福岡の方では9時間給水、四国では5時間給水、19時間断水しているという非常に生活を圧迫するような給水制限が行われています。厚生省の担当官が海の水を真水にする淡水化をやらかけたら、ダム建設の建設省から大きな圧力がかかる。こういう縦割り行政の軋轢、歪みが今回の給水制限を余儀なくしたという人もおります。

その点では、1つの大きな問題として公共下水道は下水道部の仕事なんだ、ということで小型合併浄化槽に対する予算配分の仕方に対して大きく歪みが出て来ると思う。国のように縦割り行政云々ではなく、市民生活を守るため、横の連携をしっかりとった体制を整えてもらわなくてはならない、そのようにお願いします。

それと、先ほどの管理費の助成問題についてももう一度お答えを願って次に進みたいと思いま

す。

- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 岸田からお答えいたします。

最初に、小型合併浄化槽に対する助成については再度、近隣の調査をさせていただきたい。なおかつ、上部団体の御指導、御助言をいただき、それから、先ほども申し上げました重点地域の指定を受け、その中で小型合併浄化槽の設備投資をさせていただく。それが重点的な施策ではないかと考えております。

それが進むにつれて汲み取り料金の助成、平地で120円、山間で170円の市が負担をさせてもらっている中身と同時に、今後は、小型合併浄化槽に対する助成について、補助化または助成の方向性を十分検討していく中、われわれとしては規則をつくり、何らかの形で検討をさせていただく余地があるように思います。まず最初は、設備投資を十分する方向で検討を進め、助成云々はそれから検討させていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

- 18番（赤阪和見君） 意見だけ言うときます。

汲み取り助成云々ということですが、処理の問題もありますので、処理の経費も算入していただきたい。すなわち、公共下水道の設置事業費もしくは負担金、それに使用料などのバランスをよく考えた上で施策を実行してもらいたいと要望しておきます。

最後に、槇尾ダムの実態はどうなっているのか。これは河川の問題ですが、わかっている範囲でお答え願いたいと思っております。

- 河川水路課長（樋渡顕治君） 河川水路課樋渡よりお答え申し上げます。

槇尾川ダムの概要ということではよろしいですか。

- 18番（赤阪和見君） 目的です。

- 河川水路課長（樋渡顕治君） 目的は、洪水調整ということでございます。ダム地点の洪水流量毎秒85トン毎秒10トンに減ずるということでございます。

それと、取水の正常な機能の維持ということを目的として挙げております。計画の概要は、今のところは、ボウリング調査を実施している状況でございます。おおむねわれわれが聞いているのは、平成8年ごろから土地関係に着手したいと聞いております。

- 18番（赤阪和見君） こういう新聞記事もあります。「改正された河川法自身が、川の流水の正確な機能が維持されるようにとの法の目的を定めている。潤いのある暮らしを社会的な目標とするこの時代にダムで川を干し上げることはもはや許されるべきでない」。ここが特にダムに対して適当な場所かどうか。ただ深いというだけで、広い場所ではない。その目的の中で森林を切り開き、陥没させ、適切な保水能力を奪った上でのダム建設は、1つの大きな疑問が残ると思っております。

建設省は、環境政策大綱の中でエコシティーの建設をうたっております。私たちの和泉市は、ちょうど都市と農林部と山林部の3つの機能がバランス良く残されていると思います。その点を生かしたエコシティーを目的とすべきではないか。すなわち、中水の利用、小型合併処理浄化槽の水の利用、道路に降る雨水を一定、簡易なものにため、その中で浸水対策を行っていく。そのようなきめ細かい施策や方法をとらなければ、三位一体の都市構造を守っていくことはできないと思います。

その点では、今、琵琶湖に水があるとか、ここは渇水しないんだ、という問題でなく、堺から南では一番大きな大津川水系をしっかりと守っていくのが和泉市の役目であり、また、それを守ることによって、和泉市が都市としてのグレードアップが図れるのではないかと思います。水を有効利用し、市民が憩えるような水辺環境、水に対して優しい思いを持っていただけるような都市環境をつくっていきたい、このように思います。うちはこれだけなんだ、とうことでなく、縦横の綾をしっかりと市長、助役さんにとり取っていただいて行政運営をお願いしたい、このように要望して終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、26番・原 重樹議員。

（26番・原 重樹議員登壇）

○ 26番（原 重樹君） 26番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。

同和問題について、ということですが、本市の同和事業は、ハード面でいけば、平成5年度までに715億円の費用を使いました。また、施設の運営費、人件費等も含めれば1,300億円を注ぎ込んできました。法期限もあと2年半の中で今、同和行政は大きな節目を迎えていると思います。全国的には、既に同和事業の終結宣言をした自治体も出て来ております。いずれにしましても、大きな節目を迎えている今、今後のあり方について検討がされているときでもあります。それだけに同和問題、部落問題の基本的な考え方が非常に重要になってきますので、最初に一言、考え方を申し上げておきたいと思っております。

本来、同和事業による特別対策は、劣悪な環境状況など一般との格差是正などのため、一般対策を補完した過渡的、特例的な措置でもあります。つまり、部落問題解決のためにも1日も早く特別対策である同和事業、同和行政を終結完了させ、一般対策に移行すべき性格のものであるはずであります。これを無理に続けたり、あるいは格差が是正しているにもかかわらず特別対策を続けることは、部落問題解決をおくらせるだけでなく逆格差を生み、かえって部落問題解決の障害ともなっております。

そこで、次に格差が是正されているのかどうか、地域の現状がどうなのかという点が問われ

るわけですが、私どもが今までより議会等で意見を申し上げてきていますように、本日は詳しい数字を示して言いませんが、1990年の実態調査等の結果を見ましても、大阪府下全体でも、あるいは和泉市でも、住居、収入、進学率等どれを見ましても、基本的には、一般との格差は是正されているというふうに考えております。

しかし、本市の姿勢は、部落の低位性を必要以上に強調しております。また、意識差別の問題でも、一番困難とされていた結婚婚姻問題でも確実に解消されているこ

とは90年調査でも明らかですが、市の姿勢は、差別は悪質、陰湿化しているという解放同盟と全く同様の主張を繰り返しています。

市長は、前回6月の定例市議会の早乙女議員の質問に答えまして、差別が解消に向かっていることはまだ残っているということだ、とまで言ってますし、また、差別がなくなるまで頑張っって同和行政をするんだ、という趣旨の発言も繰り返して言ってまいりました。こうした市の姿勢は、結局は、15万市民全員が、1人残らず差別的言動がなくなるというときまで同和行政を続けることにしかなりません。部落問題の解決を半永久的におくらせるということにしかならないわけであります。

また、同和問題の節目を迎えているこの2、3年を見ましても、本市は、福祉計画に同和優先を入れたり、あるいは人権啓発基本方針をつくったりするなど、運動団体の言いなりに新たな活動を推し進めてきましたし、今後も、府下的にも新同和行政推進プランや同和行政推進大綱なるものを策定していくような報道もされておりますが、節目のときだからこそ今までの同和事業を反省し、あるいは行政が主体性を持って同和問題、部落問題に対する基本的な考えを根本的に見直す必要があることを最初に強く申し上げておきたいと思ひます。

以上、総論的に申し上げましたが、今回の質問はこれを基本にしていきたいと思ひますが、私の質問は、主に事実関係を確かめたいと思ひますので、明快な答弁をまずお願いしておきたいと思ひます。

そこで、1番目の地区協の問題であります。先ほども申し上げましたように地区協自体の問題は当然ありますが、それは別にいたしまして、本日の質問は、去る7月に和泉総行動という皆さんが本市と交渉をした際、住宅センターの職員が地区協の仕事をしている、あるいは地区協の職員が解放同盟の運動をしている、という指摘がされた問題ですが、この事実関係について明確にお答え願ひたいと思ひます。

まず、1番目として、現在、地区協の職員は4名いると思ひますが、この地区協の職員がいわゆる勤務時間中に解放同盟の運動をしている方がいらっしゃるのかどうか、明確にお答えください。

2番目に、これも勤務時間中の話ですが、住宅センターの職員が地区協の仕事をしたり、あるいは解放同盟の運動をしている人がいるのかどうか、お答えをお願いします。

3番目には、地区協の事業内容についてであります。解放同盟主催の集会などに参加している、あるいは費用が地区協の予算から出ているという実態があるのかどうか。

以上の3点をお尋ねいたします。

次に、個人給付の見直しについてです。個人給付の見直し作業をするということで以前、特別委員会の中で市の案を議会に示すように、という要望を私もしました。本来、この9月の特別委員会に示されるはずであったと思いますが、まだまとまっていない、ということで示されませんでした。

そこで、現状について伺っておきたいと思います。まず、庁内で検討しているという検討委員会なるものはこの間、何回したのか。

また、まだまとまっていないということですが、作業的にはどの程度まで進んでいるのか。

3番目には、来年度予算には間に合わずと特別委員会ではおっしゃっていましたが、いづろ市案を示せるのかどうか。

質問は以上ですが、事実関係を聞いてますので、答弁は簡潔明確にお願いをしたいと思ます。

以上、自席から再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 総合調整課長（藤原包正君） 和泉地区協議会につきまして、同和対策部総合調整課藤原よりお答えいたします。

まず第1点目、和泉地区協議会が地区協議会の業務以外のことを行っているのではないかと、このことですが、地区協議会につきましては、地区住民の総意を反映する機関として、また、市の実施する同和施策に協力する機関として、独自の機能を持った独立した団体として設置されております。

業務の内容としましては、差別解消に向けた地域住民の自立意識、自覚と生活の向上、生活の安定を図るため各種相談業務、個人給付の事業の推薦業務、各受給者組合との連絡調整、事業執行に係る調整、また、各種団体の研修、地区協ニュースの発行等を行っております。これらの業務を職員4名が分担執行しているところであります。

第2点目の地区協議会業務として解放同盟主催の集会への参加及び費用負担をしているのではないかと、この御質問に対しましてお答えいたします。先ほども述べましたように地区協議会の設置趣旨、目的を果たすため、同和地区協議会の業務として各種の研修、地区住民の指導を

行っております。その勉強のためにも各種の研修、会議等に出席しております。これら研修、集会、会議等につきましては、ほとんどが大阪府同和事業促進協議会及び各種実行委員会の主催である、との報告を受けております。時には、運動団体の主催する集会等にも参加し、情報収集する場合がありますようでございます。

引き続きまして、個人給付的事業の見直しについてお答えさせていただきます。

個人給付的事業の見直しにつきましては、大阪府における個人給付的事業の見直しに係る方針を受け、市単独事業も含め庁内組織として個人給付的事業等検討委員会を今年2月に設置いたしました。この検討委員会は、助役、教育長及び関係部長により構成されておまして、委員会は2回開催され、幹事会もその都度開催しており、各幹事も個別に打ち合わせ等協議検討を行っているところであります。同時に地区協議会等関係機関とも協議しながら現在も検討を行っているところであります。

しかしその後、大阪府事業の具体的な見直しに係る通知に接していない中、現時点においては、その内容についてまだお示しできる段階に至っていないのが現状です。また、見直しの内容についてお示しができる時期につきましては、以前にも御答弁を申し上げましたが、平成7年度予算に反映できるよう調整を図ってまいりたく存じます。

なお、まとまった段階で所管委員会に御報告申し上げたく存じております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 住宅課参事（辻健次郎君） 住宅センターの職員が地区協、解放同盟の仕事をしているのではないかと、との御質問につきまして、住宅課よりお答えいたします。

当住宅センターは平成3年6月開設いたしました。開設以来、住宅センター職員は、住宅センター業務に従事しております。よろしくお願いいたします。

○ 26番（原 重樹君） 端的にお答えください、とお願いしたんですが、いつもと比べて短かったんですが、質問した内容に少しも答えてないのが現状ではないかと思えます。

先に地区協問題についてお聞きしたいんですが、地区協の職員は4名おられますが、その4名の方が分担して挙げられましたお仕事をいらっしゃると言われております。地区協の職員の中に解放同盟の仕事をしている人はいますかいないですか、という私の質問に対して、おらない、ということですね。先に確認だけしておきます。

○ 同和対策部次長（門林良治君） ただいまの再質問につきまして、同対部門林よりお答え申し上げます。

ただいま課長の方からも職員4名については、いわゆる地区協業務に従事しておる、という

形で御報告申し上げたところでございます。

- 26番(原 重樹君) 地区協の業務をしているのだからおらない、と否定をされていると勝手に解釈をします。きちんと言うていただけないようです。きちんと言うていただけないということは、やはりおるのかな、という気もします。答弁としては、否定をしていると受け取っておきます。

地区協、住宅センターの職員さんの通常の勤務時間はどのようになっているのかという問題が第1点。

2つ目には、組織的に地区協には会長さんがおられますが、常勤ではないわけです。この責任者の方は、4名の職員の中にはおらないですね。この確認をしておきたい。

3つ目には、地区協と住宅センターの給与体系はどうなっているのですか。基本的には違うのですか。

- 同和対策部次長(門林良治君) お答えいたします。

1点目の勤務時間でございますが、市役所が開いている時間に準じた形でやってございます。

2番目の責任者は、地区協の4名の職員とは別でございます。4名以外の形でおります。

もう1点の地区協の給与体系でございますが、補助金の算定等も絡みまして、一応、国家公務員に準じたほぼ住宅センターと同じ形で算定しております。

- 26番(原 重樹君) 給与体系が同じだ、ということですが、どちらがどうでもいいわけですが、実際には、地区協本来の事務の仕事をする責任者は、4名の職員の中に入っていないということです。普通でいけば納得し難い。会長はわかりますが、実際の仕事をする上での責任者がこの4名の地区協の職員の中におらない。別のところにおる。もっと言えば、住宅センターの職員なんですよ。こんなことが実際上あること自体おかしい。

かつて同和問題で人の問題を含めて聞きましたら、今でもおられますが、同和関連の非常勤嘱託員と言われておりました。10数名おったときがありました。そういうときからすれば、形を整えたと言いますか、地区協を強化し、住宅センターもつくったということになるわけです。

その中では、本来、給与体系が同じであるにもかかわらず、わざわざ住宅センターの職員が地区協や解放同盟の仕事をしている、あるいは地区協の職員が解放同盟の仕事をしているという実態は、実際にあれば許せない話です。当初から給与体系も一緒にしておけばいいという話だと思います。皆さんが否定されているのだらうな、ということですが、この辺は、地域の皆さんや市民がどう思うかということですから、これ以上詰めても水掛け論になるので、この

程度にしておきます。仮にあったとしたらぐあい悪いということで、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、事業の内容につきましては、ほとんどが地区協の仕事だ、運動団体主催の集会等に出ることがある、ということですが、これは事実を認めていただいております。部落解放同盟支部の助成金2,500万円は、何年かにわたって削って今はゼロになってます。私どもはそのとき実際の金額からすれば、そのおカネは地区協に横滑りをしているのではないか、という指摘もしたことがあります。しかし、事業の中身の上でも、結局は横滑りをしているということが言えると思います。

支部の助成金を削って地区協云々というとき、皆さんが理由として、運動と行政を区別していくのだ、とたしか言われておりました。何か情報収集と言われておりましたが、区別するのであれば、運動団体が主催するそういう直接のものに出る必要はないのではないかと。ましてや、たくさんの地区協絡みの集会等勉強する場があるのでしょうか。その点はいかがですか。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 同対部門林からお答えいたします。

確かに課長の方から時には情報収集という形で申し上げました。いわゆるほとんどが府同促なり各種実行委員会等が主催する研修会等には参加をしているところでございます。例を出せば、いろんな上部団体の交渉があるときなどは、ある程度そういう状況がどうなるか、地区協としても把握するというか勉強するというか、参加する必要があると判断されておるということをわれわれは聞いております。

○ 26番（原 重樹君） 市が100%おカネを出している独立した団体ですわね。同和対策についていろいろ研究をされたらいいですが、運動団体のそれを一生懸命に研究する必要はない。市として、あるいは地区協として研究されたらいい。皆さんは、運動と行政は区別する、と言われてきた。最初に申し上げたように地区協そのものに対する考え方はありますが、中身もこういうふうになっているのはぐあい悪いです。皆さんが言ってきた運動と行政を区別するという点からも外れてます、ということをお知らせしたい。今後、きちんと是正をしていただきたい。この点は要望しておきます。

次に、個人給付的事業の見直しの問題ですが、検討委員会を2回、個別的にもいろいろやっているということです。いつごろですか、たとえば、7年度予算までに、ということです。それは聞いてるんですよ。今、示せないとなるわけですが、通常、7年度予算に間に合わせようと思えば、今年12月ぐらいにはきちんとおカネの計算もしておかないといけません。そうなる前に議会にも示してほしいというのが、以前に私が言った中身です。

それはそれとして、答弁の中でもう一度確認をしておきたいのは、地区協と相談しながら案

をつくっている、と理解をしていいのかどうか。それから、大阪府の方から示されていない、という言い方をされたと思いますが、この点ももう一度御答弁をいただきたいと思います。

- 同和対策部次長（門林良治君） 個人給付的事業についての再質問にお答え申し上げます。

あくまでも市の方で検討委員会を設置し、検討しております。しかし、いろんな状況の中、地区協と関係機関とも協議をしながら進めているということでございます。

それと、大阪府からは今年2月、一定の方針的に府の事業についても示されております。その方向に沿って作業を進めているわけでございます。その中では、7年度に向けての所得の問題とかいろいろの問題について具体的な通知がないということで、現時点で市の案もお示しできる段階に至っていないという状況でございます。

- 26番（原 重樹君） 全体がまとまってないというのはわかりました。地区協と関係機関というややこしいことを言いましたが、それなら関係機関というのは何ですか、というのが1点。

地区協と関係機関と相談するというのは、ある意味で市の原案的なものはないのですか。全く白紙で地区協とAならAの事業をどうしましょう、とやっているわけですか。そこがよくわからない。地区協やら関係機関と相談するんやったら、検討委員会で2回やっているのですから、ある程度市の案を持って相談しているのと違うんですか。

- 同和対策部次長（門林良治君） もちろん、市の検討委員会の中でもいろいろ内容について検討はしてございます。しかし、個人給付そのものも長い経過がございます。そして、施策を実施した当時のいろんな状況もございます。その中でいわゆる地域に密着しているなど、実情面の把握とかいろんな形の状況がございますので、実態面の把握のため、地元の意見等も聞いた上でわれわれとしての検討をしてみたいと考えている次第でございます。

- 26番（原 重樹君） 地区協と関係機関、と言いましたね。関係機関とはどこですか。

- 同和対策部次長（門林良治君） 失礼しました。地区協議会ということでございます。

- 26番（原 重樹君） とにかく地区協とおっしゃっているのですから、地区協ということで話を進めたいと思います。私は前の前の委員会でも申し上げましたが、地区協であれ町会であれいいんですが、地元と十分話をされたらいい、という話をしたと思います。私自身が何もそれをだめだ、と言っているわけではありません。しかし、流れからすれば、ここで示されなければ、今年12月云々あるいは来年度予算ということですが、議会には、全部でき上がって予算化されたやつが示されるという状況では困りますよ、申し上げたはずですよ。だから前もって地元との協議は残っているが、こうしたい、ああしたい、ということを議会にも示されたらどうですか、と提案したつもりでした。

これは支部の文書ですが、6月ごろに市から案が示される予定であって、年内には一定の結論を求められています、ということになるわけです。地区協に御相談申し上げて今、進んでいるわけですね。片方では、年内に決着して来年度予算に反映されるということで進んでいるんですよ。だから、白紙で持って行くということは本来、あり得ない。本来の原案的なものが市の案と思ってましたのでね。それを示すべきではなかったのか、と申し上げているんです。これ以上やっても進みませんが、7年度予算に間に合うように、と言うてますが、私が危ぐしたようなことにならないようなるべく早く議会にも示し、あるいは議会の意見も聞いてもらうということにさせていただくようお願いをしたい。

それから2月ですか、大阪府の示している地区外住民の差別意識の解消と 地区住民の自主解放、自立を促進するための諸条件を整備する云々ということから始まる中身も、結局、個人給付的なものについても、地区住民だけでなく一般市民にも理解されなければならないという中身が入っています。議会やら市民の意見を聞くことも当たり前の話です。やり方からすれば、非常に不親切だと思いますので、意見を申し上げておきたいと思います。

最後になりますが、今、見直しの作業をしているんですが、府の通知がまだ来ない、という話ですが、和泉市が個人給付気事業の見直し作業をされている基本は、先ほどの2月の大阪府のやつを含めての考え方ですか。個々の問題は別として、基本的にこういう状況で見直すという、でないと、原課もしょうがない。こういう基準で見直すから検討してくれ、というのならわかりますがね。それ以外に何もないんですか。府のやつを基本として全部やっているということですか。

○ 議長（大谷昌幸君） 同対部長答弁。

○ 同和对策部長（森 利治君） お答えさせていただきます。

見直しに係ります基本的な考え方と言いますか、基本方針の辺りでございますが、1つには、大阪府が示されました見直しに係る基本方針をベースにしたい。もう1点は、この制度そのものは、もともと大阪府市長会を中心に議論の上でつくられてきたのが趨勢でございます。同時期に出されました大阪府市長会の統一指針も基本にしながら本市としても見直しを進めていきたい。合わせて和泉市としての地域性、独自性もございますので、その辺りも十二分に勘案をしながら見直しを進めていきたい、かように考えております。

○ 26番（原 重樹君） そういうものをベースにし、独自性もあるから市のやつもベースにしてやっていきたい、当たり前の答えです。

こういうふうにもう一度聞き直します。今までなぜ個人給付的の事業をやっているのか、という質問に対して、1つの理由は経済的理由。それなら所得制限を設けたらいい、とすぐ言われ

るからそれだけではない。もう1つは、差別をされてきたから、ということです。この2つの理由を基本にして今まで市が個人給付を続けてきたのです。そうだと思います。もし違えば言うてください。その2つの基本は、今度の見直しでどうなりますか。

○ 同和対策部長（森 利治君） もともと御指摘されたことを基本にしながら同和対策事業、次いで個人給付の事業が取り組まれてきたわけです。昨年、一昨年来、こういう同和対策事業のあり方そのものが狙上に上りまして議論の対象になっていますのは、1つには経済的な問題、要するに20数年前と比べまして生活環境そのものが大きく変化をしている部分もあるということを含め、住環境も全国的、府下的にもかなり改善をされてきている。そういうもろもろの社会経済情勢の変化も勘案する中、一定、そのあり方について検討すべきではないか。当然、この個人給付の事業についても、見直しも含めて検討していこうということで現在、進めている状況でございます。

○ 26番（原 重樹君） 今、部長が言われたことは正しいと思います。私の質問に対する答えにはなっていないと思いますけどね。というのは、今までが、その2つの理由で引っ張ってきたことが無理やったんです。だけど、総論的に言えば、その考え方は正しいと思います。

もう意見だけしておきますが、個人給付の事業の見直しも、本当にその事業そのものが必要かどうかということです。部落解放にとって本来、役立つかどうかの間われているわけです。部長は、20数年たって住環境も変わってきた、とおっしゃいました。そのとおりです。例えば地域の高校進学率1つをとっても、ずっと一般よりも落ちていたときは別ですが、今は同程度になってます。そこで、この中身が問われるのです。各部局が持っているそれぞれの事業、それを統括している同対部が本来、こういう観点で見直しを検討しなければいけない。単に府がどうやこうやと言うだけではいかんと思います。実際、それを無理してやってきているので市民の批判も生んでいるわけです。

同時にこの個人給付というのは、おカネというのはある意味で恐ろしい面を持っていると思います。いわゆる地域内の人たちの自立そのものを阻害している。その好例が生活保護です。保護率が非常に高い。今、原課で委員会をつくり、自立してもらうために非常に御苦労されている。和泉市も先ほど申し上げた2つの理由を無理にくっつけて20数項目の事業をやってきましたが、そのことによって逆に地域住民の自留意識を阻害する非常に有害物になっている部分もあります。その点も加味したいです。特に90年の実態調査というのを恣意的でなく、正確に見てほしい。それを見れば、本当に格差が是正されているという水準が当然わかると思う。本当に部落解放に役立つかどうかを基本にして今回の見直しをつくってほしい。

最初、時期の問題を申し上げました。正直言って1つ1つの事業に対してきちんとした意見

が言える場所は、予算がある程度決まってからでないとないだらうと思ひまして、私は今回、わざわざ一般質問をさせていただき、基本的な考え方を言ひました。

次は、これは予算委員会になるのか特別委員会になるのか知りませんが、1つ1つの事業につきまして、どういふことであつたのかを聞きたいと思ひます。その点では、今、私の言つたことを肝に銘じていただき、きちんと答えられるよう見直しをしていただきたいとお願ひをして終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

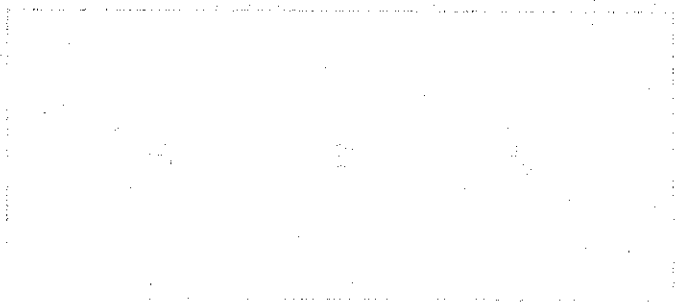
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、明日から2日間を休会とし、10月3日より引き続き議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。御苦勞さんでした。

（午後2時45分散会）

○

第 2 日



平成6年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	22番	西口秀光
8番	中塚新治	23番	柳瀬美樹
9番	讃岐一太郎	25番	天堀博
10番	池田秀夫	26番	原重樹
11番	井坂善行	27番	早乙女実
12番	大谷昌幸	28番	猪尾伸子
13番	柏富久蔵	29番	勝部津喜枝
15番	木村静雄		

欠席議員(1名)

21番 辻正治

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪豊光
市助	田中昭一	同次長兼総務課長	池辺功
収入役	中塚白	同次長兼契約課長	北橋輝博
市長公室長	堀宏行	同次長兼資産税課長	加久本良一
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同和对策部長	森利治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同次長	門林良治
同次長兼人事課長	戸口泰明	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室長	今村堅太郎	福祉事務所長	中川鉄也
同施策推進室長	石本博信	同理事	坂田平之守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
総務部長	神藤恒治	同次長兼総合福祉会館長	高橋健

産 業 部 長	萩 本 啓 介	同 次 長 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保 昭	病 院 事 務 局 長	橘 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	富 田 宏 之	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (再 開 発 担 当)	藤 本 仁	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平
コ ス モ ポ リ ス 推 進 部 長	中 屋 正 彦	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 次 長 兼 業 務 課 長	福 原 進	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 学 事 課 長	着 本 直 幸
同 理 事 (道 路 担 当)	谷 俊 雄	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
同 用 地 室 長 兼 用 地 第 一 課 長	奥 野 義 一	同 次 長	田 丸 勝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 副 理 事 兼 久 保 惣 記 念 美 術 館 長	中 野 徹
同 次 長	中 野 英 二	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 副 理 事 (ふるさと会 幹 事 兼 担 当)	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 次 長 兼 用 地 課 長	帛 田 嗣 夫	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 部 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	池 野 文 一		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
次 長 井阪和充
参 事 西垣宏高
議事係長 田中康弘
議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成6年3月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年3月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年3月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年度平成6年4月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成6年4月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年4月分)	別冊 P. 42
7	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年4月分)	別冊 P. 48
8	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年度平成6年5月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成6年5月分)	別冊 P. 63
10	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年5月分)	別冊 P. 73
11	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年5月分)	別冊 P. 79
12	監査報告 第32号	定期監査(平成6年度第一次分)結果報告	別冊
13	認定 第1号	平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	P. 1
14	認定 第2号	平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 3
15	認定 第3号	平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 4
16	議員提案 第12号	決算審査特別委員会設置について	別紙
17	報告 第25号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 6

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第26号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 9
19	報告 第27号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 12
20	議案 第39号	工事請負契約締結について (和泉市立和泉保育園増改築工事)	P. 15
21	議案 第40号	町の区域及び名称の変更について	P. 21
22	議案 第41号	和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 25
23	議案 第42号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 45
24	議案 第43号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 51
25	議案 第44号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 55
26	議案 第45号	和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について	P. 58
27	議案 第46号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 62
28	議案 第47号	監査委員の選任について	P. 71
29	議案 第48号	公平委員会委員の選任について	P. 73
30	議案 第49号	助役の選任について	P. 75
31	議案 第50号	平成6年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 78
32	認定 第51号	平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 94
33	認定 第52号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P. 100
34	選挙 第1号	和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について	別紙
35	議員提案 第13号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書	別紙
36	議員提案 第14号	保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書	別紙
37	議員提案 第15号	信太の森にヘリポート設置を行わないよう求める意見書	別紙

(午前11時05分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。議員の皆様には、早朝より多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に、市長より先般の新聞報道について説明したい、との申し出がありますので、これを許可いたします。

(市長登壇、説明)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。本会議前の貴重なお時間を拝借をさせていただきました。議長さんのお許しをいただきましたので、先般来、新聞紙上に載っております市民税課の公金目的外流用についての御報告とお詫びを申し上げたい、このように存ずる次第でございます。

市民税課におきましては、府民税の徴収事務を大阪府から委託をされておきまして、府から毎年、府民税徴収事務委託金を歳入に繰り入れておりますが、これとは別に府から課税補助事務のアルバイト雇用のために賃金が交付されているわけでございます。5年度実績では、93万6,000円でございます。

府から交付されましたこのアルバイト賃金の支出につきましては、先般来、大阪地検特捜部の方に連絡が入ったようでございまして、過去数回、市民税課長が取り調べを受けた経過がございます。その結果、刑法上としては何ら立件することはない、という結論でございます。ただ、行政上は問題が残るので対応するよう、というアドバイスをいただいたわけでございます。

市民税課では、前例の踏襲的にこの一部につきまして、過去から歳入として計上しないで、その賃金を会議費等の支出に流用していたわけでございまして、過去、長い年月の府市の慣例的なものがあったようでございます。しかしながら、これは府費公金の目的外の流用でございます。法上はもとより、市民感情からは到底認められるものではございません。つきましては、関係職員を10月1日付で次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告を申し上げておきたいと存じます。

担当の市民税課長につきましては減給10分の1、1カ月の減給処分を行いました。これに伴いまして勤勉手当30%カット、昇給延伸6カ月等の処分が付いて回るわけでございます。先ほど申し上げましたように古い経過があるようでございますが、さかのぼりがいつからということが特定できません。そういうことで少なくとも5年前にさかのぼって調査をいたしました結果でございますので、現在の市民税課長だけでなく5年前からの市民税課長も同じくというこ

とで、大杉課長とともに前課長の森利治君につきましても同じような処分を行わせていただきました。

これは府市の長い慣習もあったようでございまして、上司も全く知らなかった件でございますけれども、少なくとも、上司としての管理監督責任というものがございまして、現総務部長の神藤君、前の5年前からの総務部長の橋本君につきましても、管理監督の不行き届きということで文書で訓告をさせていただきました。そしてまた、担当の坂口助役につきましても、口頭で嚴重注意を行ったわけでございまして、私自身も深く反省をさせていただきお詫びを申し上げますとともに、再びかかることのないよう嚴重に対処し、綱紀を厳にしていまいりたい、このように存じております。

長い間の慣習とは言え、こうしたことにつきましてはまことに申しわけないことございまして、慎んで経過とともに処分についても御報告申し上げ、再びこういうことのないよう嚴重に対応してまいりたい、このように存じてございまして、深くお詫びを申し上げ、御報告に代えさせていただきます、このように存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。辻議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、23名でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第12までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

監査報告第21号 例月出納検査 収入役扱 平成6年3月分 P. 1

監査報告第22号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年3月分 P. 11

監査報告第23号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年3月分	P. 17
監査報告第24号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年度 平成6年4月分	P. 22
監査報告第25号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年4月分	P. 32
監査報告第26号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年4月分	P. 42
監査報告第27号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年4月分	P. 48
監査報告第28号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年度 平成6年5月分	P. 53
監査報告第29号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年5月分	P. 63
監査報告第30号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年5月分	P. 73
監査報告第31号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年5月分	P. 79
監査報告第32号	定期監査(平成6年度第一次分)結果報告			別 冊

○ 議長(大谷昌幸君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第21号より第32号までの報告を終わります。

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第13「平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。

認定第1号

平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。市長。

(市長登壇、説明)

○ 市長(池田忠雄君) それでは、ただいま御上程をいただきました認定第1号「平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」をお願いをするに当たりまして、概要を御説明を申し上げたいと存じます。

ただいま御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計であります。

なお、監査委員さんの御意見につきましては、御審査を煩わせましたところ、別冊のとおり決算審査意見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり低迷するわが国経済は、再度にわたる公共事業を中心とした大型の国の経済対策や減税効果などにより、このところ明るさが広がってきておりまして、緩やかながら回復の方向に向かっていると政府発表がなされているところでございますが、最近の為替相場の動きや企業設備が調整過程にあることなどから、一抹の不安を抱えている状況にあると言えます。

一方、地方財政におきましては、景気低迷による影響や住民税減税等によりまして税収等の一般財源不足が生じ、地方債の増発等に依存する極めて厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状であります。

さて、本市の平成5年度決算でございますが、歳入面では、市税収入が35年ぶりに前年度を割るという非常に厳しい状況でございました。しかし、地方債の活用と公共施設整備基金等からの大幅な繰り入れ、さらには、歳出面では、経常経費の節減を初め財政運営の効率化と健全化を期してまいりました結果、一般会計におきましては、歳入総額475億9,030余万円、歳出総額474億4,990余万円で、歳入歳出差し引きをいたしますと1億4,040余万円の形式的な黒字となり、既に御承認をいただきました平成6年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源4,810余万円を差し引きいたしまして、9,230余万円の実質収支黒字決算と相なった次第でございます。これひとえに議員各位の御支援と御協力たまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

特に本年度は、本市の都市基盤づくりとして和泉中央線を初めとする新旧市街地での道路網整備を積極的に推進するとともに、今日的課題の高齢者対策として市立デイサービスセンターの開設、民間デイサービス施設への助成など、在宅福祉施策の充実に努めてまいりました。また、国際化時代への対応として中国南通市やアメリカ・ブルーミントン市との国際友好姉妹都市の提携など、国際交流の促進を図ってまいりました。

しかしながら、本市の財政構造は、経常収支比率が99.9%と非常に硬直化した状況にあり、さらに、市税等一般財源の落ち込みや、今後、増大する行財政需要への対応など、厳しい行財政運営を認識いたしておるところでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額80億4,560余万円、歳出総

額77億880余万円、歳入歳出差し引き3億3,680余万円の黒字と相りました。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額72億1,890余万円、歳出総額71億8,850余万円、歳入歳出差し引き3,030余万円の形式的な黒字と相ります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに7億7,240余万円の同額と相なりまして、収支均衡と相ります。

最後に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額49億9,650余万円、歳出総額49億9,570余万円、歳入歳出差し引き80余万円と相なりまして、平成6年度への繰り越し財源80余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回、御認定をお願いをいたしております各会計の決算状況でございます。よろしく御審議をいただきまして、御認定を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（並河道雄君） 私も決算委員に入っておりますので、そこで細かい問題を聞いていきたいと思いますが、以前から言ってきた経過として、経常収支比率が99.9%と異常な数値を示しております。懸念するのは、議会からも須藤さんという立派な監査委員さんを送っていただき、意見を書いておられます「財源の効率的配分と経常経費の節減に努めるとともに、行財政全般にわたる事務事業等の効率的、効果的執行に配慮せられ、市民生活の安定と住民福祉の増進に一層の努力を願うものである」という監査委員さんの意見も付いています。

これは市長さんもお読みになって提案されたんですが、財政に弾力性が全くないわけです。来年は、私が一般質問で言いましたように病院の設備投資の問題もあります。スプリンクラーについてはやっていただく、というお答えをいただいておりますので、非常に懸念するわけです。前回の一般質問で田代議員さんもリストラとか民間委託の問題も挙げられておりましたが、そういった問題にもっと積極的に取り組んでいかなざるを得ないのではないかと思います。大きな問題ですので、市長、助役の方でどのようにお考えになっているのか、お答えを願いたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） 御指摘どおりでございます。先ほど来、決算認定の趣旨説明を申し上げましたとおりでございます。また、監査委員さんからも厳しい御指摘もちょうだいしております。経常収支比率が99.9%と財政構造は硬直した非常に厳しい状況でございます。また、起債の活用あるいは基金の投入で切り抜けてまいった実情がございますが、前々から行財政検討委員会というのを発足をいたしております、リストラに向けまして懸命に作業をさせている状況でございます。

こうした結果と相まちまして、全庁打って一丸となって見直すべきは厳しく見直し、また、前へ向いて行く点については前を向いて対応していかなければならないという、そのバランスをどのように取っていくかということが現下、本市行財政の実態でございます。御指摘のとおり、いよいよリストラに向けて精一杯頑張り、この財政危機を何とかして乗り切ってまいりたい、このように存じておりますので、一層の御支援と御協力を相賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

○ 20番（並河道雄君） 答弁をいただきましたが、リストラというのは合理化とか言いますが、悪く言えば人減らしです。これはなかなかできにくいと思います。今の本市の状況を見ますと、それに逆行するように組織が大きくなってきているように思います。その辺を懸念するわけです。この点は真剣に考えていかなければいけない。また、民間委託等にしても、組合との絡みもあってなかなかやりにくいと思いますが、事ここにきたら放っけない状況ですので、きちんとやっていただきたい。意見だけ言って終わっておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、上程される決算審査特別委員会委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第14「平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第2号

平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成5年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。水道部。

○ 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第2号

「平成5年度和泉市水道事業会計決算」について、水道部仲田から御説明申し上げます。別冊決算書13ページを御覧いただきたいと存じます。水道事業報告書から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収入面では、夏場の水需要時において冷夏等により給水量が伸び悩み、給水収益は、料金改定に伴う増収分を含め対前年度比で3.7%の伸びとなっております。

一方、支出面では、府営水道料金の大幅値上げに伴う受水費の増加が著しく、消費税の未転嫁による税負担と相まって経常収支は依然として赤字基調の厳しい状況にあり、単年度収支は、1億2,572万9,000円の純損失となりました。これに前年度繰越欠損金を加えますと、2億6,183万7,000円の未処理欠損金が生じております。

また、資本的収支勘定では、第4回拡張事業を初め配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業など各施設の建設改良投資を積極的に行った結果、資金不足が生じました。不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口は順調な伸びを示したものの逆に1人当たり平均給水量が減少し、全体給水量では、対前年度比0.8%増と相なっております。

また、有収率の向上につきましては、常に漏水しない工事に留意し、地道な漏水調査と合わせ漏水の早期発見修理に努め、前年度実績を0.1%上回る成果を得ております。

それでは最初に戻りまして、1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額25億5,590万2,000円に対し決算額25億8,201万8,676円となり、予算額に比べ2,611万6,676円の収入増となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で23億4,833万5,157円。第2項 営業外収益では、加入金外で2億3,181万9,818円。第3項 特別利益は、固定資産売却益外で186万3,701円と相なっております。

次に、2ページの支出の部でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額26億9,385万6,000円に対し決算額26億8,725万9,604円で、不用額は、659万6,396円でございます。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、受託工事費減を初めその他需要費の節減によるものであります。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として23億8,121万8,107円。第2項 営業外費用として、企業債の支払い利息外で3億465万7,762円。第3項特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項 予備費でございますが、全額不執行となっております。

次に、3ページの資本的収支について申し上げます。収入面では、第1款 資本的収入最終予算額19億6,079万8,000円に対し決算額16億5,842万4,893円であります。

内訳といたしまして、第1項 企業債決算額6億6,800万円。予算残額1億4,300万円は、翌年度に繰り越しております。第2項 工事負担金については、決算額9億3,154万1,035円で、予算残額1億5,970万8,965円も同様、翌年度に繰り越しております。第3項 負担金でございますが、決算額5,473万2,000円で、予算額に比べ33万6,000円の収入増となっております。その他第4項では、南面利配水池の敷地の一部が外環状線にかかり売却した帳簿価格であります。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。支出でございますが、第1款 資本的支出最終予算額22億5,747万7,000円に対し決算額18億2,199万442円。翌年度繰越額として4億1,349万7,000円。不用額は2,198万9,558円であります。

決算額の主な内訳といたしまして、第1項 建設改良費決算額16億5,142万8,645円で、その内容は、第4回拡張事業を初め配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業の外開発に伴う配水管布設工事と、量水器及び固定資産購入のための営業設備費でございます。

なお、翌年度繰越額として4億1,349万7,000円。また、不用額2,198万9,355円が生じておりますのは、各事業費の減額及び人件費の減にるものであります。工事概要につきましては、19ページ以下に記載をいたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億7,056万1,797円と相なっております。

最後に、財政の収支状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金が2億6,183万7,012円となり、同額を翌年度に繰り越すものであります。

以上が、今回、提出をさせていただきました決算報告書の概要でございます。損益計算書の外決算附属書類として14ページ以下に各明細書を添付いたしておりますのでこれらを御参照の上、原案どおり認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第15「平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第3号

平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成5年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。病院事務局。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を病院事務局橋本より御報告申し上げます。別冊決算書14ページをお願い申し上げます。

まず、概要でございますが、病院事業運営につきましては、依然として非常に厳しい医療環境下にあります。平成5年度は診療報酬の改定もなく、病院経営にとっては非常に厳しい年となりましたが、外来患者の増を図るなど収益の確保に努めました結果、単年度で3,466万3,000円の赤字決算にとどめることができ、その上内部留保資金につきましても、2億9,531万3,000円を有することができました。

また、本年度は、市民の期待にこたえるため、磁気共鳴断層診断装置や骨密度測定装置等の医療機器の充実も図ることができました。これもひとえに議員各位の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、その内容を御説明申し上げます。

平成5年度における病院の利用状況は、入院患者数が年間延べ10万1,420人、1日平均277.9人。外来患者数が年間延べ26万6,907人、1日平均907.8人となっており、前年度と比較して入院患者数は868人の減、外来患者数は1万6,515人の増となっております。

次に、収益的収支の状況でございます。決算書2ページを御参照願います。

第1款の病院事業収益につきましては、予算額58億6,296万6,000円に対し決算額58億6,969万1,883円で、672万5,883円の増となっております。

各項目別に御説明申し上げます。第1項の医業収益は、予算額52億5,516万円に対し決算額

52億5,954万5,212円で、438万5,212円の増となっております。第2項の医業外収益は、予算額6億780万6,000円に対し決算額6億1,014万6,671円収入いたしております。これは主に一般会計からの繰入金でございます。

次に、支出でございます。第1款の病院事業費用は、予算額59億8,720万2,000円に対し決算額58億9,954万9,190円となり、8,765万2,810円の不用額が生じております。

各項目別に御説明申し上げます。第1項の医業費用は、予算額58億1,154万3,000円に対し決算額57億2,847万9,662円で、8,306万3,338円の不用額が生じております。これは給与費、材料費、経費等が不用となったためでございます。次に、第2項の医業外費用でございますが、予算額1億7,365万9,000円に対し決算額1億7,106万9,528円で、258万9,472円の不用額が生じております。これは支払い利息及び企業債取扱諸費の中で一時借入金利息の減によるものでございます。第3項の予備費200万円は、執行しておりません。

以上の結果、収益的収支におきまして3,466万3,118円の純損失が生じ、未処理欠損金につきましては、27億1,604万661円と若干増加いたしました。

次に、資本的収支でございます。決算書4ページを御参照願います。

まず、収入でございます。第1款 資本的収入は、予算額、決算額とも12億8,228万3,000円でございます。

各項目別に御説明申し上げます。第1項の企業債は、医療機械器具の購入に充当するため大蔵省資金運用部から借り入れした政府債で、予算額、決算額とも1億6,000万円でございます。第2項の出資金は、一般会計からの出資金でございます。予算額、決算額とも1億2,228万3,000円でございます。第3項の他会計長期借入金は、一般会計からの長期借入金でございます。予算額、決算額とも10億円でございます。

次に、支出でございます。第1款の資本的支出は、予算額13億4,467万4,000円に対し決算額13億4,467万3,109円でございます。

各項目別に御説明申し上げます。第1項 建設改良費は、医療機器備品購入費でありまして、予算額1億6,500万円に対し決算額1億6,499万9,502円となっております。

以上の結果、資本的収支では6,239万109円の不足額を生じましたが、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金6,223万6,311円及び当年度消費税資本的収支調整額15万3,798円により補填いたしました。

以上、平成5年度病院事業の決算概要を御説明いたしました。病院経営につきましては、今後も国の医療費抑制が続く中ますます厳しい状況下にあります。今後も診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、患者サービスの向上に努力してまいりたいと存じます。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料を添付いたしておりますので御参照の上、御審議を賜り、何とぞ原案どおり認定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

平成6年10月3日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	木村静雄
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

決算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第12号

決算審査特別委員会の設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、決算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算並びに平成5年度和泉市水道・病院事業会計決算認定について調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、日程第16「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算、水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に御審議を願うため、お手元に配付いたしております資料のとおり、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とするものであります。

本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第17「専決処分の報告について（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）」及び日程第18「専決処分の報告について（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）」並びに日程第19「専決処分の報告について（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）」の3件を一括議題といたします。

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第8号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成6年8月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市旭町144番地 和泉市営旭第二団地10棟401号

氏 名 梁 元 久 吉 こと 梁 久 吉

2 請求の要旨

被告に対し、平成2年1月から平成6年6月までの54カ月間、313,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第25号参考資料

事件の概要

和泉市旭町144番地和泉市営旭第二団地10棟401号は、昭和61年3月14日から入居承認者梁久吉が入居しているが、長期にわたり家賃を滞納しているため、平成5年7月14日に滞納家賃納入の催告を行ったにもかかわらず、未納のため、同年12月15日に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項第2号の規定により住宅の入居承認の取消及び明渡し請求の通知を行ったが、いずれも不在のため還付された。これを受けて平成6年7月18日に岸和田簡易裁判所に対し意思表示の公示送達の手立をしたところ、同年8月8日に梁久吉に到達した旨証明された。しかしながら、梁久吉からは何の連絡もなく解決に至っていない。

このため、住宅の明渡し訴訟を行うものである。

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したの

で、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第9号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成6年8月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市旭町144番地 和泉市営旭第二団地1棟404号

氏 名 都 築 勝 廣

2 請求の要旨

被告に対し、平成2年1月から平成6年6月までの54カ月間、313,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第26号参考資料

事件の概要

和泉市旭町144番地和泉市営旭第二団地1棟404号は、昭和54年6月7日から入居承認者都築勝廣が入居しているが、長期にわたり家賃を滞納しているため、平成5年7月14日に滞納家賃納入の催告を行ったにもかかわらず、未納のため、同年12月15日に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項第2号の規定により住宅の入居承認の取消及び明渡し請求の通知を行ったが、いずれも不在のため還付された。これを受けて平成6年7月18日に岸和田簡易裁判所に対し意思表示の公示送達の手立をしたところ、同年8月8日に都築勝廣に到達した旨証明された。しかしながら、都築勝廣からは何の連絡もなく解決に至っていない。

このため、住宅の明渡し訴訟を行うものである。

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第10号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成6年8月31日 専決

和泉市長 池田 忠 雄

1. 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市幸町22番地の1 和泉市営幸団地13棟404号

氏 名 諸井 光 人 こと 金 光 人

2. 請求の要旨

被告に対し、平成2年6月から平成6年6月までの49カ月間、290,500円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3. 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第27号参考資料

事件の概要

和泉市幸町22番地和泉市営幸団地13棟404号は、昭和57年10月9日から入居承認者金光人が入居しているが、長期にわたり家賃を滞納しているため、平成5年7月14日に滞納家賃納入の催告を行ったにもかかわらず、未納のため、同年12月15日に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項第2号の規定により住宅の入居承認の取消及び明渡し請求の通知を行ったが、いずれも不在のため還付された。これを受けて平成6年7月18日に岸和田簡易裁判所に対し意

思表示の公示送達の中立をしたところ、同年8月8日に都築勝廣に到達した旨証明された。しかしながら、金光人からは何の連絡もなく解決に至っていない。

このため、住宅の明け渡し訴訟を行うものである。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。建設部。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村でございます。お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第25号及び報告第26号並びに報告第27号の3件の専決処分の報告について、その内容を説明いたします。

本3件の専決処分につきましては、市営住宅家賃に対する滞納家賃請求と明け渡し請求訴訟の提起に係るものであります。明け渡し訴訟の提起に係る専決処分につきましては、去る6月の第2回定例市議会においても御報告申し上げたところでございますが、今回、新たに3件の専決処分を行ったものでございます。

まず、報告第25号でございます。議案書本冊6ページでございます。

訴訟の相手方は、和泉市旭町144番地、和泉市営旭第二団地10棟401号の梁元久吉氏でございます。同氏は昭和61年3月14日、地区改良事業によりまして同所に入居いたしました。住民票は、現在も同所となっております。

ところが同氏は、平成2年1月より家賃を滞納するようになりましたので、督促状や催告状を送付してまいりましたが、平成3年3月ごろから不在で返戻されてくるようになりました。そのため同氏宅を再三訪問いたしましたが、不在で、同棟内の住人の話では相当以前から住んでいない、との話でしたので、電気、ガス等の状況を調べましたところ、平成3年2月ごろからストップしていることがわかり、居住の実態がないとの判断ができました。

さらに、本人との連絡を取らんがため、連絡来庁を求める召致書あるいは出頭告知及び鍵交換予告書を玄関扉に添付いたしましたが、本人から何ら連絡がありませんでした。

そこでやむを得ず平成6年7月18日付で岸和田簡易裁判所に入居権の取消及び住宅明け渡し並びに滞納家賃の支払いを求める通知書の公示送達を申し立てまして、8月8日に相手に送達されたときみなされたことによりまして、滞納家賃の請求と住宅明け渡し提訴の手続を行ったものであります。

次に、報告第26号、本冊9ページでございます。訴訟の相手方は、和泉市旭町144番地、市営旭第二団地1棟404号の都築勝廣氏で、同氏は、昭和54年6月7日に入居いたしました。住民票は、現在も同所となっております。

同氏も平成2年1月から家賃滞納が始まり、督促状や催告状を送付してまいりましたが、い

ずれも不在で返戻をされてまいりました。そのため同氏宅に出向き、近所の人に聞きましたところ、相当以前から住んでいない、とのことで、電気、ガス等も平成3年8月ごろからストップされていることがわかりました。

そこで、先ほどの梁元氏に行ったのと同じの処理を行い、今回の処分を行ったものであります。

次に、報告第27号、本冊12ページでございます。訴訟の相手方は、和泉市幸町22番地の1、市営幸団地13棟404号の諸井光人氏で、昭和57年10月9日に入居し、住民票は、現在も同所でございます。

平成2年6月から滞納が生じ、督促等を行ってまいりましたが、やはり返戻されてまいりました。そこで、近所の聴取、電気、ガス等の調査から平成3年3月ごろから居住の実態がないことが判明いたしましたので、前2件と同様の措置を行い、今回の処分を行ったものでございます。

以上が、専決処分の内容でございますが、当該業務は、相手方との折衝内容や手続等がそれぞれ異なるため、何回にも分けて措置せざるを得ないものでございます。

なお、前回の2件につきましても、現在、大阪地方裁判所岸和田支部で近く公判の予定となっておりますが、今回の3件と合わせまして5件の公判を行っていくこととなります。相手方との折衝等におきましていろいろ難しいこともございましたが、たとい数件でも公判に持ち込むことになったことは、公平と公正の見地からも悪質滞納等の一掃につながっていくものと考えております。今後とも引き続き厳しい対応を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（上田育子君） 内容についてどうこういうことはないのですが、名称について、家賃の滞納は、刑事罰の対象にはならないと思いますので、「氏」と表現されておりましたように、文章面でも名前を呼び捨てにするのではなく、「氏」という表現をしていただいた方が、基本的人権の尊重という意味からよろしいのではないかと意見を申し上げます。
- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第25号、報告第26号、報告第27号を終わります。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第20号「工事請負契約締結について」（和泉市立和泉保育園増築工事）を議題といたします。

議案第39号

工事請負契約締結について

和泉市立和泉保育園増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決をもとめる。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立和泉保育園増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 213,725,000円
- 5 契約の相手方 和泉市伯太町二丁目13番20号
株式会社 深阪工務店
代表取締役 深 阪 力

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第39号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして総務部神藤より御説明申し上げます。15ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本工事は、児童福祉の充実を目的として、市立和泉保育園木造園舎の老朽化に対応するため同敷地に建て替えるもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、和泉市立和泉保育園増改築工事。契約金額は、2億1,372万5,000円。契約の相手方は、和泉市伯太町二丁目13番20号、株式会社深阪工務店代表取締役深阪力と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び参考図面にお示しいたしましたとおり、建築場所は、和泉市伯太町二丁目5番16号。敷地面積1,826.08㎡に鉄骨づくり2階建て1,187.88㎡を増改築工事をするものでございます。建築内容としては、事務室、調理室、遊戯室、保育室7室、便所、倉庫、屋外附帯工事一式を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成7年7月1日開園に向け、平成7

年6月15日までといたしております。

なお、本事業につきましては、国家予算の成立がおくれたことに伴いまして国庫補助金等が2カ年にわたる事業となりました関係上、今議会におきまして債務負担行為の補正予算を計上させていただきましたので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第39号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第21「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案第40号

町の区域及び名称の変更について

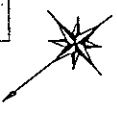
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域及び名称を次のとおりとする。その実施期日は、別に市長が定める。

平成6年9月30日 提出

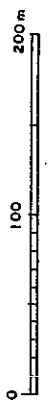
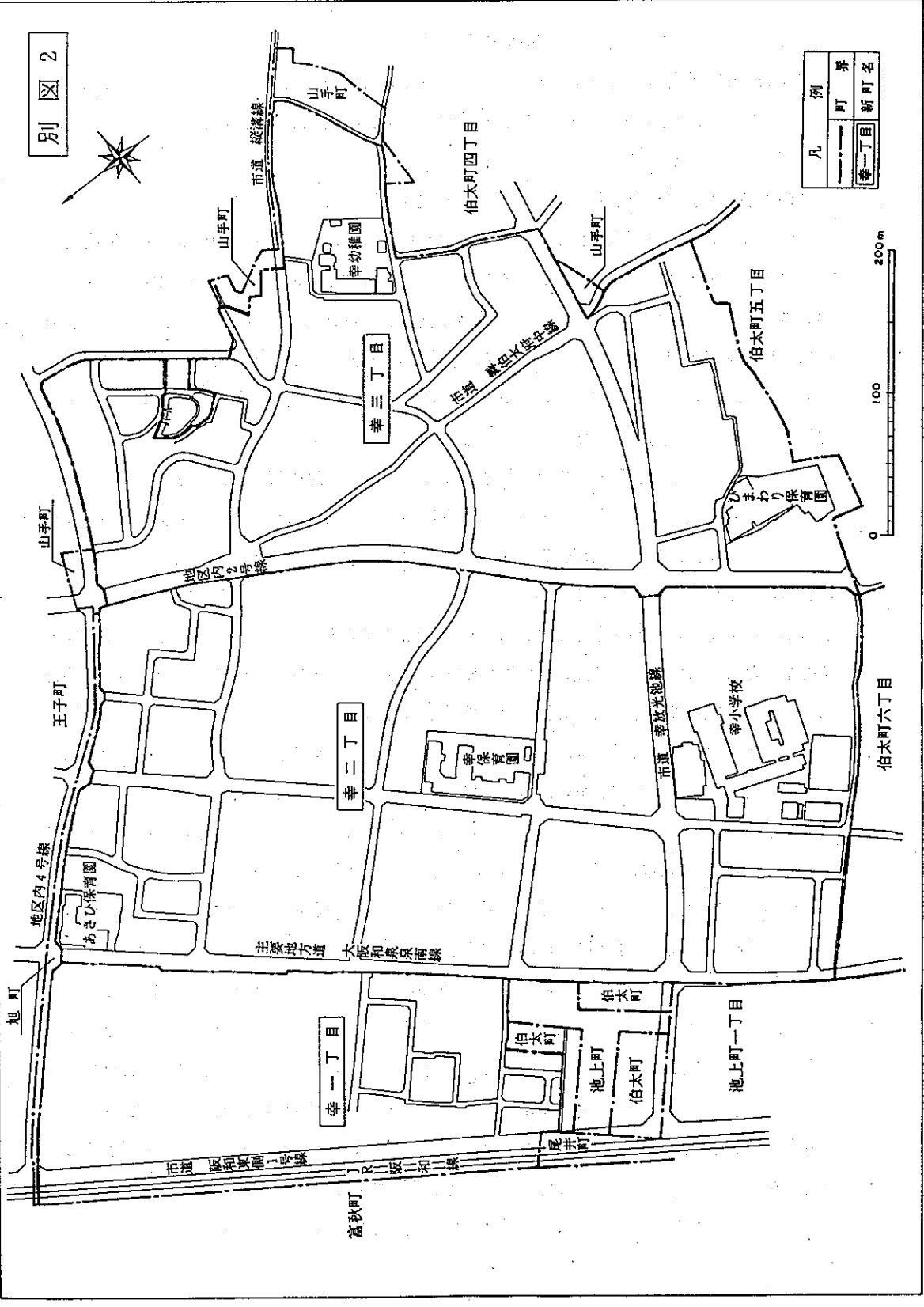
和泉市長 池田忠雄

- 1 幸町を廃止する。
- 2 旭町、山手町、尾井町、王子町、伯太町及び池上町の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 3 1において廃止した区域及び2において除いた区域をもって別図2に示すとおり幸一丁目、幸二丁目及び幸三丁目を新設する。

別 図 2



凡	例
——	町界
——	新町名
——	幸一丁目



- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第40号「町の区域及び名称の変更について」、提案の理由並びにその内容について、都市整備部富田より御説明申し上げます。

このたびの変更につきましては、幸地区を変更対象区域といたしております。

まず、提案の理由でございますが、幸地区につきましては、その大部分が北部第一住宅地区改良事業区域で当事業もいよいよ終盤を迎え、新しい町並みがほぼ完成されておりますが、町の区域につきましては従来のみで、町並みと整合が図られていないため、住民の日常生活並びに各種集配業務等におきまして不便または非能率等各種の障害を生じております。これらの障害を解消するとともに住民の利便の向上を図るため町の区域及び名称の変更を行い、合わせて住居表示の整備を行おうとするものであります。

このことから本件に関しましては、平成3年12月の第4回定例市議会におきまして、市街地区域及び街区方式による住居表示の整備を行う旨の御議決をいただいております。これに基づきまして本年7月20日に和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示実施に伴う町の区域及び名称並びに街区割について諮問し、原案どおり答申をいただきましたので、住居表示に関する法律の規定により答申案を8月12日より30日間告知するとともに、関係町会に告知の写しを配布いたしました。この間、何の変更請求もございませんでしたので、地方自治法の規定により町の区域及び名称の変更を行おうとするものであります。

その内容につきましては、別図1にお示ししております幸町を廃止し、旭町、山手町、尾井町、王子町、伯太町及び池上町の区域をそれぞれ斜線で示す区域を除いた区域に変更し、別図2にお示ししておりますとおり、幸一丁目、幸二丁目及び幸三丁目を新設するものであります。この新町名につきましては、幸校区の「幸」から来たものであります。

次に、新町に編入されます町名並びに新町の面積でございますが、まず、幸一丁目につきましては、旭町、伯太町、王子町及び尾井町の4町で約5.2haとなっております。幸二丁目につきましては、旭町、幸町、山手町、伯太町及び池上町の5町で約15.15haとなっております。幸三丁目につきましては、山手町、幸町及び王子町の3町で約11.1haとなっております。

また、対象世帯数及び人口につきましては、約1,600世帯、約3,500人となっております。

なお、この変更期日につきましては、平成7年2月26日を実施予定日といたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明といたします。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。1点だけちょっとわからないので教えていただきたいんですが、例えば一丁目とか二丁目の境目の道路の関係ですが、泉南線も地区内2号線も道路のどちらか片側で線引きなんです。言いたいのは、地区内4号線のところは、昔からの分で線が道路の真ん中に入って道路ののり面というか端の方で旭町の線引きになっており、いわゆる道路の半分が、ここだけ旭町が残ることになります。この辺りの経過について、若干、事前にお聞きをしましたら、今後の方向性の中でこういうことだ、ということですが、今後のことも含めましてなぜこうなったかについてお聞かせください。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。都市整備部。

○ 都市計画課参事（西口隆三君） 町の境界につきましては、道路、水路その他鉄軌道等の側線で取るようになっております。それから、道路で取る場合は、和泉市の場合は、東西に連なる道路につきましてはその南側、南北の道路につきましては、西側で町の境界を取ることにしております。その結果、今回は、地区内4号線の南側で取っておりますので、町の境界との間の空白の部分で一部、旭町または山手町が残ることになっております。

以上です。

○ 27番（早乙女実君） これは将来的にずっとこの状態になるんですか。それとも、何か計画がございますか。

○ 都市計画課参事（西口隆三君） 引き続きまして、王子町の住居表示に入っていくこととなります。その場合、王子町の住居表示の整備と合わせて整備をしていく予定になっております。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時33分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第22「和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第41号

和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例(平成5年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び同項第4号を削る。

第3条中「収容(以下「入院医療」という。)」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院等」という。)に係る医療(以下「入院等医療」という。)」に、「療養に関する保険給付」を「療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び家族療養費について保険給付」に、「入院医療」を「入院等医療」に改め、「療養に関する給付」の次に「(和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例43号)及び和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)による助成を含む。)」を加える。

第5条第2項及び同条第3項並びに第7条中「入院医療」を「入院等医療」に改める。

(和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「規定により療養に関する保険給付が行われた場合」を「規定による療養の給付、特定療養費、療養費及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」に改める。

(和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「療養に関する保険給付が行われた場合」を「療養の給付、特定療養費、療養費及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」

に改める。

(和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「医療に関する給付が行われた場合」を「療養の給付、特定療養費、療養費及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」に、「医療に関する給付が行われるとき」を「療養に関する給付が行われるとき」に改め、同条第2項中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改める。

(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正)

第5条 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和60年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「療養に関する保険給付が行われた場合」を「療養の給付、特定療養費及び療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」に改め、同条第2項中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改める。

(和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の一部改正)

第6条 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例(平成5年度和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例

第2条第1項を次のように改める。

この条例により医療費の助成を受けることができるもの(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当する者(以下「助成要件乳幼児」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母のうち当該助成要件乳幼児の生計を維持する程度の高いもの及び父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない助成要件乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者(以下これらを「保護者」という。)であって、前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年)の所得が規則で定める額未満であるものとする。この場合において、所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(1) 2歳に達する日の属する月の末日までの者

(2) 2歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第3条中「負傷による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等医療」という。）に係る医療（以下「入院等医療」という。）」を「負傷」に、「入院等医療に要する」を「療養に要する」に、「入院等医療について」を「疾病又は負傷について」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条1項第2号に掲げる助成要件幼児の保護者に対しては、社会保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）に係る医療（以下「入院等医療」という。）に関する給付が行われた場合に限り、医療費を助成する。

第4条から第6条までを次のように改める。

（助成の申請）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（助成の適用等）

第5条 乳幼児の医療費の助成は、申請のあった日の属する月の初日からとする。ただし、出生した場合及び新たに住民となった場合において14日以内に前条の申請があったとき並びに市長が特別な理由があると認めるときは、これらの助成要件を満たすこととなった日から行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づいて審査し、資格を有すると認めるときは、第2条第1項に規定する助成要件乳幼児の保護者に対して規則で定める医療証を交付するものとする。

（医療証の提示）

第6条 医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療費の助成を受けようとするときは、乳幼児の医療費の助成に関し市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。

第10条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（届出義務）

第12条 第2条第1項第1号に掲げる助成要件乳幼児の保護者は、助成要件乳幼児又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条中「入院等医療」を「疾病又は負傷」に改

め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(助成の方法)

第7条 市長は、受給者が契約医療機関等で医療を受けた場合には、乳幼児の医療費として対象者に対して支給すべき額の限度において、その者が当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(第2条第1項第2号の助成要件乳幼児に関する助成)

第8条 第5条から前条までの規定にかかわらず、第2条第1項第2号に掲げる助成要件乳幼児の保護者に対する医療費の助成の申請は、入院等医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請があったときは、市長は、その内容を審査の上、助成を行うことに決定したものについてはその旨及び助成額を、助成を行わないことに決定したものについてはその旨及び理由を、申請者に速やかに通知するものとする。この場合において、助成を行うことに決定したものについては、第5条第2項に規定する医療証の交付は行わず、市長が対象者に助成額を支払うことにより行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、交付の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例、和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 2 第6条の規定による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成7年1月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

理 由

少産少子時代を迎えた中、乳幼児をとりまく保健医療環境の大きな変化にかんがみ、乳幼児を抱える家庭の精神的、経済的負担の軽減及び医療の確保を行い、もってより一層の児童福祉の向上を図るため、現在実施している乳幼児の入院医療費に加え、通院医療費の助成を行うとともに、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）の施行に伴い、本市においても

その改正趣旨にかんがみ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第41号「和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について、市民生活部麻生より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先般、法律第56号として健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、この法律の趣旨に鑑みまして所要の規定の整備を行うとともに、少産少子時代を迎え乳幼児を取り巻く保健医療環境の変化により、乳幼児を抱える家庭の精神的、経済的負担の軽減及び医療の確保を行い、より一層児童福祉の向上を図るため、現在、実施いたしております乳幼児の入院医療費の助成に加え、通院医療費の助成をも実施しようとするものでございます。議案書25ページでございます。

なお、今回の健康保険法の改正に伴い改正が必要となります医療費の助成に関する条例は、第1条 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例、第2条 和泉市老人医療費の助成に関する条例、第3条 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、第4条 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例、第5条 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の5条例でございます。また、第6条は、医療費の通院医療費の助成を市単独事業として行うため、乳幼児の入院医療費の助成に関する条例を整備しようとするものでございます。

まず、第1条及び第4条並びに第5条に係る改正でございますが、収容を入院及びその療養に伴う世話その他の看護に関する部分でございます。これは保険医療機関における看護、介護体制を充実するため、原則として平成7年度末までに医療保険制度において長年の懸案でありました付き添い看護、介護の解消を図ろうとするものでございます。

次に、第1条から第5条に係る改正でございますが、療養に関する保険給付についての部分でございます。これは入院時の食事の費用を診察や投薬、入院等の療養の給付から切り離し、入院時食事療養費という別個の給付として医療体系を見直し、入院時の食事の本人負担を導入しようとするものでございます。

ただ、第1条の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例につきましては、入院時の食事の本人負担分の助成を実施する旨の規定でございます。

その他第1条及び第4条におきまして規定の整備を行ってございます。

次に、第6条 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。

まず、和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の「入院」を削り、和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例に題名を改めるものでございます。

次に、第2条関係でございますが、これはゼロ歳から1歳については入院と通院の助成、ゼロ歳から6歳までは入院の助成を行うため年齢要件を分けるとともに、第2号及び第3号を本文中にその旨を規定するものでございます。

第3条関係であります。これは規定の整備でございます。また、第2項は、社会保険各法において病院または診療所への入院に係る医療の給付が行われたとき、いわゆる乳幼児が入院した場合入院医療費を助成するものであります。

次に、第4条の関係でございますが、これは医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない旨の規定でございます。

第5条第1項は、医療費の申請期日を定めたもので、第2項は、資格を確認した後に医療証を交付するものでございます。

次に、第6条は、病院等で医療を受ける場合は医療証を提示しなければならない旨の定めでございます。

次に、第12条の改正に移りますが、本来ならば、第7条以下の説明を先に行うところでございますが、法制執務上のルールがございまして、第12条の改正を先に行うものでございます。

さて、第12条の関係でございますが、保護者の住所氏名等に変更があれば、速やかに届け出なければならない規定でございます。

第7条は、乳幼児が医療機関等で医療を受けた場合、その者に代わり医療機関等に支給すべき額の限度において費用を支払う規定でございます。

第8条は、入院に係る医療費の助成申請期間を定めており、また、第2項では、医療費の助成の申請があった場合は速やかに通知しなければならない旨を規定してございます。

なお、その他の条の移動に伴う規定の整備を行ってございます。

最後に、施行日についてでございますが、公布の日から施行するものでございますが、第1条から第5条までの改正後の条例は平成6年10月1日から、第6条の規定は、平成7年1月1日から適用するものでございます。

以上、まことに簡単ですが、提案理由並びに内容の説明を終わります。

なお、31ページから44ページに新旧対照表を添付してございますので御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） ただいま説明がありましたように本条例改正案は、主には健康保険法の改正という国の法律の改正面と、市独自のものがあると思います。私も担当の厚生病院委員会に所属しており、そこで説明を受けたり質問もしておりますので細かいことは別として、基本的な点を質問したいと思います。

まず、先に第6条の点は、乳幼児のゼロ歳、1歳の医療費が、今までの入院に加え通院も含め無料化を実施するという改正ですので、この点は、私どもも強く要望してきた内容ですので賛成もし、評価もしたいと思っております。ただ、高石市などは、来年から2歳児も実施していくという報道もされておりますので、なお、今後一層充実していただくよう合わせてお願いをしておきたいと思えます。

それから、具体的な内容に入る前に、この条例そのものの出し方について質問したいのですが、説明にありましたように5つの条例と一緒に1つの議案として提案をされております。1条と6条は、同じ乳幼児に関する条例だと思えますが、その他の部分は、全部別の独立した条例ということになると思えます。そこで、こうした独立した条例を括って1つの議案として提案をしているわけですが、そういうことになった理由をお聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 企画調整課油谷でございます。ただいま原議員さんの御質問で異なる5本の条例を1本にまとめて改正するのはなぜか、という御質問かと思えます。条例の改正を行おうとする場合、1件ずつ個別の条例ごとに改正する方法をとるのが一般的でございますけれども、今回のように共通の改正動機に基づいて複数の条例を改正しようとする場合、条例の性格が類似するものである場合は、1本の条例で複数の条例改正を行うのが法制執務上の一定のルールになってございます。

本件の条例改正につきましては、健康保険法等の一部改正という共通の動機によるものでございまして、また、これら5本の条例につきましては、医療費の助成という意味で共通の性格を持ったものでありますところから、関係課とも一定の調整を行いまして、法制執務上のルールに基づきまして、これらの条例を1本にまとめて御上程を申し上げたということでございます。よろしく願いたします。

○ 26番（原 重樹君） 今、説明いただいた中では、健康保険法の改正という共通したものがあるから1本にまとめた、という趣旨だと思います。それでは、乳幼児医療費の助成の部分については、もちろん健康保険法の改正もあると同時に、今度、新たに通院という市独自で出す部分があるもう1つの動機としてあると思えます。もっと言えば、府下的にも入院の食事代の600

円を補助するという、2つか3つの動機があるのではないか意味では、別にすべきではないのかという気がしますが、その点ではいかがでしょうか。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 再度の御質問でございますが、共通の動機に当てはまらない市独自の部分があるではないか、という御質問かと思えます。本改正条例におきます第1条と第6条の乳幼児の改正でございますように、最初の改正を前提とした二度目の改正を施行日とか適用日を分けて行う必要がある場合がございます。このように1つの条例について、二度にわたる改正を1つの議会会期中に御提案申し上げる必要がある場合におきましては、議会の御議決をいただく関係上、1本の議案として条例改正を行わざるを得ないところから、法制執務上のルールとしてこのような方法をとらせていただいているということでございます。

なお、第6条の改正につきましては、方法論として次の12月議会に上程するという事も考えられますが、来年1月1日の実施に向けまして市民皆さんに対するPRあるいは関係機関との調整その他を勘案したい、という健康課の考え方もございまして、今議会に御提案申し上げたというところでございます。

- 26番（原 重樹君） 今の答弁で言いますと、同じ議会の中で最初1条で改正し、また、6条と2回せないかん。私の申し上げたのは、乳幼児の件は1条と6条は1本でも構わない。ほかは同じだから括れるという出し方もあるのではないかと思います。出し方等については結構ですが、実際には、今までから同じ法律改正によって出て来たものでも、課が違えば別々に出て来たのではないか。そういうこともあったように思いますので、その辺は今後、きちんとした対応も含め研究していただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、内容面でお聞かせ願いたいと思えますが、今回、健康保険法の改正という説明がありましたが、給食費の本人負担が導入され、当面は600円、平成8年からは800円、今回は600円の分になりますが、この本人負担分の給食費を公費で賄うとすれば、どのぐらいの費用になってくるのか。それぞれの条例の部分で答えをいただきたいのが第1点。

- 2番目は、他市でもいろんな動きがあるように聞いてますが、いわゆる給食費の本人負担分を公費で助成を実施しようという市が出て来ていると思えますが、その辺での他市の状況をわかればお教え願いたい。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。

- 健康課長（森口 廣明君） 健康課森口よりお答え申し上げます。

御質問の給食費の本人負担を公費で負担した場合どれぐらいの費用になるのか、とのお尋ねでございますが、市民税非課税世帯等の方々には、入院時の食事についての標準負担額の減額措置が講じられておりますが、一般の600円で御負担願うということで計算をしますと、年間

を通じて老人保健で約1億3,500万円、老人医療で約2,300万円、障害者等で約1,670万円、母子家庭で約30万円、合計1億7,500万円となるものでございます。

2点目の他市の状況でございますが、乳幼児については、府下全市が実施するところでございますが、豊中市、箕面市、高石市の3市は、障害者と母子家庭の入院に伴う給食の本人負担を公費で助成する方向でございます。

以上でございます。

- 26番(原 重樹君) 市民税の非課税世帯は、600円の負担がもっと安くなりますが、とにかく600円で計算して出された数字だと思います。公費で負担すると幾らになるか、という質問に対して数字でお答えいただいたのですが、言葉を換えれば、公費で負担をしなければ、そのまま市民負担になるものだと思います。特に老人、障害者、母子家庭は弱者であり、今までも条例があるように公費で医療費を見ていた人たちです。そういう人たちには、給食費が保険から外されたことで丸ごと600円がかかってくることになるわけです。その意味では、弱者に対してもっと温かい手を差し伸べることが必要だと思いますし、府下各市で出ている動きもそうだと思います。

今の答弁でありましたように豊中、箕面、高石などが障害者、母子までにも幅を広げているのも、その考え方に基づいてやられていると思います。先ほどの数字でも母子家庭は30万円、障害者は1,670万円ほどであります。いわゆる3市がやっている分というのは、ある意味では、おカネの面から見ても、それほど大きな負担をしなくてもできるものだと思うんです。本市としては、本当に公費で負担をしていく考え方はないのかどうか。その点だけお聞きをしたい。

- 健康課長(森口 廣明君) 公費で負担をしてはどうか、ということでございます。入院時の食事につきましては、生活水準の向上に伴い質の向上や患者の選択の幅の拡大といったニーズが高まっている中、費用負担の面から見れば、食費は入院、在宅共通して必要となる費用でございます。現在、入院と在宅等で負担の不均衡が生じてございます。今回の改正は、その不均衡をなくし、負担の公平化を図ろうとするものでありまして、平均的な家計における食費を勘案した定額の一部負担を導入するものであります。この場合、先ほど申し上げましたように低所得者等には、負担額を軽減する措置が講じられております。

また、その財源については、付き添い看護、介護の解消、在宅医療の推進等に充てられるものでございまして、今のところ、原課としては、公費で助成をする、負担をする考えはございません。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 26番(原 重樹君) 今のところ負担をするつもりはない、ということですので、要望しな

ければしようがないわけです。今のお答えを聞いてますと、正直、国の言い分そのままというように聞こえました。今の答弁の中にもありました不均衡をなくすとか負担の公平化を図るとかいう点でも、政府は、これを導入するに当たってずっと言うてきた言葉です。

ただ、各地方自治体そのものが、要するに政府の言うているままに受け取ってないからこそ、この大阪府下、和泉市でもそうですが、乳幼児については600円を公費で負担をしていくという措置を取っているわけです。これは別に大阪府だけでなく、もっとたくさんの都道府県が政府の言うままではありません。その上に母子、障害者、老人等にまで枠を広げている市もあるわけです。その辺では、他市でもやっているところがあるわけですので、本市としても、とりわけ弱者に対して公費負担の枠をもっともっと拡大していくことを強く要望しておきたいと思います。

ついでに議長、共産党議員団としてこの議案に対する態度も表明しておきたいと思っておりますので、意見を申し上げたいと思います。

最初に申し上げましたように本条例改正は、大きく2つの内容があります。1つは、乳幼児の医療費助成を通院も含めて実施をするようになったという点は、当然、賛成ですし、内容の充実に今後も努力していただきたい。

もう1点は、いわゆる国の法律改正によるもので入院時の給食費を保険から外し、市民に1日600円、平成8年からは1日800円を負担させるというものであります。これは保険外しという点で今までと質の違ったやり方であり、市民、国民、特に弱者に大変な負担を強いる内容になっております。さらに、入院時の給食に続き、ビタミン剤等の薬も保険から外す検討がされるという報道もされております。

この点では、国の法律改正に伴う今回の条例改正とは言え、基本的に許せるものではないという態度であり、共産党としては反対であります。議案の提案の仕方そのものには納得はしておりませんが、とにかく1本に括られた形で提案をされておりますので、本条例改正には賛成の部分もありますが、全体として反対の態度で臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 他に、赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） 若干、お聞きをしたいと思います。

食事の有料化ということですが、今までの実態はどうなっているのか。ある書物を読むと、1日1,900円ということで保険の中に算入され、高額療養費を超えない部分については、政府管掌社会保険等で大体150円余、また、国民健康保険の今の制度改正の中では、500円近いものが今まで本人負担がされておったわけです。こういう制度の中で食事時間について夕食をも

っと遅くとか、選択の余地がある、食堂で食べるとかになってますが、そのような形で市立病院の今後の対応の仕方等はどのようになっていくのか、この際、お聞きをしたいと思います。

それから、1,900円の中で600円払うということですが、あとの分は保険の中でされるということなのか。その点では、6万円何がしの高額療養費の限度額との相関関係などについてお知らせ願いたい。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 病院事務局理事（谷上 徹君） 病院に対する御質問ですので、病院事務局谷上からお答えさせていただきます。

この10月から食事に係る患者負担が出て来たのですが、市立病院につきましては、従来どおりの対応はいたしております。また、制度の中では、適時適温給食ということで6時配膳が指導されておりますが、これにつきましては、この600円以外の部分が保険適用という格好で上乘せをされることになっております。

また、先ほど申されておりました食堂の設置につきましても、これ以外の保険適用という形で別の考え方に立っております。病院といたしましては、現在のところ、施設的、構造的に給食を満たす食堂の設置も難しくございますので、当分の間は、現状のままで行っていきたいと思っております。

それと、ただいま申し上げました600円の問題ですが、これにつきましては、食事は別サイドということで高額療養費等の算定にはならないということでございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 健康課長（森口 廣明君） 今までは療養の給付としてみておりましたが、今後は、6万3,000円の費用の算定の中には入ります。

○ 18番（赤阪和見君） 僕は素人でわからないのですが、今までは、1,900円のうちの6,000円を出していた、ということは、あとの1,300円は保険算入ですよ。そして、保険算入の中では、6万3,000円までは全額支払いだということですね。そして、6万3,000円を超える部分については、何が超えるのかという判断をされるのか。そうではなく、グロスの的に判断をされるのか、その点をお聞きをしたい。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 市民生活部長岡でございます。今、課長が答弁申し上げましたように、今までは、1,900円の部分が保険適用でありましたが、今回の改正で自己負担分が600円ですので、その部分が標準負担額という形で別個に分かれました。その部分については、6万3,000円の費用の額に入らないということでございます。1,300円の方は入りますが、

600円の部分は入らないということでございます。

- 18番(赤阪和見君) それはわかっているわけです。要は、食事はあくまでも1,900円だと理解していいんですね。それと、結局は、今までの中から600円を別にしたと解釈すればいいわけですね。それは個人負担ということで6万3,000円に入らないのはよろしいのですが、6万3,000円を超える部分については、高額療養費返還制度の中で対応されますね。その6万3,000円を超えた部分について、食費の部分が1,300円乗って来るということは、1,300円イコール3割負担という二重負担になってくるのかということですよ。
- 市民生活部次長(長岡敏晃君) 今までは、1,900円が療養給付ということで全体が保険の対象になっていたわけです。国保の場合は、その3割の570円が自己負担分になっていたわけです。その570円の自己負担分が重なって6万3,000円を超えた部分が高額療養費の対象になるということで、別個に分けたということでございます。1,300円の3割負担はございません。それは保険者負担ということでございます。それが入院時食事療養費という形で療養費払いで払えるということになります。
- 18番(赤阪和見君) 1,300円は保険で払われるわけですね。それが療養費払いという中に入るわけなのか。それとも、1,300円は別個にあるのかどうか。
- 市民生活部次長(長岡敏晃君) いいえ、1,300円は保険者が負担するのです。570円が積み重なった分が6万3,000円以上になれば高額でお支払いするという解釈です。
- 18番(赤阪和見君) 1,300円は保険者、あなたのところが負担するのと違うでしょう。それが6万3,000円を超えたときは高額療養費で判断されるのではよう。それと、1,300円に対する請求は別になると判断するのか。
- 市民生活部次長(長岡敏晃君) 先ほどから説明をさせてもらっているとおり1,300円は保険者が負担するのです。別個に切り離して考えていただきたいのですが、今までは、1,900円の部分に対して7割・3割とか9割・1割という形でお支払いしていたのが、その3割部分あるいは1割部分が高額の対象になるということですので、御理解いただきたいと思います。
- 18番(赤阪和見君) もう一度教えてください。2、3日入院したとしても対象になりますからね。医療費の請求の保険適用の中にその1,300円は入って来るのですか、ということですよ。1日600円で2日入院したら1,200円ですね。これは保険外で適用されるわけですよ。それでは、1,300円は保険適用の中に入るのか、と聞いているのです。
- 市民生活部次長(長岡敏晃君) 1,300円は全額保険者、うちが全部持つわけです。
- 18番(赤阪和見君) 請求の仕方はどうなるんですか。3割から抜くわけですか、それを聞いているのです。

- 病院事務局理事（谷上 徹君） 病院から説明をさせていただきます。
- 1,890円の食事代が入ってトータルで仮に1日に1万円かかったとすれば、国保患者の場合はその3割、3,000円いただくというのが従来の方法でした。
- 今回の場合は、1万円から1,900円を引いた8,100円が医療費にかかった額、1,900円は食事にかかった額ですが、その食費のうち600円は個人からもらいます。ということは、今までの3割がなくなり、1,900円のうち600円は個人からいただく、1,300円は病院から保険者に請求するということです。今まで保険で扱っていた分が、金額で1,300円になったということです。それに先ほど言いました8,100円の3割の5,600円、それにプラス1,300円、6,600円が病院から保険者に対して請求するという、請求の方法が2つに分かれたわけです。金額と負担割合で請求する分という格好です。先ほど言いました600円については、今までなら一部負担ということで高額の対象になっておりましたが、今回は、高額の対象にならないということでございます。
- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。
- 本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。
- （挙手多数）
- 挙手多数であります。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第23「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第42号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,400円」を「8,600円」に、「13,600円」を「13,900円」に改め、同条第3項中に「一に」を「いずれかに」に、「33円」を「67円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、33円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第18条中「265,000円」を「280,000円」に改める。

別表第1中「11,870」を「12,140」に、「12,740」を「13,020」に、「13,600」を「13,900」に、「10,140」を「10,370」に、「11,000」を「11,250」に、「8,400」を「8,600」に、「9,270」を「9,490」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条第4項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成6年政令第173号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い補償基礎額及び葬

祭補償の額を引き上げ、消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この新条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 消防本部理事（一ノ瀬喜広君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第42号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防本部一ノ瀬から御説明申し上げます。議案書45ページでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、消防団員等に対する損害補償の充実が図られたことに伴い、本市においても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第であります。

次に、改正の内容でございますが、第5条第2項第2号につきましては、市民の消防作業従事協力に対する損害補償の基礎額を定めたものでありまして、現行最低補償額8,400円を8,600円に、また、その者が通常得ている収入に比べ公正を欠くと認めるときの最高補償額1万3,600円を1万3,900円に改めようとするものであります。

同条第3項は、補償基礎額に対する扶養加算を定めたものであり、同項中の「一に」を「いずれかに」に字句を改め、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以上1人につき現行33円を67円に改めようとするものであります。

また、同条に新たに第4項を設け、扶養親族のうち15歳から22歳の特定期間にある子1人につき33円を特別加算しようとするものであります。第18条につきましては、公務死亡に伴う葬祭補償の額を定めたものでありまして、定額部分の現行26万5,000円を28万円に改めるものであります。

また、別表第1につきましては、消防団員に対する補償基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低8,400円から最高1万3,600円までの9段階に区分されておりますが、これを最低額8,600円から最高額1万3,900円にそれぞれ区分に応じ200円から300円の幅で改めようとするものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給の事由が生じた傷病補償年金等について適用し、その他の損害補償については、従前どおりとするものであります。

48ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照賜りたいと存じます。

なお、現在のところ、消防団員等で改正条例適用者はございません。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第24「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第43号

和泉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

145,000円	250,000円	365,000円	495,000円	670,000円	855,000円
135,000	235,000	335,000	435,000	610,000	790,000
125,000	220,000	315,000	410,000	560,000	735,000
120,000	205,000	290,000	380,000	525,000	700,000
110,000	185,000	260,000	340,000	465,000	630,000
100,000	170,000	240,000	315,000	420,000	590,000

を

150,000円	255,000円	370,000円	505,000円	685,000円	870,000円
140,000	240,000	340,000	445,000	620,000	805,000
130,000	225,000	320,000	420,000	570,000	750,000
125,000	210,000	295,000	385,000	535,000	715,000
115,000	190,000	265,000	345,000	475,000	640,000
105,000	175,000	245,000	320,000	430,000	600,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日に前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第177号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 消防本部理事（一ノ瀬喜広君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第43号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について一ノ瀬から御説明申し上げます。議案書51ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が一部改正され、消防団員の処遇の改善が図られたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたため、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、別表につきましては、5年以上勤続した消防団員が退職

する際支給する退職報償金の額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低額10万円から最高額85万5,000円の36段階に区分されておりますが、これを最定額10万5,000円から最高額87万円にそれぞれ区分に応じ5,000円から1万5,000円の幅で改めようとするものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以降の退職者に適用するものであります。

54ページに参考資料といたしまして新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照賜りたいと存じます。

なお、現在まで改正条例適用退職者は34名でございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（友田博文君） 非常勤消防団員の退職報償金を上げてくれるのはいいことだと思います。ただ、私らもアメリカへ行きましてボランティア活動についていろいろ聞いてます。アメリカのボランティア活動はカネは付かないが、20年すると年金が付くので参加する人が非常に多いと聞いてます。

昨日、父鬼の方で大火災があったんですが、その火災現場の状況を先に報告願えますか。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。消防本部。
- 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野でございます。ただいま昨日の火災の状況について報告せよ、ということでございます。父鬼町の製材所における火災でございますが、4時20分ごろ、出火しております。現着が5分後の4時25分ということで推測しております。地元消防団からは父鬼班、大野班、父鬼班には、山林火災用のポンプも配備しておる関係で3隊出動しております。常備の方からは、出張所、本署、分署の6隊、計9隊の消防隊が火災戦術に携わっております。

父鬼町については消火栓が整備されている上、先日の台風26号で恵みの雨が槇尾川上流に注ぎ込みました関係上、消防団3隊についてはすべて槇尾川から水利し、消防隊そのものは消火栓を使用しました。こういう形の中で懸命に消火作業に従事したわけですが、各署が出動しておりますが、松尾出張所が出動して久井町にかかった際には、既に夜明け前で山が焼けていたということで、非常に現着が遅かったのではないかと。延焼につきましては、作業場、民家を含め1,000㎡ほどが消失しているという状況でございます。

以上でございます。

○ 1番(友田博文君) 私も現場を見て来ましたが、水道の消火ポンプ場がありますが、10mほど離れたところにある防犯灯のカバーが溶けてなくなっているというぐらいの高温で、類焼については、5mも6m離れているのに1軒の家が丸焼けになった。こういう火災現場で消防団が一番目に行って消火活動にかかったということですが、相当危険な状態ですね。類焼するぐらいですから、4mか5mの道路に入って行けなかったという状況でもあると聞いてます。そんな危険なところへ入って消防団員が消火活動をしていただくのは、本当にわれわれにとってはありがたいことと深く感謝しております。

そのぐらい危険な状況の中へボランティアとして入って行く割りには、もし、事故が起これたらどうなるか。消防署が来るまでに先に消火活動と同じようにする中、それに報いていく費用が非常に少ないと思います。こういった面では、いろいろ条例を改正するのもいいですが、われわれもそのような実態を目の当たりにして果たしてこれでいいのかな、ということを考えるわけです。

ボランティア活動そのものについては、われわれも市長を含めてアメリカへも視察にも行っていますが、ボランティア活動はよく似たものだと思いますが、アメリカの方は大変優遇されています。この方向については、もう少し和泉市独自としても考えてもらう必要があるのではないかと。消防団としても危険を目の当たりにして頑張っている。消防署の職員と全く同じ活動をしている。あるいはそれ以上にやっているかもわかりませんが、そういった面も含めて消防署の考え方をお聞かせください。

○ 消防本部次長(池野 透君) 消防本部池野からお答えさせていただきます。ありがとうございます。消防団の処遇について大変御理解をいただいた御質問でございます。危険性があるという上に立っての問題でございますが、先ほど、御審議いただきました公務災害補償条例では、万が一の場合の補償という1つの道がございます。その中で消防団の退職報償関係独自ということもございますが、全国消防団の1つの共済基金法というのがございます、その中で現状、施行しているのが実情でございます。どうか御理解をいただきたいと思っております。

○ 1番(友田博文君) それはどこでもやっていることなんです。和泉市はアメリカの都市と姉妹都市提携を結び、また、向こうのボランティア活動を視察もしてきているわけです。こういった面から見て、今、ボランティア活動が大きく叫ばれている中、その中でも特に危険性の大きいボランティア活動だと認識しております。いろんな経過の中において補償とか報いる面では、大変アメリカに劣っております。これだけ福祉国家と言われながら、このようなボランティア活動をないがしろにしていると言っても間違いではないと考えます。

本当に昨日の火災を見て危険極まりない活動です。後は、消防署の職員さんはだれもおりま

せんでしたが、消防団員とOBの団員さんが30人ほどが後始末をしていただけていました。本当にそれを見て素晴らしいな、ここまでやってくれるのか、と感心して「皆さん、御苦勞様」と言って帰りました。その活動を見て、これではいかんのではないかと思いました。ここへ提案をしていただくのはいいんですが、皆様方消防署の幹部も含めこれらの素晴らしい活動についてどうして報いてきたか、真剣にもう一度和泉市独自で考えてもらいたい。

基金法ですか、上にぶら下がってやっていくのはやりやすいですが、やはり和泉市としての独自の味を出してもらいたい。消防団員さんが「われわれをここまで見てくれている。ありがたい」と言ってもらえるものをつくっていただきたい。また、次回の議会でも提案させていただきたいと思いますが、それまでによく研究検討していただき、良い方向に向かっていただくよう要望しておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第25「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第44号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第49条中「100,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

消防法の一部改正による罰金額の上限が引き上げられたことにより、本市においてもその改正趣旨にかんがみ、罰金額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 消防本部理事（一ノ瀬喜広君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第44号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、消防本部一ノ瀬から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書55ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、今回、消防法及びこれに基づく火災予防条例準則の一部が改正されたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第であります。

次に、改正の内容であります。第49条は、火災が発生した場合延焼の拡大が速やかであり、また、消火が著しく困難である指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵取り扱いの違反者に対する罰則を定めたものであります。現行罰金額10万円を20万円に改めようとするものであります。本条例は、公布の日から施行し、この条例の施行を前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によるものといたしております。

57ページの参考資料新旧対照表を御参照いただき、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第26「和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第45号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立運動施設条例（昭和59年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

施設名	区 分		料 金	摘 要	
市民球場	野 球 場		1時間 800円		
市立テニスコート	テ ニ ス コ ー ト		1コート1時間 500円		
光明池運動場	テ ニ ス コ ー ト		1コート1時間 500円		
	運動広場と して使用の とき	個人使用	1人1時間 100円	テニスコートとしての 使用は、で きない。	
		団体使用	午前		2,400円
	午後		4,800円		
光明池球技場	テ ニ ス コ ー ト	全 面	1コート1時間 500円		
		照明設備	1コート30分 500円		
	運 動 広 場	(A)	1時間 800円		
		(B)	1時間 400円		
		照 明 設 備 (運 動 広 場 A)	全灯30分	2,500円	
			1/2灯30分	2,000円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近年のスポーツに対する市民の認識の高まりにこたえ、健康で心豊かな社会生活を営むことを

目的とし、余暇時間の充実と生涯スポーツ推進を図るため光明池球技場テニスコートに照明設備を設置したので、本条例について所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

○ 社会教育部長（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第45号「和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、社会教育大塚より御説明を申し上げます。議案書58ページをお願いいたします。

近年のスポーツに対する市民の認識の高まりにこたえ、健康で心豊かな社会生活を営むことを目的として、余暇時間の充実と生涯スポーツの推進を図るため、このたび、光明池球技場テニスコートに夜間の照明設備を新たに設置いたしましたので、和泉市立運動施設条例の必要な部分につきまして、条例の一部改正をお願いいたしますのであります。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

条例第3条の別表に定める使用料でございますが、市民球場、市立テニスコート、光明池運動場の使用料は、現行どおりでございます。

今回、光明池球技場テニスコートに夜間照明設備を新たに設置いたしますので、夜間の照明設備の使用料を規定しようとするものでございます。使用料の設定につきましては、府下市町村の状況及び近くでございます民間テニスコートとの均衡等を勘案し、照明設備使用料として1コート30分単位とし、500円を徴収しようとするものでございます。その他の項につきましては、改正は行わないものであります。

なおまた、施設の供用開始でございますが、9月下旬に一応完成いたしました。したがって、議決をいただいた後、10月初旬より供用開始をいたしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第27「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第46号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改定する。

第2条第2号中「国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師」を「保険医又は保険薬剤師」に改める。

第5条第1項中「療養取扱機関」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、同項第3号ア中「又は処置」を「、処置」に、「収容に伴うものを除く。）」を「入院に伴うものを除く。）」又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同項第3号イ中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同上中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条の2の見出しを「（出産育児一時金）」に改め、同条第1項中「助産費」を「出産育児一時金」に、「240,000円」を「300,000円」に改め、同条第2項中「助産費」を「出産育児一時金」に改める。

「第5章 保健施設」を「第5章 保健事業」に改める。

第10条の見出しを「（保健事業）」に改め、同条中「保険給付及び」を削り、「施設をする」を「事業を行う」に改める。

第11条中「保健施設」を「保健事業」に改める。

第13条第1号中「以外の費用」の次に「（以下この条において「物件費」という。）」であって国民健康保健の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）第1条第1項第1号イからニまでに掲げる事務に係るもの（以下この条において「特

定事務費」という)」を加え、「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に、「保健施設」を「保健事業」に改め、同号及び同条第2号中「(職員給与費を除く。)」を「(職員給与費及び特定事務費以外の物件費を除く。)」に改める。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の章名の改正規定、第10条の改正規定、第11条の改正規定、第13条の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)及び附則第10項を削る改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成6年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 新条例第6条の2の規定は、適用日以降の出産について適用し、適用日前の出産については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条の規定は、平成6年度以降の年度分の保険料について適用し、平成5年度分までの保険料については、なお従前の例による。ただし、同条第1号の改正規定中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改める部分は、平成7年度以降の年度分の保険料について適用し、平成6年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成6年法律第56号)第4条の規定による改正後の老人保健法(昭和57年法律第80号)附則第3条第1項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における新条例の規定の適用については、新条例第13条第1号の規定中「医療費拠出金」とあるのは、「医療費拠出金及び事業費拠出金」とする。
- 6 改正前の和泉市国民健康保険条例の規定に基づいて適用日から公布の日の前日までに支払われた助産費は、新条例の規定による出産育児一時金の内払とみなす。

理 由

健康保険法等の一部を改正する法律(平成6年法律第56号)が公布されたことに伴い、本市においてもその法律の趣旨にかんがみ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。市民生活部。
- 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第46号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして、市民生活部麻生より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先般、法律第56号として健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴いまして本市の国民健康保険条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じた次第でございます。

それでは、国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書62ページでございます。

まず、国民健康保険運営協議会の委員の定数を規定している第2条及び一部負担金を規定している第5条中、療養取扱機関に係る部分の関係でございます。これは現在、政府が積極的に取り組んでおります規制緩和の一環として、国民健康保険制度の固有の資格であります療養取扱機関、国民健康保険医等を廃止し、健康保険法に規定する保険医療機関、保険医等が、国民健康保険を含めた医療保険制度全般の保険診療を担当するようにすることにより、医療機関、医師等の申請届け出の負担を緩和しようとするものであります。

次に、第5条の規定中の第1項第3号のア及びイの関係でございますが、これは在宅医療を推進するため、掛かり付け医師機能を診療報酬で評価するとともに、訪問栄養食事指導料や訪問薬剤管理指導料を新設し、往診や訪問診療の充実を図ろうとするものであります。

また、入院におきまして患者、家族の負担を伴う付き添い看護及び介護を平成7年度末で廃止し、病院での看護及び介護サービスを診療報酬上で評価することによりまして、付き添い看護等の差額負担の解消を図るものであります。

また、第2項関係でございますが、看護及び移送については、国民健康保険制度上療養の給付として位置付けられていますが、現物給付としての実態はなく、もっぱら療養費として処理されているのが実情であります。したがって、看護については、付き添い看護の家計負担を軽減し、診療報酬で評価することによりその内容を充実しようとするものであります。

また、移送についても看護と同じく、療養の給付として保険者が自ら行うものであります。救急体制の整備や移動サービスの充実により実質皆無の状態でありました。よって今回の改正は、移送を移送費として現物給付から現金給付化にと実態に則した改正が行われましたことから、これらを規定しておりました第2項を削るものであります。

次に、助産費を規定しております第6条の2でございます。これは子供が健やかに生まれ育つ環境づくりという観点から、助産費と育児手当金を包括化し、出産前後の諸費用の家庭負担

が軽減されるよう給付を改善するものであり、現行の助産費24万円を出産育児一時金として30万円といたすものでございます。

続きまして、賦課総額を規定しております第13条の関係でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い文言を整理し、算定の基準を明確にしようとするものでございます。

その他語句の整備等としては、第10条、第11条及び第13条の規定について語句の整備を行ってございます。

また、みなし法人課税を選択した場合に係る保険料の算定の特例を規定しております附則第10項につきましては、みなし法人課税が、平成6年度分の住民税の課税（平成5年度中の所得でございますが）分から廃止されたことに伴い、国民健康保険料の算定につきましても平成7年度から不要となることから、当該附則第10項を削る改正を行うものであります。

最後に、施行日についてであります。公布の日から施行することとし、一部を除き平成6年10月1日から適用することといたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、65ページから70ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 簡単に質問をさせていただきます。

先ほどの乳幼児等の条例の改正と基本的には同じ趣旨の中身になると思います。まず、第1点は、10月から給食費の600円は、国保加入者が負担をすることになってくるわけですが、総額はどのぐらいになるかが第1点。

2つ目に、条例の13条の関係ですが、ここには「職員給与費」というところを「職員給与費及び特定事務費以外の物件費を除く」ということで改正することになってますが、委員会等の説明でも、職員給与費と同じように特定事務費以外の物件費が一般財源化されると聞いてますが、その点について、もう少し詳しく御説明をいただけたらと思います。

以上2点。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。市民生活部。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 市民生活部長岡でございます。1点目の負担の総額ということでございますが、先ほどの説明にもありましたように、一部負担金として1,900円の3割分の570円をお支払いをさせていただいておりましたが、10月1日より標準負担額として600円を支払っていただくということになりますと、30円の負担増となります。しかし、標準負担額

が医療費、いわゆる高額療養費に算定されないため、単純計算でございますが、自己負担額の総額と申しますと約1億4,800万円になろうかと考えております。

なお、ここに老健分が入っておりますので、それを除きますと、7,500万円ぐらいになるのではないかと推計いたしております。

それと、2点目の一般財源化でございますけれども、国民健康保険法第69条の規定によりまして、政令の定めるところにより事務の執行に要する費用については国が負担する、というふうに義務付けられておりますが、平成4年度からは、国保財政対策ということで職員給与費と助産費補助金が、また、平成5年度からは、職員給与費に準ずる経費が当該国の負担すべき経費から除かれまして、地方交付税で措置されることになりまして、平成4年度からは、職員給与費と助産費の3分の2が一般会計から国保事業特別会計に繰り入れられてまいりました。また、平成5年度からは、職員給与費に準ずる経費についても、同様の措置がとられてまいりました。さらに今回、平成6年度につきましては、特定事務費以外の物件費についても、同様の措置となったものでございます。

以上でございます。

- 26番（原 重樹君） 2つ目の一般財源化の問題につきましていろいろ御説明をいただきましたが、結局は、一般財源化される内容が広がったという意味だと思います。これは国保会計というよりは、国が地方自治体への負担転嫁を増大させてきている意味が、今回の改正にも含まれていると理解をしておきます。

この議案46号につきましても、先ほどの議案第41号の乳幼児の問題と基本的には同じ内容でございますので、態度を含めて意見を申し上げておきたいと思っております。

先ほどの答弁でも国保は3割負担がもとからあり、今でも570円負担をしているのだから、それを差し引いて30円の負担増になる、という説明がありました。しかし、平成8年度からは800円です。何よりも今回の措置は、保険外しが問題だと思います。答弁の中にもありましたように、結局、高額療養費に算定をされないといたしますので1億4,800万円、老健費を除いて7,500万円程度ということですが、多額の負担増になってくるのは明らかだと思います。

今回の法律改正は、実際には、給食費の保険外しの代わりに付き添い看護問題とか在宅医療の推進だとか政府も言うてきましたが、厚生病院委員会等でも少しお聞きをしましたように、付き添い看護についても、いわゆる500点、5,000円程度しか医療機関に支払われない。現状の1万円を超えるような実態から見れば非常にほど遠いものであり、結局は、質の低下とか医療機関から別の名目での負担を強いられる恐れもあります。中身としては、全く不十分なものだと思っております。

本来、やろうと思えば、現在でも基準看護制度がありますから、その内容をもっともっと充実させていくことであれば、この付き添い看護問題は解消できるはずです。結局、今回の改正の中身は、保険外しをして国の医療費の予算を削り、国民負担を増大させていくものでありますから、共産党としては反対をしたいと思います。

改正の内容では、助産費の名前を変え24万円から30万円という説明もされましたが、市民にとって良い部分もありますが、これも国が持つ分については、既に一般財源化されているはずであります。こういう問題点もあります。良い点もありますが、基本的な点で賛成をしかねますので、反対ということで意見を申し上げて終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第28「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案第47号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第47号「監査委員の選任について」、提案理由及びその内容について御説明を申し上げます。

現在、監査委員として御尽力をいただいております庄司清氏は、来る10月3日をもちまして任期満了と相なります。引き続き庄司清氏を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

庄司氏は、大正11年12月2日生まれ、71歳であります。住所は、和泉市池田下町992番地でございます。

庄司氏は、本市職員として永年勤められ、昭和49年、総務部理事を最後に退職いたしました。その後、本市公平委員会委員に選任せられ、本市発展のために御尽力をいただいております。昭和61年には、市の永年にわたる財務行政に携わられた行政経験によりまして監査委員に選任せられ、今日に至っております。

庄司氏は、人格は高潔、資性極めて温厚にして卓越した識見と情熱を兼ね備えた方でありまして、本市監査委員として最適任者であると存じますので、何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意をいただきました庄司監査委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（庄司 清君） 三度、監査委員に選任を賜りました庄司清でございます。一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

顧みますると今からちょうど8年前、私ごとき浅学、軽輩が和泉市の監査委員という大任を仰せ付かりまして、その重責について大変危ぐをしていたわけでございますが、議会選出の監査委員の先生方を初め議員の皆様方、理事者皆様方の温かい御支援と御協力によりまして無事に過ごさせていただきました。

本日また、三度にわたり選任をいただき、身に余る光栄でございます。選任賜りました以上、微力ではございますが、誠心誠意、職責の遂行のため努力いたす所存でございますので、どうか旧来に倍する御支援と御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第29「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案第48号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第48号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力をいただいております林徳次氏は、来る10月24日をもって任期満了と相なります。引き続き林徳次氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

林氏は、大正15年5月19日生まれ、68歳であります。住所は、和泉市繁和町489番地の1であります。

林氏は、本市職員として永年勤められ、昭和57年、本市参与を最後に退職をいたしました。退職後は大阪府顧問、また、総務庁行政相談委員に御就任されるなど、市の多年にわたる地方行政に精通された行政経験によりまして昭和61年に公平委員会委員に選任せられ、今日に至っております。

林氏は、人格は高潔、卓越した識見と情熱を兼ね備えられ、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切な判断をもって当たられているところをごさいますて、公平委員会委員としてまことに適任者であると存じます。何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしく御意見を申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意をいただきました林氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（公平委員会委員就任あいさつ）

- 公平委員会委員（林 徳次君） 林でございます。貴重なお時間を拝借いたしまして、お許しをいただきまして一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

私、去る昭和61年、本市公平委員会委員という大役を仰せ付かりまして、以来8年間、何らなすところなく過ごしてまいり、大変心苦しく存じておるところでございます。この間、議員皆様方の非常に力強い御援助、御指導を賜りまして、本席をお借りして厚く御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

本日はまた、引き続きまして本市公平委員会委員として選任御同意を賜りまして、心から感激いたしておるところでございます。本当にありがとうございます。この上は、微力非才ではございますが、精進努力してまいる所存でございます。どうか皆様方におかれましても倍旧の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単措辞ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第30「助役の選任について」を議題といたします。

議案第49号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所
氏 名
生年月日
職 業

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第49号「助役の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現助役の田中昭一氏の任期が来る10月30日をもちまして任期満了と相なりますが、引き続き同氏を助役に選任するにつきまして議会の御同意を相賜りたく、御提案を申し上げる次第であります

田中昭一氏の経歴等につきましては、既に皆様方には御承知のとおりであり、今さら私から委細申し上げるまでもないと存じますが、お手元御配付の資料のとおり、和泉市議会議員として10年余御活躍され、この間、市議会議長、副議長、各常任、特別委員会委員長の御要職を歴任し、平成2年11月より助役に就任されました。以来4年間、非常に厳しい地方自治行政の中にありまして、和泉市発展のため尽力され、今日に至っております。

住所は、和泉市内田町474番地。生年月日は、昭和2年1月3日であります。

氏は、資性極めて温厚にして、卓越した識見と情熱を兼ね備えた方でありまして、助役として適任者であります。ここに引き続き助役に選任することに御同意をお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま上程されました田中助役選任同意案件につきまして、日本共産党和泉市議会議員団を代表して意見を申し上げ、態度表明をしたいと思っております。

最初に、4年前の1期目の選任同意のときでございますが、そのときこういう意見を申し上げました。私どもは、彼が当時、余りにも議会の中で自民党色の強い人物であることや、特に議員から助役職に選任をすることに対する議会や議長等への対応や対処の仕方が適切でなく、わが党のみでなく、多くの議員がもろ手を上げて賛成合意ができ難い問題点があったことを申し上げます。そのような状態のまま同意議案に参加をするわけにいかず、退席をし、今後の状況により見極めていくということございました。

そこで、この4年間を見まして評価を行うわけではありますが、その場合、その人の行動や手腕がよくわかる立場にいないければ正確な評価はできないわけではありますが、残念ながら、われわれからしてそのような立場や環境にありませんので、議会での対応や若干の伝聞によってしか評価の方法はありません。その点からすれば、及第点を与えられるかどうか疑問の余地のあ

るところであります。現時点で正確に判明されている限りでの事件や失策を把握しているわけではありませんので、この点からして、今回の評価そのものも全くし難いものであります。

そこで、今回の第2期目の助役選任にかかわっての経過における問題であります。本定例会冒頭での市長のあいさつでも述べられておりますように、市長自身が衆議院への転出をするということで始まった市長選挙に絡む後継者指名など数々の問題がございます。詳細は差し控えますが、このことで田中助役が市長選挙に出馬ということで動いたことなどにより、庁内においてかなりの動揺を来しました。また、市民の間には、未だに市長が衆議院へ転出、そして、助役が代わって市長選挙に出馬するなどの話題が出ている始末であります。

8月末に至りまして、助役再任ということで元の状態に戻し事態をおさめようとされましたが、一たん起きたこれらの諸問題は、元に戻すからということで何ら問題なしにというわけにはいきません。しかも、先ほど申し上げました市長のあいさつでも、市長自身の身の振り方については何ら触れられておらず、衆議院選出馬についても、未だに「熟慮中」ということであります。

あれだけの騒ぎ、すなわち市長選が近々行われるか、とまで言われた事態、それは市長が衆議院選出馬や、公表されませんでした。後継者としての田中助役指名ということで起こったこれだけの騒ぎがあったのに未だに市長の態度がはっきりせず、このような不安定な状況のもと出だされたきた助役の選任であります。

よって、われわれは、それらの経過からこの席において責任をもって同意をすることはできません。人事案件でありますので、その点の配慮からも退席をし、採決や同意議案の処理に合わないものとしたと思います。

以上、意見を申し上げて退席をいたします。

(日本共産党議員団退席)

- 議長(大谷昌幸君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま選任同意されました田中氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(日本共産党議員団入場・着席)

(助役就任あいさつ)

- 助役(田中昭一君) ただいまは、私の助役選任に際しまして御賛同を賜りまして、まこと

にありがとうございます。衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

何分にも未熟者ではございますが、初心に返りまして一意専心、和泉市の発展と市民福祉の向上に努めてまいりたいと覚悟をいたしておりますので、どうか議員各位の一層の御指導と御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第31「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第50号

平成6年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

平成6年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,960,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		682,000	53,782	735,782
	1. 消費譲与税	450,000	53,782	503,782

9. 分担金及び負担金		1,444,885	106,450	1,551,335
	1. 分 担 金	55,616	150	55,766
	2. 負 担 金	1,389,269	106,300	1,495,569
11. 国庫支出金		5,371,249	△ 25,565	5,345,684
	1. 国庫負担金	2,946,692	△ 32,565	2,914,127
	2. 国庫補助金	2,340,202	7,000	2,347,202
12. 府支出金		2,573,379	△ 9,083	2,564,296
	1. 府負担金	366,396	△ 16,283	350,113
	2. 府補助金	1,891,516	7,200	1,898,716
15. 繰入金		3,567,080	50,000	3,617,080
	1. 基金繰入金	3,567,080	50,000	3,617,080
16. 諸収入		3,994,813	24,576	4,019,389
	5. 雑収入	2,410,172	24,576	2,434,748
17. 市債		3,330,846	166,100	3,496,946
	1. 市債	3,330,846	166,100	3,496,946
18. 繰越金		67,374	24,952	92,326
	1. 繰越金	67,374	24,952	92,326
歳入合計		47,569,382	391,212	47,960,594

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,989,613	△129,434	12,860,179
	1. 社会福祉費	5,769,381	30,766	5,800,147
	2. 児童福祉費	4,609,478	△160,200	4,449,278
5. 農林水産業費		565,251	500	565,751
	2. 林業費	13,461	500	13,961
7. 土木費		10,718,475	495,570	11,214,045
	2. 道路橋梁費	2,622,030	269,000	2,891,030
	3. 河川水路費	486,239	24,000	510,239
	4. 都市計画費	4,716,052	202,570	4,918,622

8. 消 防 費		1,354,149	2,576	1,356,725
	1. 消 防 費	1,354,149	2,576	1,356,725
9. 教 育 費		4,210,193	22,000	4,232,193
	2. 小 学 校 費	1,400,173	14,400	1,414,573
	3. 中 学 校 費	881,311	7,600	888,911
歳 出 合 計		47,569,382	391,212	47,960,594

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
和泉保育園整備事業			平成6年度 } 平成7年度	160,200

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の方法
保育事業 整備事業	170,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	20年以内(内据置3年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
道路 整備事業	840,500	同上	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年 以内)ただし 同上
都市計画 整備事業	191,100	同上	同上	同上	同上	同上
計	3,330,846					

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第50号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、事業の確定に伴います事業費の補正、事務事業費の追加、債務負担行為の補正等でございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。78ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,121万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ479億6,059万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、和泉保育園整備事業におきまして国庫負担金等が6年度、7年度と分割交付になったことに伴いまして、本事業を2カ年で整備をいたすため、7年度実施事業分の債務負担行為の限度額を設定いたすもので、内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりであります。

第3条は、地方債限度額の補正でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。87ページでございます。

まず、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,664万円、乳幼児医療助成費1,412万6,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

また、和泉保育園整備事業では、6年度と7年度の2カ年で整備をいたすため、1億6,020万円を更正減いたすものでございます。

なお、今回更正減いたしました事業費は、7年度事業分といたしまして、債務負担行為限度額として同額を計上いたしております。

次に、農林水産業費では、林道事業費として50万円を追加計上いたしました。

土木費では、4億9,557万円の追加計上をいたしました。内容としては、（仮称）中央2号歩行者専用道路整備事業で2億6,900万円、勝江川改修事業で2,400万円、地域開発公園整備事業で2,813万円、和泉中央線整備事業で1億4,844万円、市街地排水路整備事業で2,600万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

消防費では、消防団員退職報償費追加257万6,000円。

教育費では、2,200万円を追加計上いたしました。いぶき野小学校整備事業で1,440万円、北池田中学校整備事業で760万円増築設計経費として計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。84ページでございます。

まず、歳出予算に関連いたします特定財源といたしましては、分担金及び負担金で1億645万円、諸収入2,457万6,000円、市債1億6,610万円をそれぞれ追加し、国庫支出金2,556万5,000円と府支出金908万3,000円は、増減差し引きいたしまして更正減いたしました。

一般財源といたしましては、消費譲与税5,378万2,000円、繰入金では、公共施設整備基金から5,000万円、前年度繰越金2,495万2,000円を追加計上いたしました。

以上が、今回、御上程いただきました議案第50号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（穴瀬克己君） 19番・穴瀬です。87ページの和泉保育園整備事業が2カ年ということでございます。本来、学校並びに保育園等の大規模の改修では、1カ年で仮設の園舎をつくらなければならないということで、国府幼稚園もそうでした。今までの建て替えの場合は、1カ年事業として取り組んできたはずですが、2カ年事業になってます。ひまわり保育園が廃止統合の形で空いた、青少年の家に移行するという形の中で受け皿があったからいいようなものの、本来ならば、この保育所に入るゼロ歳児から5歳児までの子供たちを仮設園で保育する形を考えますと、2カ年事業なんて考えられない。この事態に至った経過をひとつ御答弁願いたい。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。児童課。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） 児童福祉課橋本よりお答えいたします。

先生が御指摘の2カ年事業の件でございます。当然、保育所でございますので単年度事業という形で府とも協議をし、申請をしまいったところでございます。しかし今回、国会の予算審議が大幅におくれ、その上に国の財源的な問題であろうかと思いますが、2カ年事業という形での内示に至った経過でございます。当然、国の措置に対しましては、到底承服できるものではございません。また、福祉行政に支障なきよう予算獲得についても一層努力していきたい、そのように考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 19番(穴瀬克己君) 本来、ひまわり保育園がなかったとした場合、仮設の園舎をつくって保育しなければならない形になります。その場合、2カ年事業としてやるんですか。受け皿がない場合、今まで仮設でやって来たでしょう。それに対して、もしひまわり保育園で応急の対応ができなかったとしたら、ゼロ歳児から5歳児までをプレハブで仮園舎をつくり、2カ年事業としてやっていくつもりですか。こういったことが今後出てきた場合はね。

○ 児童福祉課長(橋本敏雄君) 2カ年事業の件でございますが、市といたしましては、何らかの方法を講じた形でやっていかざるを得ないと考えております。

○ 19番(穴瀬克己君) 市長、こういった場合、平成7年度事業におくらせてでも単年度事業として事業をすべきです。2カ年にわたって建設していくということは、特例の形ですよ。ひまわり保育園が廃止統合で空けられるという状況があったからこそ、こういった対応ができるわけです。

聞くとところによりますと、泉大津も建て替えを2カ年事業でやっている。このような予算の配分のあり方は、ましてや、道路事業や河川事業、公園事業とは異なるわけです。それを土木事業と同じような形で受け止められて2カ年の事業の予算配分にされてしまった。僕は、怒りを覚えます。

ゼロ歳児から5歳児までの乳幼児を保育するに当たっては、もし、ひまわり保育園がなかったならば、仮設のプレハブで2カ年間、保育行政をしなければならない。こういったことが平然として行われるのか。このような国の予算配分をすんなりと受けてくるということ自体、怒りを感じています。泉大津も同じようにされている。これはばらまきもええとこです。

府に対して、もっともっと保育行政が一般事業とは違うという考え方、中身をはっきり申し上げていかなければならない。国の予算査定の中でこういう2カ年に振り分けられたことについて、そのまま泣き寝入りして事業化を進めていっているという行政の姿勢に怒りを覚えます。乳幼児や措置児の父兄に対してどのような思いでこの事業を進めていくのか。もっと心のある血の通った行政運営をしていただきたい。

建設事業や公園の事業では、3カ年事業や5カ年事業といってもわかりませんが、保育の園舎の建て替え事業に対して2カ年で対応するなんてふざけるのもいいかげんせよ、と言いたい。今後、このようなことが一切起こらないような対応を上級官庁にきちんとものを申し込みたい。担当のところは非常に難しいと思いますが、単に予算を上げたから執行しなければならないという安易な受け止め方で施策を推進してもらったら困ります。血の通ってない行政運営は困るという点で、市長の見解を聞かせていただきたい。

○ 議長(大谷昌幸君) 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘ごもっともでございます。私自身もそういう内示があったとき担当の部課長ともども怒りを感じ、大阪府に押し戻して来い、ということで抗議に行かせ、強く申し上げた経過がございます。何を言いましても国庫の補助事業でございますので、どうしてもそういうことで御了解をいただきたい、という府を通じての話でございました。今後、御指摘の向きは全く同感でございますので、国に対してこういうことのないよう強く迫ってまいりる考え方でございます。どうか御理解を賜りたいと思います。

○ 19番（穴瀬克己君） 財政的な問題ですが、補助事業以外は市の単費でやろうやないか、と1カ年でやっているところもあります。後の補助事業についての話を積み残したままでスタートもできるわけです。補助をもらわなければ事業を進められないという財政基盤の弱さの中で、こういう血も涙もない2カ年事業に踏み込まなければならないという結果になっているわけです。

別に土木事業や公園事業ならば、2カ年でも3カ年でも引き延ばしても結構ですが、こういう人命を預かる保育行政の中では、子供たちはどのような思いをするか、それを考えますと、1年できちんと入園、退園ができるような施策を考えてもらいたい。その辺の財政的な問題は後の処理としても、何とか行政として遂行していただきたい。他市では、十分それを乗り切っているところ、国の補助どおりに動いてないところが一杯あるわけです。そういったことも含め、単に補助事業だけをこなすという姿勢を改めていただき、血も涙も通うような行政運営をしていただきたいと強く意見として申し上げておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。勝部議員。

○ 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部でございます。重複は避けたいと思いますが、87ページの和泉保育園整備事業費の問題ですが、議案第39号の御説明のときにも国家予算との関連で、という御説明がございました。たしか短期の間に政権担当者が目まぐるしく変わったという国政の状況がございました中での2年間にわたる補助ではないかと理解をするものでございます。今後の国政の状況もわかりませんが、この2年度にわたるのは本件だけだと考えてよろしいでしょうか、その点をお尋ねしておきます。

合わせまして、関連で大変恐縮ですが、古くなった保育園ということでは、信太第一保育園がございます。この和泉保育園が2年度にわたる事業になったことによりましてどういう影響なり、また、原課としてはどのようにお考えいただいているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

それから、88ページの土木費の中の中央2号歩行者専用道路整備事業費の補正額が大変大きい。説明のところでは、歩行者専用道路整備工事費追加となっておりますが、もう少し詳しい御説

明をいただきたいと思います。

次に、89ページの地域開発公園ですが、今回、3つの公園の工事費が計上されております。こうした地域開発公園というのは、例えば上町2号公園は地元ですので、入居者の方々の問い合わせ等もございまして、公園課にお問い合わせをした経過もございまして、ここで改めてお尋ねをしておきたいと思っておりますのは、できることならば、入居されたときには整備されておられるというのが好ましい状況ですし、また、販売当時の宣伝でもあるかと思っております。この辺では、こうした点がどのように開発の問題と公園の関連で計上され、また、入居者の方にきちんとした形で利用されるようになっているのかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。

以上、3点です。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 福祉事務所理事（坂田平之君） 勝部先生の保育所に関する御質問につきまして、福祉事務所坂田よりお答えさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目の今後、このようなことはないか、という御質問でございますが、特にわれわれといたしましては、福祉行政に支障がないよう予算獲得に向け一層努力していただくよう、大阪府を通じて厚生省に強く申し入れたところでございます。われわれも今後はない、と認識してございますとともに、大阪府も今後、このようなことがないよう努力する、ということでございますので、今後はない、と考えてございます。

信太第一保育園の件でございますが、先生も御案内のとおり、信太第一保育園は、開園して28年経過し相当老朽化しております。したがって、社会経済情勢の変化に伴います要保育児童数の動向を見極めた上で、保育ニーズに沿った形の施設の整備拡充に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。道路課。

○ 道路課長（関 和直君） ただいま中央2号保專の件で道路課関よりお答え申し上げます。

本事業は、平成4年度から測量にかかりまして、平成5年度に詳細設計を行い、平成6年度事業として工事着工しているものでございます。一部トンネル部分につきましては平成5年度に発注を行いましたが、一部繰り越しをしながら6年度9月に完成を見ております。

また、今回、補正を行いました額がかなり大きゅうございます。当然、私ども技術メンバーが積算する中で当初から想定ができなかった理由としましては、まず1点目に、通常、用地測量を含めまして平成4年度で測量を発注しておりまして、平成5年度に詳細設計ができ上がり、その中で積算を行うわけでございます。

しかし、この事業は、平成5年度におきまして地元調整に入って行く中で地元との調整が非

常に難航しました。本中央2号歩行者専用道路は、既設の道路の中で歩行者専用道路を設置するという条件がございました。地元住民の方にいろいろ御説明を申し上げ、御理解を得るべく努力をいたしてまいりました。その中で詳細設計を組んでおりました道路線形がやや線形的に振らざるを得ないという理由から、当初予定をしておりました額が大幅に足りなくなってきたものでございます。平成6年度予算の編成時期が昨年11月でございましたので、その段階では、平成6年度予算の計上に若干無理がございましたので、今回、精査した中で改めて補正予算のお願いをしているものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下から地域開発公園整備についてお答え申し上げます。

基本的には、地域開発公園の整備につきましては、開発者と建築の終わる時期、入居の時期を協議の段階でお尋ねをしまして、それに公園整備を合わせるべくいろいろと協議をしているところでございます。この上町2号公園につきましては、開発者の御都合によりまして、建築完了が1年程度おくれたかと思えます。この上町については既に入居されているわけですが、当初予算に組み入れるときに完成時期がわからなかったという経過がございまして、このように遅くなったわけでございます。原則的には、地域開発につきましては、入居に合わせるべく公園整備をしていくのが基本でございますので、そのような形で開発者とも協議をすすめていくところでございます。

以上です。

○ 29番（勝部津喜枝君） 保育園と地域開発公園については、それで結構でございます。

土木費の関連の質問ですが、私は今、建設水道常任委員会に所属させていただいてますが、この件は、先ほどの常任委員会協議会には御報告はございませんでしたね。たしか報告事項としてはなかったと思えます。何年か前からかでしたか、行政機構の変更がございまして、契約に係る事項は、すべて一括して総務の管轄という中で出てまいりました中で、こうした工事請負に係る部分が余り報告として出されてこないような最近の状況ではないかと思えます。金額的に見ましても、また、経過から見ましても原課の御努力があるわけですが、こうした問題につきましては、大きな工事でもございますので、なるべく所管の常任委員会協議会等に御報告の案件として出していただき、詳しい御説明をお聞かせいただく場を持っていただいた方がいいのではないか。別に反対ではないのですが、この場をお借りいたしまして要望を申し上げておきたいと思えます。

以上で終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に。早乙女議員。
- 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。どこで聞いたらいいのか、わからなかったんですが、決算委員会ではきちんと聞きたいと思いますので、確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

冒頭、開会前に市長から御説明がありました新聞報道に基づくバイト雇用費水増しの問題で確認させていただきます。

この件については新聞報道しか見てないのですが、それと、先ほどの市長の御説明と抱き合わせますと、府から補助をもらって対応する、ということですが、いわゆる決算書が付託されてくるわけですが、その中にアルバイト雇用費というのが府補助費として歳入面で上がってくるのか、というのがはっきりわかりませんので、お聞かせ願いたいと思います。

それから、なぜこういうごまかしができるのかどうか。そのシステムについて、当事者に聞くのは変ですので、部長からでも結構ですので、こういうことが容易にできてしまうという形を御説明を願いたいと思います。

それから、新聞報道では飲食費となっておりますが、僕はちょっと聞き漏らしたのですが、同僚議員に聞きますと、ジュース等、という話も出たということです。決算書段階では、需用費の関係で食糧費が計上されてます。逆に言えば、そういうもので足りないのだからということになってきたのか。それも含めどういう飲食に使ったのか、お聞きしたい。

それから、市長の説明で8月段階ということが出てきたのですが、市として判明したのがいつか。処分は10月1日付ということですが、8月と10月では随分間があります。この辺の時間的なずれをどのように理解をしたらいいのか。

3点目には、一部新聞報道（毎日新聞）では、府が返還請求云々を検討しているみたいに書いてますが、返還請求された場合どうなるのか。市費としてお払いになるのか。それとも、処分をされた方の責任になっていくのか。以上3点、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。総務部。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤です。午前中の開会前の市長の見解に関連して数点の御質問をいただきましたので、私から御答弁をさせていただきます。

まず、決算上にあられるかどうか、に関しまして、市長が申しましたいわゆる府民税の取り扱い事務委託料は、毎年度、1億か2億、金額は覚えておりませんが、予算に計上しております。それとは別に今回のものが毎年度、2月から5月の申告時期の繁忙期にアルバイトを雇用してくれ、ということで市に交付される。それにつきましては毎年度、決定した額を通知し

てくれるわけです。端的に申しまして、泉北府税事務所を通じて市民税課の方に現金で納入されております。それでアルバイトを雇うため、一時的にそのカネを課長の口座に入れとくわけです。そのうちの一部分が雇用せず残ってきた。それについて市民税課業務に関係がございませぬ隣接市町との会議あるいはその他打ち合わせ、簡単な研修等の賄費に使用してきたということでございます。

判明したのはいつか、ということですが、8月23日でしたか、検察の方からアルバイトの件について事情聴取したい、ということで担当課長と事情を聴取されました。その後、4～5回あったと思いますが、日程的にかなり期間がかかりましたし、そういった検察の取り調べの関係がございませぬので、その辺の動向を見極めた上で一定の処分等をするのが筋であろう、ということでも処分が10月1日におくれた要因でございます。

また、一部新聞報道に出ていましたが、返還請求の件云々につきましては、大阪府さんも現にそういうことを公表しているわけではございません。私たちがこれらについては、一応、アルバイトを雇用している関係もございませぬし、今のところ、返還に応じるという考え方は持っておりませぬ。いずれ大阪府税政課等とお話し合いもあろうかと思っておりますので、今後、大阪府の出方を注目してまいりたい、このように考えている次第でございますので、よろしく願いいたします。

- 27番（早乙女実君） 今、お聞きしたんですが、さらに、不明というか、理解しにくいところがあるのでお聞きをしますが、直接泉北府税事務所から持って来る、ということですが、他にこういう予算、決算書にあらわれない形の現金の授受はあるのかないのか。財政でもいいですし、総括しているところでわかれば教えてください。

2点目は、開会前の市長の説明の中、それから、今、部長も言われたのですが、地検特捜部とのやり取りがあって、ということです。市長の説明では、刑法上立件はできないが、行政的な問題が残るので処分をしたらどうか、というその辺は聞き漏らしたんですが、大阪府なりがそういう指導をしたのならよくわかるのですが、地検特捜部から言われたことに、はい、そうですか、と答えたのは筋が違うように思えて納得できない。その辺りのいきさつはどのように解釈したらいいのか。

それから、8月23日という日付が出ましたが、われわれが関知する限りでは、9月30日の毎日新聞の夕刊、私のところは朝日ですので翌日の朝刊で見たということですが、それで公になってしまったので処分をするという印象が拭えないのです。この辺りについては、市としてどのようにお考えになっているのか、もう一度御説明を願いたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 午前中、私から申し上げました意味合いは、本件については申しわけ
ございませんが、当初、地検の特捜部の方に連絡が入ったのが発端でございました。地検が数
回にわたって取り調べをしたことも事実でございます。担当の課長なり部長が地検の取り調べ
に応じていろいろと話をしてきたという経過がございます。

その中で地検としては、刑事事件という立件ではないので一応、何度も取り調べをしたが、
それで置いてく。しかし、担当部長に対しては、行政上の問題もあるでしょうから、市の方と
しても善処されたら結構だと思います、という程度のことで、地検が何も処分をすとかしな
いとかを本市に言ってきたものではございません。それは御指摘のとおりでございます。

ただ、本市としてもそうした事柄を通じていろいろと調査をいたしました。刑法上の責任と
か事件にはならなくとも、府費を目的外に使用するのはいけない、ということで処分をしたの
が実態でございます。その間、地検の捜査あるいは本市のその後の調査で時間がかかったのも
事実でございます。しかし、やはり処分をしなければならないということは、市自らの意思で
決めたことでもございまして、新聞報道その他ということではございません。したがって、10月
1日付ということで考えておったことでもございまして、たまたま新聞報道がその前後にござ
いしました。そういうことでひとつ御理解をいただきたい、このように思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 財政課参事（林 和男君） 財政課林からお答えいたします。

財政課といたしましては、行財政運営については、総計予算主義に基づき、適正な財政運営
に努めているところでございます。今回のような件につきましては、ほかにはないものと確信
をしております。しかし、今回、このような件がございましたので、今後は、一切、詳細に
わたりヒアリング等を通じ適正な指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

○ 27番（早乙女実君） 適正な指導を嚴重にお願いをしておきたいと思えます。私自身、朝、
朝刊を見まして大変ショックを受けました。駅前で議会報告をしている関係で、こういう問題
は、ストレートに市民から返って来ます。先ほどの市長の説明をお聞きしまして、10月1日付
で処分を決められたということですが、たまたま新聞報道がその前の日だったということでは
が、余りそのまま受け取れる気はしておりません。理解はできませんが、置いておきます。

最後に、地検特捜部そのものが動いて云々という話ですが、今、林さんの方からも全部ヒア
リングを含めて点検をするということですので、二度と起こらないよう要望して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。赤阪議員。

○ 18番（赤阪和見君） 他の件もあるのですが、まず、今の話ですが、10月1日に処分をしよ

うと決められたのはいつなんですか。田中助役さんにお伺いをいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 田中助役答弁。
- 助役（田中昭一君） 私の記憶では、たしか9月24、5日ごろだったと思います。
- 18番（赤阪和見君） 議長は、この報告を聞かれましたか。
- 議長（大谷昌幸君） 聞いておりません。
- 18番（赤阪和見君） そういう大事な問題について、9月の24、5日かに決めたということであるならば、市長、われわれ議会は今朝、わざわざ1時間の時間延長を諮って議会を混乱させ、議会を遅くして対策を練っているわけです。9月24日、5日に決めたというならば、せめて議会の代表である議長、副議長に報告がなかったのか、その点の釈明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） いろいろと経過がございまして、その中で非常に遅くなって恐縮でございました。そうしたことについては、正副議長団にいち早く申し入れすべきだ、という御指摘は痛み入ります。いろいろ経過がございまして御報告が遅くなった点、重ねてお詫びを申し上げます。
- 18番（赤阪和見君） 一言、言うておきます。
結局は、新聞報道の後にそのような対処をされるということでありまして、24日か25日に決めたかどうかは、私たちの知るところに及びません。それを24日に決めたとしたら、今の市長の答弁のとおりであります。やはりこういう問題はあからさまになることは事実ですし、きちんとした方向性を私たちも知っておいて、その中でこうなっている、という市民の行政不信を拭いていくのが私たちの役目だと思いますので、今後、その点はよろしく願いいたします。
もう1点、人事課にお伺いをいたします。
過去2年間の間に職員の個人的な形に及ぶかもわかりませんが、何件ぐらい、何人の処分をされたか、数値だけで結構ですのでお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 市長公室次長（戸口泰明君） 人事課の戸口からお答えいたします。
今回を含めて3件かと思います。
- 18番（赤阪和見君） それは私たちが知り及んでいるところですか。
- 市長公室次長（戸口泰明君） 先日の勤務中にパチンコという件が2件ございます。それを入れて3件でございます。
- 18番（赤阪和見君） もう1件は。
- 市長公室次長（戸口泰明君） 開発公社の件でございます。
- 18番（赤阪和見君） 全部新聞に載ってからの話なんです。新聞に載らなければそのまま、

という感じがせざるを得ないわけです。新聞に載ったからさかのぼって処分をするとか、しないとかの話であって、その点は、行政を預かるものとしてしっかりやっていただきたいと要望しておきます。

次に、今回の補正予算についてお伺いをいたします。

公共施設整備基金から取り崩してありますが、これとは逆に現在まで今年分ですが、何件ぐらいのマンションとか住宅が建って公共施設整備の寄付金がどのぐらいになっているのか。今、マンション建設等が非常に多いですが、1年前に納入された分とかがあるらしいですが、今年になってからどのぐらいの件数で、幾らぐらいになるか。

それから、室堂7号公園整備工事費というのは、場所はどこなのか。これもちょっと遅れていると思います。

もう1点、設計委託料は、どこの設計を委託しようとしているのか、お聞かせを頂きたいと思います。

もう1点は、歳入の方ですが、先ほども朝から市長からの答弁の前に会派を回られたとき、その余ったおカネは市の一般財源に入れる、という話がありましたが、この中に入っているかどうか。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。都市整備部。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） 申しわけございません。今、手元に資料がございませんので、この時間中にすぐ調べまして御報告したいと思いますので、御猶予いただきたいと思っております。
- 議長（大谷昌幸君） 次。公園課。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下から地域開発公園のことにつきましてお答え申し上げます。

室堂7号公園は伏屋町、変電所の近くにある公園でございます。開発者がリバー産業、開発面積は2,718㎡です。この公園につきましては、少しずつ昭和63年から平成3年まで7回程度開発してきております。今回、まとめて公園整備をするものでございます。

その上の設計委託費でございますが、この下の3公園の設計委託業務でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。本年の開発協議の概数でございますが、今日現在で85カ所ほどございます。開発負担金につきましては、10億円少々納入されてございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。総務部。
- 総務部長（神藤恒治君） 先ほどの件の残金の処置についてですが、一応、過年度の分、今までの分については、今年の決算の雑入で計上させていただきたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） ここには入ってないのですか。
- 総務部長（神藤恒治君） ここにはまだ入ってございません。決算上の処理となるものでございます。
- 18番（赤阪和見君） あと何ぼ残っており、どのように入るのか、その点について教えてくださいませんか。
- 総務部長（神藤恒治君） 現年度分については、一応、人事課の賃金に戻入をし、過年度分については、雑入として決算上収入するということでございます。
金額としては、過年度の雑入分として45万円ぐらい、現年度分で40万円ぐらいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 公園の設計の件ですが、細かいところまで設計がかかるわけですか。一応、向こうが周りを整地されてあると理解をし、あとは器具や植木の配置等だけでいいのですか。土木工事の中の擁壁工事等まで入っていると理解していいんですか。
それと、先ほどの件ですが、過年度は別にして、今年度はまだ通帳に残っていると、どのように管理をされているか、あと500円残っているのを雑入に入れるのではなく、すべての面にわたって一たん入れて、こういうことに要ったというように処理をしようとしているわけですか。その点はいかがですか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園の設計についてのお尋ねですので、お答え申し上げます。
遊具並びに植栽等、一定、修景的に見て安らぎのようなもの、それから、手洗とか砂場の配置等、本来ならば職員がすべきですが、やはり業務が非常に多うございますので、設計を委託しているのが現状でございます。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。先ほどの件につきましては、平成6年度中並びに5年度前という2つの金額の総額がございます。その中で6年度につきましては、当然、本年度内の会計でございますので、その誤りについては訂正をさせていただく。ただ、過年度分まで訂正をすることはできませんので、残金すべてを平成6年度の雑入として歳入する。その措置については、決算処理をしたいという考え方でございますので、よろしく願いいたします。
- 18番（赤阪和見君） そうしたら、残金ということは、7名雇うことで90余万円もらいながら5人しか雇ってない。2名分についての差額ですか、そういうことですね。6年度分という

のはまだ来てませんよね。これは3月31日になるのか、4月1日になるのか。2月、3月、4月と両年度にわたってますからね。ちょっとわかるように説明してほしい。

それから、7号公園の変電所の横というのは、あの問題の土地ですか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 違います。
- 18番（赤阪和見君） 違いますね。それでは結構です。
- 総務部長（神藤恒治君） これにつきましては、年度が2カ年にわたっております。繁忙期の2月、3月は前年度、4月と5月は新しい6年度です。ところが、この金額については、あいまいということはないんですが、不確定的な形で受け入れていると聞いております。とりあえず、この処理としては、今年の4月、5月は平成6年度の執行分ということで現年度分として戻入処理をする。過去の3月以前の分については、決算上雑入処理をしたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） 今、大杉さんが入って来ましたが、当事者でもありますし、市長から処分も受けているので、ちょっと出ておっていただいた方がいいと思います。

金額的な問題もちょっとわからない。どうするかははっきりしない。その中では、それに当たった、あるいは過去から引き継いで慣例によってやられてきた人が処分をされて終わっているということは、処分をされた人はたまったものではない。なるほど気を付けないかん点は気を付けなければいかんと思います。しかし、部長並びに市長、助役さん、しっかりとなぜこの問題が起こったのか、後はどうするのか、そして、今後はどうなっていくのか、今後の対処もきちんとした上で処分をされなければいけないのに、今の話を聞くと、何やららんげど中途半端です。

こういう実態で行政運営をされていけば、非常に私たちは不安であります。本来ならば、5年度の会計年度に出ますから、後で追加するなりきちんとした方向で処理してもらいたい。これは平成6年度にしたらいいいということで、6年度の最後にちょっと付け足して終わりという問題ではないという点でしっかりと対処していただきたい。余りにも中途半端な処分だけは止めてください。そうでないと、担当者にとっては非常に気の毒な面もあります。しかし、それを慣例として甘えてきたということで、本人にとっては厳しい面もあろうと思います。やはり上司である部長なり助役、市長の責任であると思いますので、その点でよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○ 議長(大谷昌幸君) ここで、4時10分まで休憩をいたします。

(午後3時55分休憩)

(午後4時10分再開)

○ 議長(大谷昌幸君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第32「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案第51号

平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成6年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,962,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,663,246	△11,000	2,652,246
	1. 国庫負担金	2,295,681	△11,000	2,284,681
5. 療養給付費交付金		1,106,758	10	1,106,768
	1. 療養給付費交付金	1,106,758	10	1,106,768
8. 繰入金		715,258	16,640	731,898
	1. 一般会計繰入金	613,651	16,640	630,291

10. 繰越金			2,830	2,830
	1. 繰越金		2,830	2,830
歳入合計		7,954,434	8,480	7,962,914

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,678,264	8,480	5,686,744
	3. 助産費	67,440	8,460	75,900
	5. 移送費		20	20
歳出合計		7,954,434	8,480	7,962,914

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。ただいま御上程をいただきました議案第51号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算は、先ほど、御議決いただきました和泉市国民健康保険条例の一部改正に伴う所要額等を補正するものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。94ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ848万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,291万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から内容を御説明申し上げます。99ページでございます。

まず、保険給付費でございますが、被保険者の出産に対し24万円を30万円に改めたことに伴い助産費を3,384万円更正減いたし、出産育児一時金として4,230万円並びに移送費として2万円を計上いたしました。

次に、歳入でございます。97ページでございます。

まず、国庫支出金でございますが、特定事務費以外の事務費が一般財源化されたことに伴

い、事務費負担金を1,100万円減額いたすものであります。

次に、療養給付費交付金でございますが、移送費の補正に伴い1万円を追加するものでございます。

次に、繰入金では、一般会計繰入金として国庫支出金の減額に伴う1,100万円等合わせて1,664万円を計上いたしました。

繰越金では、283万円を計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第51号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第33「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第52条

平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成6年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事	項	正		前		補		正		後	
		期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
	公共下水道事業用地取得事業	平成6年度 平成7年度	平成6年度 平成7年度		40,000		平成6年度 平成7年度				75,000
	和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成6年度 平成7年度	平成6年度 平成7年度	元金 及びその利子	40,000	元金 及びその利子	平成6年度 平成7年度	元金 及びその利子		元金 75,000 及びその利子	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源	そ の 他		
公 共 下 水 道 事 業 用 地 取 得 事 業	75,000 円			平 成 6 年 度 平 成 7 年 度	75,000 円	国 府 支 出 金	16,100 円	地 方 債	54,800 円	他	4,100 円
和 泉 市 土 地 開 発 公 社 に 委 託 し、 先 行 取 得 事 業 資 金 の 元 金 及 び そ の 利 子 (債 務 保 証)	75,000 元 金 及 び そ の 利 子			平 成 6 年 度 平 成 7 年 度	75,000 元 金 及 び そ の 利 子						元 金 75,000 及 び そ の 利 子

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。ただいま御上程いただきました議案第52号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。100ページでございます。

今回の補正予算の内容は、松尾川沿線の公共下水道管布設に伴う用地先行取得に係る債務負担行為限度額を4,000万円から7,500万円に変更いたすものでございまして、内容につきましては、「第1表 債務負担行為補正」のとおりであります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第52号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○

選挙第1号

和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について

平成6年10月24日をもって選挙管理委員及び補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条の既定により各4名を選挙するものとする。

平成6年10月3日 提出

和泉市議会議長

大谷昌幸

記

選挙管理委員

氏名	住所	生年月日

選挙管理委員補充員

氏名	住所	生年月日

選挙管理委員会に関する法律（抜粋）

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な意見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定するものうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなった時も、また、同様とする。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第34「和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、和泉市選挙管理委員及び補充員の任期が10月24日をもって満了いたしますことから、地方自治法第182条第1項の規定により委員及び補充員の選挙を議会において行うこととなっており、委員4名、補充員4名、計8名の選挙を願うわけであります。

なお、選挙については、指名推選の方法をもって行うことができることとなっておりまして、このことにつきましては、先日の議会運営委員会において御報告と御説明を申し上げておりますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

したがいまして、本選挙については指名推選とし、指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、はなはだ僭越でございますが、私から指名推選いたします。

なお、補充員につきましては、順位の決定も合わせて指名推選いたします。

選挙管理委員会委員に奥田勇一氏、藤原辰應氏、松井一雄氏、松葉勉氏、以上、4名。

次に、補充員といたしまして、1番 十和一郎氏、2番 阪口弓子氏、3番 嶺清氏、4番

葛城好隆氏、以上、4名。

以上、8名の方をそれぞれ指名推選いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、選挙第1号は、指名推選どおり当選されました。

○

- 議長(大谷昌幸君) 日程第35『「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成6年10月3日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	若 浜 記久男
同	友 田 博 文
同	松 尾 孝 明
同	中 塚 新 治
同	木 村 静 雄
同	竹 下 義 章
同	穴 瀬 克 己
同	西 口 秀 光
同	天 堀 博

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第13号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、国がその必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまでわが国の義務教育の根幹をなす制度として定着している。

しかし、政府は、財政難を理由に1985年度から1994年度の10年間に、旅費、教材費、恩給費、

共済追加費用を同制度より適用除外するなど、地方財政に大きな負担となる措置をとられている。さらに、来年度予算案編成において、学校事務職員、栄養職員の給与費に対する国庫負担適用除外が懸念される。

学校事務職員、栄養職員は学校教育の基幹職員として、義務教育諸学校において重要な役割を果たしており、この給与費を国庫負担から外すことは、地方自治体に過重な財政負担を強いるだけでなく、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことになる。

よって、本市議会は政府に対し、学校事務職員、栄養職員の給与費に対する義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教材費、旅費等について同制度の適用を復活させることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
大蔵大臣		
厚生大臣		
自治大臣		

- 議長（大谷昌幸君） 提案趣旨の説明を願います。
- 3番（若浜記久男君） ただいま上程されました件につきましては、事務局朗読どおりでございますので、議員各位の御同意をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第13号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第36「保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成6年10月3日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田 博文

同 若浜 記久男

同 松尾 孝明

同 中塚 新治

同 木村 静雄

同 竹下 義章

同 穴瀬 克己

同 西口 秀光

保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第14号

保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書

我が国は今、深刻な少子化社会をむかえている。勤労者が安心して子どもを生み育てられる社会づくり、未来を担う子どもたちを温かく育む社会づくりの重要性がかつてなく高まり、保育制度の抜本的な拡充が求められている。

しかし、国においては、これまで保育所措置費について、国庫負担率の引き下げをおこない、地方自治体に大きな負担をもたらしており、さらに、厚生省は保育問題検討会を設置し、一定所得以上の階層の利用契約制度(直接入所方式)の導入などを検討している。

利用契約制度(直接入所方式)は、憲法や児童福祉法にもとづく国と自治体の保育に関する公的責任の放棄、国の保育予算の大幅削減、保育の営利化の促進につながるものであり、国民が今、国に求めている保育制度の改善にはならない問題点をもっている。

保育者、保護者、国民が切実に求めているものは、20年以上もそのままになっている保育所「最低基準」の抜本的改善と豊かな保育をすすめられる職員の増員、保護者の実態に見合った保

育時間の延長と保育料の軽減などである。

「子どもの権利条約」を批准・発効した政府は、次代を担う子どもたちのすこやかな成長のためにも保育を「競争原理」にゆだねることなく、国と自治体の責任において「子どもの最善の利益」を保障する施策を講じる必要がある。

よって政府におかれては、保育所に利用契約制度（直接入所方式）の導入などおこなわず、公的責任を制度上も施策上も堅持し、国民が求めている豊かな保育、保護者の実態に見合った保育が保障されるよう早急に改善・拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
自治大臣

宛

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表いたしましてお願いいたします。ただいま事務局朗読のとおりでございますので、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第37「信太の森にヘリポート設置を行わないよう求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（事務局職員朗読）

平成6年10月3日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	須藤 洋之進
同	友田 博文
同	上田 育子
同	松尾 孝明
同	中塚 新治
同	柏 富久蔵
同	竹下 義章
同	西口 秀光
同	天堀 博

信太の森にヘリポート設置を行わないよう求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第15号

信太の森にヘリポート設置を行わないよう求める意見書

今般、航空技術専門学校によってその授業目的等で、和泉市信太山大野池畔にヘリポートを設置が予定され、生徒の訓練基地、格納庫、輸送等に使用し、さらに和泉市が訓練空域と予定されている。

この周辺は鶴山台をはじめ住民の密集区域であり、空路とされる直下には通学路もある。

本年5月、ロサンゼルスでの訓練中のヘリコプターの悲惨な墜落事故は記憶に新しいところであるが、訓練、送迎、整備によって、子ども、住民に与える事故の危険性ははかり知れず、また、訓練、送迎、整備に伴う騒音、大野池の水をはじめとする周辺環境破壊は、周辺住民の生活に多大な影響をあたえるものと予想される。

また、大阪府でも信太山地区の動植物等の実態調査とその保存に取り組まれているところであるが、貴重な信太の森の自然破壊にもつながるものである。

市街化調整区域内での5ヘクタール以内の専修学校建設は、法規により規制されているところであるが、上記計画は明らかに学校の一部として使用するヘリポート設置であり、市民にはかり知れない生活不安、教育上の不安をもたらす自然破壊につながる本施設の設置並びにヘリポート

使用が行われないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
運輸大臣
大阪府知事

宛

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 17番（須藤洋之進君） ただいま事務局朗読のとおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（田代一男君） 6番・田代であります。若干、質問をさせていただきます。

この問題は内容の遺憾を問わず、個人または企業の開発にかかわる問題であります。これらについて、議会が関与するのはちょっとおかしいのではなかろうかという感じがいたします。

いわゆる意見書の採択というものは、和泉市という地方公共団体の意思決定であります。こういうことが横行するようになれば、例えばマンション建設等いろんな開発には、必ず反対行動が伴います。反対される住民の方々が、議員を通じて意見書を提出した場合、いわゆる地方自治体の意思決定となり、いろんな良好な開発あるいは手順を踏んだ開発についてブレーキが掛かるのではないかと、というのが私見であります。これらについて、都市整備部長または開発調整課長の私見を賜りたい。あるいは都市計画課長でも結構です。参考意見をお聞きをしたい。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。都市整備部。
- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。参考に、ということでお断りいたしまして申し上げます。

この開発そのものについては、まだ私どもに書類として参ってございません。先に大阪府の方で許可するか否かの判断をいただいていると聞いてございますので、ここに書かれているとおり、許可されるか否かについては未定だと思います。

もう1つは、田代議員さんがおっしゃるようにすべてにそういうことがあるかどうかについては、市街化区域については、私どもも異論はいろいろございますが、調整区域のことでございますので、原則的には開発を許可しないという中では、例外的に地域に貢献するものについ

て、大阪府知事の慎重な審査の上で許可されているということでございます。今のところ、私どもはそれを待ちたいと思います。

○ 6番(田代一男君) 私は、この内容について反対、賛成ということでは決してありません。先ほども言いましたように個人あるいは企業の開発にかかわる問題についてこのような意見書を採択することは、今後、いろんな開発行為等にブレーキが掛かるのではないかと申し上げているわけです。したがって、今後、例えばマンション建設等いろんな地域の開発について、前回、このような意見書が採択されたではないか、という前例とならないことを個人的にお願いをしたい、こういうことであります。

○ 議長(大谷昌幸君) 並河議員。

○ 20番(並河道雄君) 今、田代議員から発言がありましたが、私たちの会派もサインしておりません。基本的な考えそのものには反対しておりませんし、私も個人的には地元でございますし、住民さんの気持ちはよくわかりますし、町会からもいろんな要望も受けております。そういう趣旨で賛成をしなかったのです。

私も同じ考えです。こういう問題を議会として取り上げるならば、下水の問題あるいはマンション建設等一杯出て来ると思います。町会の要望などをいちいち議運で諮ったり、こういう形で議会の手法としてやるべきなのかどうか、議長の意見をはっきり聞きたい。

それから先ほど、田代議員さんが意見をおっしゃいましたが、ここに松尾議員さんが書いてますし、また、須藤さんと竹下議員さんの2人が署名してますが、会派の代表が1人書けば、その会派はOKしたという解釈でいいのでしょうか。2人書いてますが、どういう意味か。これから全部うちやったら4人書かないといけないことになります。その点はどうでしょうか。

これは議会運営の問題です。理事者に答弁させるのはおかしいと思います。

○ 議長(大谷昌幸君) これは議会運営のことですので、後日、御協議をいただくことといたしまして……。

○ 20番(並河道雄君) 議会運営のことやったら、これだけを認めるというのはおかしい。僕は、おかしいと思ったのでサインをしてない。田代議員さんがおっしゃるようにこれが前例となったらおかしい。

○ 議長(大谷昌幸君) 若浜議員。

○ 3番(若浜記久男君) ただいまの質問につきまして、過去にこのような意見書について、同じ会派全員の記名をして上程をした経過もございます。この件については、今後、十分一定の方向は議会の中で決めていたと思います。各会派代表者1人でいい、ということがあったと記憶しております。再度、確認をしていただくということで意見を申し上げたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 天堀議員。
- 25番（天堀 博君） 議事進行で意見を申し上げます。

今、いろいろ御意見が出てますが、要は、ここに議員提出議案としてそれぞれの議員が署名されて出て来ているわけですので、これそのものをまず、お諮りすることが先決です。御意見は御意見として、それはしようがないと思います。これはまた、それらしき場でいろいろ議論をいただいたらいいと思います。ですから、田代議員さんが言われていた件については、それぞれの議員さんが判断すべきことだと思います。議会の意思としてどのように決定するかについては、現にここに出て来ている限りは、これを諮らなければしようがない。

また、数名の提出者が同じ会派から出ることについても、非常に難しい問題です。同じ会派でも意見の違う場合もありますし、自分の地元とかいろんなことがあります。その辺は、今後、議運なり代表者会議等でもう一度よく論議をしていただいたらいいと思います。とにかくこの案件については、お諮りしていただくことが先決ではなかろうかと思ひます。

- 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（大谷昌幸君） ここで、暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席で御待機願ひます。
（午後4時36分休憩）

（午後4時40分再開）

- 副議長（讃岐一太郎君） ただいま大谷昌幸議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に格別の御協力をお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題といたします。

追加日程表を配付させます。

（追加日程表配付）

辞職願を朗読させます。

（事務局職員朗読）

（10月3日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議長辞職許可について	

辞 職 願

私儀、

今般一身上の都合により、議長を辞職いたしたく許可されるよう願います。

平成6年10月3日

和泉市議会議長

大 谷 昌 幸

和泉市議会副議長

讃 岐 一 太 郎 殿

- 副議長（讃岐一太郎君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり大谷昌幸議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、大谷昌幸議長の辞職を許可することに決しました。

この際、大谷前議長のごあいさつを願います。

（議長辞職あいさつ）

- 12番（大谷昌幸君） この1年間、皆様方の御協力を得まして、大過なく過ごさせていただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

今後は、皆様方の一層のお力添えをいただきまして、私の議員としての市民の付託にこたえるべく一層努力する所存でございますので、今まで以上の御指導、御鞭撻をいただくようお願い申し上げます、まことに簡単、粗辞ではございますが、辞任に当たりましての御礼を兼ねてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 副議長（讃岐一太郎君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。大谷前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加し、議題といたします。

追加日程表を配付させます。

(追加日程表配付)

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第2号	議長選挙について	

選挙第2号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成6年10月3日 提出

和泉市議会副議長

讃岐 一太郎

議長当選者

氏名

- 副議長(讃岐一太郎君) お諮りいたします。議長選挙についてをいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 7番(松尾孝明君) 暫時休憩いたしまして、この日程について代表者会議を持たれたらどうかと思えます。
- 副議長(讃岐一太郎君) ただいま松尾議員さんから暫時休憩との御意見がありましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、それでは、暫時休憩をいたしまして代表者会議を開きたいと思

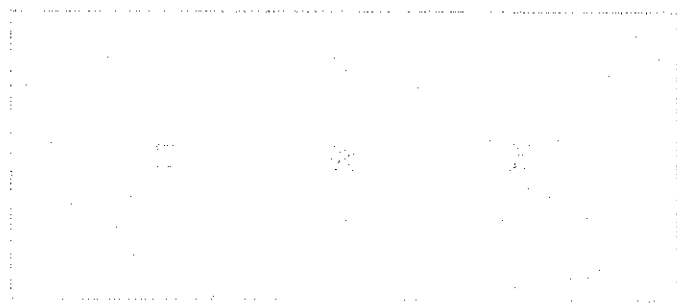
ますので、よろしくお願いたします。

(午後 4 時45分休憩)

(以後、本会議再開されず、散会)



最 終 日



平成6年10月20日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讃岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之守
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹紀
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと緑樹緑地)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
同次長兼用地課長	厩田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囀託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	河原茂隆
次長	井阪和充
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第2号	議長選挙について	

(午前11時30分開議)

- 副議長（讃岐一太郎君） 大変お待たせいたしました。議員の皆様方には、何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 副議長（讃岐一太郎君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 副議長（讃岐一太郎君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 副議長（讃岐一太郎君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしく願いいたします。

なお、記名については、記載台においてお願いいたしたいと思ひます。よろしく願い申し上げます。（投票）

- 副議長（讃岐一太郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に26番・原 重樹議員、1番・友田博文議員を指名いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

- 副議長（讃岐一太郎君） それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票25票、無効投票1票、無効投票中白票1票でございます。

有効投票中松尾孝明議員13票、天堀 博議員12票でございます。したがいまして、松尾孝明議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 副議長（讃岐一太郎君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、松尾孝明議員が議長に当選されました。
以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 副議長(讃岐一太郎君) ただいま議長に当選されました松尾孝明議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(松尾孝明君) このたびは、議員各位に大変御心労をおかけいたしまして、本当に心から申しわけないと思っております。また、議長選挙に際しましては、皆様方の温かい御支持、御後援を賜りまして、職責の重大さが身に沁みしております。今後、議員皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願いするものでございます。

御覧のとおり、浅学非才な私でございます。和泉市発展のため全身全霊を打ち込み、皆様方の御指導を仰ぎながらやっていきたいと思っております。どうか向こう1年、皆様方の御支持、御後援を心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、ごあいさつといたします。本日はどうもありがとうございます。(拍手)

- 副議長(讃岐一太郎君) 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただくことができました。心から厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(松尾孝明君) 先ほどは、本当にありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、自席をお願いいたします。

(午前11時50分休憩)

○

(午前11時54分再開)

- 議長(松尾孝明君) 大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま讃岐副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

追加日程表を配付させます。

(追加日程表配付)

- 議長（松尾孝明君） それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。
辞職願を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

(10月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		副議長辞職許可について	

- 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、讃岐一太郎副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、讃岐一太郎副議長の辞職を許可することに決しました。

この際、讃岐前副議長のごあいさつを願います。

(副議長退任あいさつ)

- 9番（讃岐一太郎君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

この1年間、副議長として議席をいただき、本日まで議員各位の心温かい御支援、御協力をいただきまして、本日、無事にその責務を終えることができました。本当にありがとうございました。

この1年間、私にとって大きな体験と経験をさせていただきました。ひとえに皆様方の御協力、御支援のたまものと感謝しております。ただいまからは、一議員に戻りまして議員活動に専念をしたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げ、副議長辞任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長（松尾孝明君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。讃岐前副議長さんにはこの1年間、本当に御苦勞様でございました。

○

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月20日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第3号	副議長選挙について	

選挙第3号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成6年10月20日 提出

和泉市議会議長

松尾孝明

副議長当選者

氏名

○ 議長（松尾孝明君） この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

追加日程表を配付させます。

（追加日程表配付）

○ 議長（松尾孝明君） 「副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

○ 8番（中塚新治君） 時間も時間でございますので、暫時休憩し、午後から代表者会議というところでどうございましょうか。

○ 議長（松尾孝明君） ただいま中塚議員より暫時休憩後、お昼から代表者会議という御意見がございましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、暫時休憩をいたしまして、会派代表者会議を開きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(正午休憩)

○

(午後 4 時15分再開)

- 議長（松尾孝明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしく願いいたします。

なお、記名につきましては、記載台にてお願いいたします。

(投票)

- 議長（松尾孝明君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番・上田育子議員、6番・田代一男議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

○ 議長(松尾孝明君) それでは、開票の結果を局長より報告させます。

○ 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票26票、有効投票中森 悦造議員13票、中塚新治議員13票でございます。

以上でございます。

○ 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。すなわち森 悦造議員の得票と中塚新治議員の得票が同数であります。しかも、その得票数は、法定得票数7票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手順について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

なお、1番と2番くじで行いますので、順序を決めるくじでは、1番を引いた方が先に本くじを引く権利を有し、本くじでは、1番のくじを引いた方が当選人といたします。

以上、御了承を願います。

それでは、森 悦造議員、中塚新治議員の登壇を願います。

(森 悦造議員、中塚新治議員登壇)

それでは、まず、くじを引く順序をお決め願います。

ただいまのくじの結果、中塚議員が先にくじを引くことになりました。よって、中塚新治議員、くじをお引き願います。ただし、1番を引かれた方を当選といたします。

それでは、ただいまのくじを引く順番の1番の中塚新治議員から引いてください。同時にお願いいたします。

(くじ引き)

くじの結果を報告いたします。

森 悦造議員が当選のくじを引かれました。よって、森 悦造議員が副議長に当選されまし

た。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

- 議長(松尾孝明君) ただいま副議長に当選されました森 悦造議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長のあいさつをお願いいたします。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(森 悦造君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま不肖、私を副議長という大役に御推挙いただき、身に余る光栄でございます。今後は、議長さんの補佐役といたしまして懸命に務める所存でございますので、議員各位の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、粗辞ではございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長(松尾孝明君) 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日の議事予定は、この後、各委員会委員の辞任及び選任並びに一部事務組合議会議員の選挙についてを予定いたしておりますが、本日の会議時間内の審議は困難と予想されますので、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

なお、先ほど申し上げましたとおり、各委員会委員の辞任及び選任等については、会派代表者会議、また、全員協議会等で例年、御協議を願っておりますので、ここで、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、ここで、暫時休憩いたします。

(午後4時37分休憩)

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月20日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
3		常任委員会委員の辞任について	別紙
4		特別委員会委員の辞任について	別紙
5		常任委員会委員の選任について	別紙
6		特別委員会委員の選任について	別紙
7		決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
8	選挙第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
9	選挙第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
10	選挙第6号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

平成6年10月20日

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成6年10月20日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

総務委員会委員（6名）

松尾孝明 猪尾伸子 中塚新治 木村静雄
並河道雄 西口秀光

産業文教委員会委員（6名）

早乙女実 柏富久蔵 友田博文 須藤洋之進
赤阪和見 柳瀬美樹

建設水道委員会委員（7名）

池田 秀夫	井坂 善行	若浜 記久男	田代 一男
大谷 昌幸	穴瀬 克己	勝部 津喜枝	

厚生病院委員会委員（7名）

上田 育子	辻 正治	森 悦造	讃岐 一太郎
竹下 義章	天堀 博	原 重樹	

平成6年10月20日

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成6年10月20日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

交通・公害対策特別委員会委員（12名）

勝部 津喜枝	井坂 善行	森 悦造	上田 育子
田代 一男	池田 秀夫	柏 富久蔵	竹下 義章
赤阪 和見	並河道 雄	西口 秀光	原 重樹

開発事業対策特別委員会委員（12名）

辻 正治	猪尾 伸子	友田 博文	上田 育子
松尾 孝明	池田 秀夫	柏 富久蔵	木村 静雄
竹下 義章	赤阪 和見	西口 秀光	早乙女 実

同和対策特別委員会委員（8名）

穴瀬 克己	西口 秀光	森 悦造	須藤 洋之進
並河道 雄	柳瀬 美樹	原 重樹	勝部 津喜枝

関西新国際空港対策特別委員会委員（8名）

中塚 新治	田代 一男	友田 博文	若浜 記久男
木村 静雄	竹下 義章	赤阪 和見	天堀 博

土地開発公社特別委員会委員（12名）

原 重 樹 柏 富久蔵 友 田 博 文 若 浜 記久男
 松 尾 孝 明 中 塚 新 治 井 坂 善 行 竹 下 義 章
 穴 瀬 克 己 並 河 道 雄 柳 瀬 美 樹 天 堀 博

（午後8時55分再開）

- 議長（松尾孝明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配付いたしております追加日程表のとおり、それぞれ日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、それぞれ日程に追加いたします。

追加日程第3「常任委員会委員の辞任について」及び追加日程第4「特別委員会委員の辞任について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、各委員会委員から辞任願が提出されております。お手元に配付いたしております資料のとおり、それぞれ辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、常任委員会委員及び特別委員会委員の辞任については、許可することに決しました。



委 員 会 名		人 員	委 員 長	副委員長	委 員
常 任 委 員 会	総務委員会	6	若浜記久男	井坂善行	田代一男 讃岐一太郎 辻 正治 天堀 博
	産業文教委員会	6	原 重 樹	上田育子	木村静雄 竹下義章 穴瀬克己 猪尾伸子
	建設水道委員会	7	須藤洋之進	早乙女 実	森 悦造 大谷昌幸 池田秀夫 赤阪和見 西口秀光
	厚生病院委員会	7	並河道雄	柏 富久蔵	友田博文 松尾孝明 中塚新治 柳瀬美樹 勝部津喜枝
特	交通公害対策 特別委員会	12	友田博文	上田育子	田代一男 讃岐一太郎 井坂善行 柏 富久蔵 須藤洋之進 穴瀬克己 辻 正治 柳瀬美樹 早乙女 実 猪尾伸子

別 委 員 会	開発事業対策 特別委員会	12	池田秀夫	井坂善行	友田博文 上田育子 田代一男 柏 富久蔵 竹下義章 赤阪和見 辻 正治 西口秀光 原 重樹 勝部津喜枝
	同 和 対 策 特別委員会	8	赤阪和見	猪尾伸子	中塚新治 讃岐一太郎 穴瀬克己 西口秀光 柳瀬美樹 天堀 博
	関西新国際空港 対策特別委員会	8	田代一男	友田博文	池田秀夫 大谷昌幸 木村静雄 竹下義章 辻 正治 勝部津喜枝
	土地開発公社 特別委員会	12	木村静雄	田代一男	友田博文 若浜記久男 中塚新治 大谷昌幸 須藤洋之進 穴瀬克己 並河道雄 西口秀光 天堀 博 原 重樹

決算審査特別委員会委員名簿

友 田 博 文 竹 下 義 章
 若 浜 記 久 男 穴 瀬 克 己
 田 代 一 男 並 河 道 雄
 讃 岐 一 太 郎 柳 瀬 美 樹
 池 田 秀 夫 天 堀 博
 柏 富 久 蔵 早 乙 女 実
 木 村 静 雄

○ 議長（松尾孝明君） 次に、追加日程第5より第7までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の委員選任については、先刻の議員全員協議会において種々御協議を願っております。つきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本3件は、名簿のとおり選任することに決しました。

○ 議長（松尾孝明君） ここで、お手元の資料のとおり、各委員会正副委員長さんが互選されております。この際、各常任委員会正副委員長さんを代表してのごあいさつをお願いいたします。各常任委員会正副委員長さんは前の方へお願いいたします。総務委員長さんから代表してお願いいたします。

(常任委員会正副委員長代表=総務委員長あいさつ)

- 総務委員長(若浜記久男君) ただいま私ども4常任委員会の正副委員長が選任をされまして、はなはだ僭越ではございますが、総務委員長の故をもって一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

これから向こう1年間、スムーズに常任委員会が進められるよう精一杯頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。(拍手)



選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

平成6年10月20日 提出

和泉市議会議長

松尾孝明

記

泉北環境整備施設組合議会議員(5名)

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

平成6年10月20日 提出

和泉市議会議長

松尾孝明

記

泉北水道企業団議会議員(5名)

選挙第6号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組規約第6条の規定により選挙を行なう。

平成6年10月20日 提出

和泉市議会議長

松尾孝明

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

一部 事務 組合 議会 議員	泉北環境整備施設組合議会議員	5	池田秀夫 竹下義章 早乙女実 猪尾伸子 勝部津喜枝
	泉北水道企業団議会議員	5	上田育子 井坂善行 大谷昌幸 西口秀光 柳瀬美樹
	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員	3	讃岐一太郎 木村静雄 穴瀬克己

- 議長（松尾孝明君） 常任委員会正副委員長さんを代表してのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いいたします。

次に、追加日程第8より第10までは、いずれも組合議会議員の選挙についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の選挙につきましても、先刻の議員全員協議会で種々御協議を願っておりますので、選挙の方法については指名推選によることとし、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名いたします。

事務局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 朗読いたします。順不動、敬称は略させていただきます。

お手元に御配付しております名簿のとおり、泉北環境整備施設組合議会議員に池田秀夫議員、竹下義章議員、早乙女実議員、猪尾伸子議員、勝部津喜枝議員、以上、5名でございます。

次に、泉北水道企業団議会議員に上田育子議員、井坂善行議員、大谷昌幸議員、西口秀光議員、柳瀬美樹議員、以上、5名でございます。

次に、南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に讃岐一太郎議員、木村静雄議員、穴瀬克己議員、以上、3名でございます。

- 議長（松尾孝明君） ただいま事務局長朗読のとおり、以上、13名の方々をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました13名の方々をそれぞれ組合議会議員として指

名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ただいま当選されました13名の方々に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○ 議長(松尾孝明君) ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加することに決めます。追加議案を配付させます。

(追加議案配付)

○ 議長(松尾孝明君) 追加日程第11「監査委員の選任について」を議題といたします。

平成6年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
11	議案第53号	監査委員の選任について	追加 P. 1

議案第53号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成6年10月 日 提出

和泉市長 池田忠雄

住所

氏名

生年月日

職業

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第53号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員さんは、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び識見を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。

今回、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、西口秀光議員さんが人格識見ともに兼ね備えた方でありまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものであります。どうか西口議員さんを監査委員に御選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なおまた、須藤洋之進議員さんには、監査委員に御就任以来適正な監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。原議員。

- 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。ただいまの監査委員の選任についてでございますが、共産党議員団を代表して意見を申し上げます。

もちろん、市長からの選任人事案件であります。言うまでもなく、これは議長選挙あるいは副議長選挙と深くかかわった人事案件ということでもあります。そういうことから考えましても、今回の議長選挙等の流れの中でも問題がありますし、あるいはまた日ごろ、共産党議員団が市政全般につきまして、特定団体部落解放同盟べったりの市政だということで批判しているということもあります。本日は詳しく言いませんが、そういう状況の中で今回の提案につきましては、同意するわけにはいかないということで、共産党議員団といたしましては、反対を表明しておきます。

- 議長（松尾孝明君） 反対意見がありますので、挙手により採決いたします。

賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第53号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました監査委員のごあいさつを願います。

(監査委員就任あいさつ)

- 監査委員（西口秀光君） 貴重なお時間を拝借いたしました一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま監査委員ということで皆様方の御推挙をいただきました。身に余る光栄でございます。私も前任者の須藤議員さんと同様に頑張りたいと思います。議長さん、副議長さん並びに先輩議員皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。簡単粗辞でございますが、就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（松尾孝明君） ここで、ただいま西口秀光議員が監査委員に就任されましたので、先刻の議員総会の申し合わせによりまして、泉北水道企業団議会議員として、西口秀光議員に代わり友田博文議員を改めて指名推選いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、泉北水道企業団議会議員として友田博文議員を指名推選することに決しました。

○

- 議長（松尾孝明君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、閉会あいさつ)

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月30日、平成6年第3回定例会をお願いを申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多繁の中にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定あるいは平成5年度和泉市水道事業会計、病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審査を願うことに相な

りました。委員の皆様方には、まことに御苦労様でございますが、よろしく願いを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、十分これを尊重いたしますとともに、助役の選任につきましても御同意を賜りまして、本市の執行体制も一層確立をしていただきました。これを機に一層市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任されることになりました大谷議長さん、讃岐副議長さんには、御就任以来円滑なる議会運営を通じ市政発展のため御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におきますお2人の並々ならぬ御尽力と御心労に対しまして、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

また、後任の議長には松尾議員さん、副議長には森議員さんが、先刻、議員皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、監査委員さんには、西口議員さんが先刻、皆様方の御同意により御就任をされました。今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待を申し上げる次第であります。よろしく願いを申し上げます。合わせて須藤議員さんには重ねて厚く深く御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

また、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選をされましたが、それぞれ所管をされます事項につきまして、今後、いろいろと御審議を相賜り、御苦労をおかけすることとは存じますが、先ほど、ごあいさつをいただきました正副委員長さんを中心によりよろしくお願いを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、長時間にわたる御審議を相煩わし、御議決をいただきましたことに対しまして重ねて厚く御礼を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長(松尾孝明君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る9月30日開会されましてより本日までの長期間にわたります定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を賜り、本

日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、これもちまして平成6年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後9時13分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長
(署名議員)

松尾孝明

署名議員

西口秀光

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700
FAX: 773-936-3701
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

PROFESSOR [Name]

STUDENT [Name]

ASSISTANT [Name]

RESEARCHER [Name]

POSTDOCTORAL FELLOW [Name]

GRADUATE STUDENT [Name]

UNDERGRADUATE STUDENT [Name]

TECHNICAL STAFF [Name]

ADMINISTRATIVE STAFF [Name]

OTHER [Name]